行政院及所屬各機關出國報告(出國類別:考察)

研習日本溫泉觀光產業輔導及溫泉 設施環境管理維護計畫

The study of industrial assistances and facility management and maintenance of Japan's hot spring tourism industry

服務機關:交通部觀光局 經濟部水利署

姓名職稱:耿工程司蕙玲 吳助理工程司依芸

周副工程司欣毅

派赴國家:日本

出國期間: 97年6月30日至7月12日

報告日期: 97年10月8日

系統識別號: C09702855

行政院及所屬各機關出國報告提要

頁數:75 含附件:☑是□否

出國報告名稱:研習日本溫泉觀光產業輔導及溫泉設施環境管理維護計畫

出國計畫主辦機關:交通部觀光局

出國人員姓名/服務機關/單位/職稱/電話:

耿蕙玲/交通部觀光局/ 工程司/23491668 周欣毅/交通部觀光局/ 副工程司/23491701 吳依芸/經濟部水利署/助理工程司/89415086

出國類別: ☑1.考察□2.進修□3.研究□4.實習□5.其他:

出國期間:民國 97 年 6 月 30 日至 7 月 12 日

出國地區:日本

報告日期:民國97年10月8日

分類號/目:

關鍵詞:

內容摘要:台灣溫泉資源豐富,隨著溫泉法及 13 項子法自 94 年 7 月 1 日起正式實行,溫泉資源管理及產業輔導是未來重要的課題。 日本溫泉法在 1948 年即制定,對於如何輔導及規範溫泉產業 永續利用,已行之有年,溫泉產業整體發展之管理制度,值得 台灣借鏡與學習。考量台灣溫泉產業發展深受日本極大影響, 爲利後續推動溫泉觀光產業輔導、溫泉區管理及提昇業界溫泉 休憩品質,計劃透過實地參訪研習,深入瞭解日本在溫泉地區 觀光產業輔導及整體環境設施維護經營管理方面之作法,以爲 輔導國內溫泉產業及提昇溫泉觀光休憩之服務品質。

出國報告審核表

| 出國 | 報告名稱:研習日本 | 溫泉觀光產業輔 | 導及溫泉設施環境管理維護計 |
|--------------|--|--|---|
| | 出國人姓名 | 職稱 | 服務單位 |
| | 耿蕙玲 | 工程司 | 交通部觀光局 |
| | | 副工程司 | 交通部觀光局 |
| | | 助理工程司 | 經濟部水利署 |
| 出國 | 期間:97年6月30日3 | 至 97 年 7 月 12 日 | 報告繳交日期:97年10月8日 |
| 出國計畫主辦機關審核意見 | 項」) 図3.內容充實完備 図4.建議具參考價值 □5.送本機關參考或。 □6.送上級機關參考 □7.退回補正,原因:以所蒐集外文資 依格式辦理 □ 子檔 □8.本報告除上傳至 | 必須具備「目的 研辦 「□□不符原核定と 料爲內容 □□內 □未於資訊網登録 出國報告資訊網登録 出國報告資訊網 國報告座談會(記 國報提出報告 | 」、「過程」、「心得」、「建議事出國計畫 □□以外文撰寫或僅 日容空洞簡略 □□電子檔案未 最提要資料及傳送出國報告電 外,將採行之公開發表: 品明會),與同仁進行知識分享。 |
| 轉 | □1.同意主辦機關審 □2.退回補正,原因 □3.其他處理意見: | | □部分(塡寫審核意見編號) |

說明:

- 一、出國計畫主辦機關即層轉機關時,不需填寫「層轉機關審核意見」。
- 二、各機關可依需要自行增列審核項目內容,出國報告審核完畢本表請自行保存。
- 三、審核作業應儘速完成,以不影響出國人員上傳出國報告至「出國報告資訊網」為原則。

研習日本溫泉觀光產業輔導及溫泉設施環境管理維護計畫

員 錄

| 壹、 | 前言 | | |
|----|------------|--|----|
| | <u> </u> | 緣起 | 1 |
| | _, | 研習目的 | 1 |
| | \equiv 、 | 研習成員 | 1 |
| | 四、 | 研習計畫 | 2 |
| | 五、 | 研習及參訪行程 | 3 |
| 貳、 | 實錄 | 摘要 Table Table Ta | |
| | <u> </u> | 研習-「日本溫泉相關管理法系概說」 | 5 |
| | 二、 | 研習-「溫泉地建設與社區總營造-以阿寒湖溫泉爲例」 | 7 |
| | \equiv 、 | 研習-「溫泉資源之妥善利用及管理」 | 10 |
| | 四、 | 參訪- 現地視察 Spa La Qua(都市型溫泉設施) | 14 |
| | 五、 | 研習-「日本溫泉醫學之利用」 | 15 |
| | 六、 | 研習-「神奈川縣土地及建物開發規範概要」 | 20 |
| | 七、 | 研習-「神奈川縣溫泉資源現況概說」 | 23 |
| | 八、 | 研習-「有馬溫泉資源現況概說」 | 28 |
| | 九、 | 研習及參訪-「有馬溫泉產業振興經驗」 | 31 |
| | +, | 研習-「神戶市役所溫泉管理作爲」 | 39 |
| | + • | 研習及參訪-「草津溫泉產業振興經驗」 | 41 |
| | | 研習-「草津溫泉景觀暨資源管理機制」 | 45 |
| | 十三、 | 參訪-「草津地區溫泉中和事業」 | 47 |
| 參、 | 心得 | 與建議 | 51 |
| 肆、 | 參訪 | 相關附件 | |
| | <u> </u> | 日本溫泉利用現況表 | 53 |
| | | 神奈川縣溫泉保護對策要綱 | 56 |
| | \equiv 、 | 箱根町開發審查表 | 62 |
| | 四、 | 有馬地區溫泉分析表 | 65 |
| | 五、 | 神戶市入湯稅款 | 68 |
| | 六、 | 神戶市溫泉設施條例 | 69 |

壹、前言

一、緣起

台灣溫泉資源豐富,隨著溫泉法及13項子法自94年7月1日起正式實行,溫泉資源管理及產業輔導是未來重要的課題。日本溫泉法在1948年即制定,對於如何輔導及規範溫泉產業永續利用,已行之有年,溫泉產業整體發展之管理制度,值得台灣借鏡與學習。考量台灣溫泉產業發展深受日本極大影響,爲利後續推動溫泉觀光產業輔導、溫泉區管理及提昇業界溫泉休憩品質,計劃透過實地參訪研習,深入瞭解日本在溫泉地區觀光產業輔導及整體環境設施維護經營管理方面之作法,以爲輔導國內溫泉產業及提昇溫泉觀光休憩之服務品質。

二、研習目的

本次出國研習係奉交通部提荐觀光局參加經濟部 97 年度台日技術合作計畫,並獲計畫評審委員會評選同意前往研習,研習期限為 13 天。主要研習目的如下:

- (一)參訪中央溫泉主管機關環境省,瞭解日本溫泉產業發展政策、「溫泉地計畫」審查核准程序,對溫泉地區業者所提土地開發許可申請案件,尤其是地處除峭、臨河岸地區,如何提高建築安全標準以維公共安全。
- (二)以草津、箱根及有馬等較具規模之溫泉開發地區爲觀摩對象,參訪地方 溫泉主管機關都道府縣及市町村,瞭解其「溫泉地計畫」規劃及其執行 情形,及公部門對當地溫泉發展協會之具體產業輔導措施。
- (三)參訪日本重要溫泉研究及開發單位,如中央溫泉研究所、社團法人日本溫泉協會,瞭解各地公、民營溫泉取供事業實際運作模式,參觀蒐集溫泉供配系統、收費方式、溫泉現地管理等資料。

三、研習成員

本計劃研修及參訪行程由經濟部國際合作處、台北駐日經濟文化代表處及 日本財團法人國際建設技術協會協助安排,交通部觀光局耿工程司薫玲、周副 工程司欣毅及經濟部水利署吳助理工程司依芸等 3 員參加,並由林正子小姐負責協助全程翻譯工作,其中日本財團法人國際建設技術協會高橋靖之、伊藤不二夫及台北駐日經濟文化代表處謝偉馨先生等人,亦隨同參與相關之研習及參訪行程。

四、研習計畫

(一)參訪對象:

爲確實達到參訪之目的,參訪形式採取會談及實地考察 2 種方式併同實施, 原計書設定參訪對象如下:

- 1、參訪中央溫泉主管機關環境廳,瞭解日本溫泉產業發展政策。
- 2、參訪地方溫泉主管機關都道府縣及市町村,瞭解日本具體溫泉產業輔導措施及相關計畫規劃過程。
- 3、參訪日本重要溫泉研究及開發單位,如中央溫泉研究所。
- 4、實際與日本各地區溫泉發展協會之經驗交流與座談。

(二) 具體的研修內容:

- 1、依據日本溫泉法第14、15條及溫泉法施行細則第7條規定,環境廳長官 得指定溫泉地域並要求設施改善,藉由參訪溫泉地區,深入瞭解日本溫泉 區不同型態之實際案例及發展過程。
- 2、依據日本溫泉法第20條規定,溫泉開鑿須經都道府縣自然環境保全審議會諮問,又「溫泉地計畫」須經環境廳核准,經由資料收集及實際案例,研習其特定審查程序。
- 3、日本負責土地政策之上位計畫部門或開發部門,對溫泉地區業者所提土地 開發許可申請案件,尤其是針對地形陡峭、臨河岸地區是否開放申請建 築,如有開放,如何要求提高建築安全標準符合公共安全?是否有特定輔 導計畫或審查原則,研習其實際案例。
- 4、瞭解各地公、民營溫泉取供事業實際運作模式,參觀蒐集溫泉供配系統、 收費方式、溫泉現地管理等資料,提供台灣未來溫泉政策制定與經營管理 之參考。
- 5、隨著國人對泡溫休閒之需求提昇,研習將日本溫泉遊憩設施之相關管理維護經驗,將有助於公部門給予業者積極適當之協助、業者本身溫泉設備升級及泡湯環境改善等。

(三)預期達成目標及效果:

- 1、提供台灣推動溫泉地區觀光產業輔導及經營管理之具體方向及作法,及中央觀光主管機關審查溫泉區管理計畫之重要參考。
- 2、熟悉公、私部門共同推動溫泉發展應有之歷程及介面,建立推動溫泉產業 之重要機制,必要可供作後續溫泉子法研修重點。
- 3、加強台灣與日本政府部門溫泉業務及民間溫泉業者間之溝通、聯繫管道。

五、研習及參訪行程

| | H-1-111 | | www.fea. 7. who could be f |
|----------|---------|------------------|----------------------------|
| 日期 | 時間 | 行程(單位/講師) | 研修內容/地點 |
| 6/30 (一) | | 啓程 | |
| | | | |
| 7/1 (二) | 上午 | 行前說明會 | 日本財團法人國際建設技術協會 |
| | 10:00~ | 國建協/企劃部 高橋靖之 | (簡稱國建協)6樓55會議室 |
| | | | |
| | 下午 | (社)財團法人日本溫泉協會 | 研習 |
| | 2:00~ | 講師/事務局長 布山裕一 | 「日本溫泉相關管理法系概說」 |
| | | | |
| 7/2 (三) | 上午 | (財)財團法人日本交通公社 | 研習 |
| | 10:00~ | 講師/研究調査部長 梅川智也 | 「溫泉地建設與社區總營造」 |
| | | | |
| | 下午 | (財)財團法人中央溫泉研究所 | 研習 |
| | 2:00~ | 講師/所長 甘露寺泰雄 | 「溫泉資源之妥善利用及管理」 |
| | | | 國建協6樓55會議室 |
| | | | |
| 7/3 (四) | 上午 | (株)東京 DRICO 株式會社 | 現地視察/地下鉄・後楽園 |
| | 11:00~ | 講師/管理課課長 田丸幸男 | Spa La Qua(都市型溫泉設施) |
| | | | |
| | 下午 | (財)財團法人日本健康開發財團 | 研習 |
| | 1:00~ | 講師/研究調査部 矢崎俊樹 | 「日本溫泉醫學之利用」 |
| | | | 國建協6樓55會議室 |
| 7/4 (五) | 上午 | 神奈川縣小田原土木事務所 | 硏習 |
| | 10:00~ | 講師/建築指導課長 依田貴仁 | 「神奈川縣土地及建物開發規範 |
| | | | 概要」 |
| | 下午 | 神奈川縣溫泉地學研究所 | 研習 |

| | 1:00~ | 講師/主任研究員 菊川城司 | 「神奈川縣溫泉資源現況概說」 |
|----------|--------|------------------|----------------|
| 7/5 (六) | | 資料整理 | |
| 7/6(日) | | 移動 (東京→京都) | |
| 7/7 (一) | 上午 | 京都自然史研究所 | 研習 |
| | 10:00~ | 講師/理事長 西村進 | 「有馬溫泉資源現況概說」 |
| 7/8 (二) | 下午 | (社)有馬溫泉觀光協會 | 研習及設施視察 |
| | 1:00~ | 講師/兆楽 當谷正幸 | 「有馬溫泉產業振興經驗」 |
| 7/9 (三) | 上午 | 神戶市國際文化觀光局文化觀光部 | 硏習 |
| | 10:00~ | 講師/觀光交流課 課長 天王寺谷 | 「神戶市役所溫泉管理作爲」 |
| | | 慶吾 | |
| 7/10 (四) | 下午 | 草津温泉旅館協同組合 | 研習及設施視察 |
| | 2:00~ | 講師/中澤一裕 | |
| 7/11 (五) | 上午 | 草津町役場 | 講義 |
| | 10:00~ | 講師/溫泉課課長 吉田秀男 | 「草津溫泉景觀暨資源管理機 |
| | | | 制」 |
| | 下午 | 國土交通省關東地整局 | 現地視察 |
| | 1:30~ | 品木水庫水質管理所 | 「草津地區溫泉中和事業」 |
| | | 檢討會 | 國建協6樓55會議室 |
| | | 國建協/企劃部 高橋靖之 | |
| 7/12 (六) | | 返國 | |

貳、研修實錄摘要

一、日本溫泉相關管理法系概說

(一) 時間:7月1日14:00

(二)地點:財團法人國際建設技術協會

(三)講師:財團法人日本溫泉協會 / 事務局長 布山裕一

- (四)陪同人員:台北駐日經濟文化代表處謝偉馨、財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子
- (五)講授(參訪)單位簡介:財團法人日本溫泉協會係以日本溫泉之研究、推動溫泉知識普及、溫泉資源保護、溫泉利用設施改善、國民保健之增進及觀光資源之活用爲目的,於1929年12月4日設立,並於1930年3月17日受認可爲日本溫泉界唯一的統合團體。其主要工作包含:
 - 1、溫泉相關調查研究及各項資料之收集。
 - 2、溫泉地區之保健、文化、觀光及其他相關設施之改善促進之指導。
 - 3、溫泉利用方式之指導、協調及諮詢。
 - 4、溫泉地質、挖掘、汲取、泉源保護、溫泉水權及地域振興等現地調查、指 導與協調。
 - 5、溫泉相關知識推廣及溫泉地區介紹。
 - 6、溫泉相關研討會議、展覽會,及國外溫泉保養地視察研修之辦理。
 - 7、溫泉相關出版物之刊行及販售。
 - 8、相關政府機關及民間團體之協調聯繫。

(六)講授摘要:

- 1、日本與溫泉相關之法系大致包括:溫泉法、旅館業法、公共浴場法(規範入浴設施標準等)、水質污濁防止法(規範排放基準)、入湯相關稅法(屬地方稅法,以保育、觀光及消防等爲主要支用項目)、旅行業法、觀光立國推進基準法(96.01)、景觀法(街區風景之保全)及文化財保護法(地域文化之保存和利用)等。
- 2、日本溫泉法於 1948 年制訂施行,2007 因應相關災害之防止工作,開始進行修法程序。
- 3、「國民保養溫泉地」自1945年開始指定(3處),至2008年共有91處; 日本實施溫泉保養地之歷程係自1954年開始實施「國民溫泉保養地」、 1974年開始導入溫泉保養館、1981年建構國民保健溫泉地、1986年成立

溫泉健康執行委員會、1987年制定綜合保養地域整備法,1990年實施溫泉醫利用型醫療費用可以抵稅有醫療之行為;日本環境省對國民溫泉保養地有明確的定義,一是擁有顯著的溫泉功效、豐富的出水量、適合利用的溫度,其二是良好的環境衛生條件、周邊地區需有優美的景色、在溫泉氣候學上適合作為休養地,三是擁有適切的醫療機構與休養設施,或是即將設置、設立以醫學角度來指導正確的溫泉利用及健康管理的顧問或醫師,四是災害防治的安全措施與交通相對便利或交通可改善之可能性。

- 4、日本溫泉行政之體系,中央主要由環境省主管,都道府縣則由藥物課主管, 雖相關業務跨涉各單位,但橫向聯繫尙屬順暢;惟因地方各有其行政標 準,將來恐生問題。
- 5、日本溫泉法目前所出現之問題包括對於泉源保護無積極之規定、對於溫泉 療養之規定未明確、業者對於溫泉權利未落實、溫泉挖掘及利用等管制於 中央管轄單位不一等。
- 6、日本利用「文化財保護法」對於振興溫泉之例:
 - (1) 與溫泉有關之自然現象:如間歇泉、北投石(玉川溫泉)等。
 - (2) 建築物:如道後溫泉、銀山溫泉等。
 - (3) 傳統祭典儀式:如野澤溫泉、有馬溫泉(入初式)等。





二、溫泉地建設與社區總營造-以阿寒湖溫泉爲例

(一)時間:7月2日10:00

(二)地點:財團法人國際建設技術協會

(三)講師:財團法人日本交通公社 / 研究調査部長 梅川智也

(四)陪同人員:財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介:該公社係自 1912 年日本旅行社而衍生,自 1963 年,由日本股份有限公司交通國營公司(現任:JTB 股份有限公司)獨 立出旅行部門,對於觀光文化振興進行相關調查、研究及研習之工作。

(六)講授摘要:

- 1、阿寒湖溫泉之概要:
 - (1) 距離釧路空港約1小時之車程。
 - (2) 位於阿寒國立公園內。
 - (3) 阿寒湖周邊土地係由前田一步園財團所有及管理,包含森林及動植物的保護、自然環境的保全及溫泉泉源的管理等。
 - (4) 容宿能力: 收容力約 7000 人, 半數以上由其中 9 間大型旅館所容納。
 - (5) 宿泊人數: 1998 年爲 102 萬人,至 2006 年減爲 82 萬人。
- 2、因應遊客數減少之危機感,自 2000 年開始由町及溫泉區全體,合意成立「阿寒湖溫泉活性化戰略會議」,進行阿寒湖溫泉之活性化工作,其預期目標包括:
 - (1)發展成為釧路市之觀光核心地點,透過公私部門之協力,共同協商發展之方向。
 - (2) 除觀光產業外,亦倂同思考市區整備和就業問題,同時成爲適合居住之地點。
 - (3) 區分短、中、長期發展策略,並分頭進行。
- 3、2001年6月成立「阿寒湖溫泉發展協議會」,整合原有相關之協會團體, 統籌區域之振興工作。

4、2010年發展目標之設定:

| | 觀光面 | 生活面 |
|----|---------------|----------------|
| 現狀 | 道東地區代表的觀光地 | 自然環境優美但醫療及居住品 |
| | | 質較差 |
| 課題 | 對於新時代新旅遊型態之因應 | 居住環境品質之改革 |
| 策略 | 1.從團體客群轉換爲個人 | 1.重現阿寒湖及其四周之魅力 |

| | 2.從人之消費轉換爲時間之消 | 2.湖畔、商店街及居住環境之景 |
|------|----------------|-----------------|
| | 費 | 觀整理 |
| | 3.從謹爲住宿之目的轉換爲地 | 3.居民及業者之合力 |
| | 區逗留 | |
| 2010 | 愉快的湖畔,悠閒的溫泉 阿寒 | 湖 |
| 目標 | ~3 天 2 夜湖畔之旅 | |

5、整體營造案例

(1) 商店街景改造





(2) 觀光資訊中心及產品之開發



攜帶型煙灰缸之製作



旅遊服務中心之興建(預計2009年4月完成)

(3)阿寒湖畔公園化



⇔ 改造前



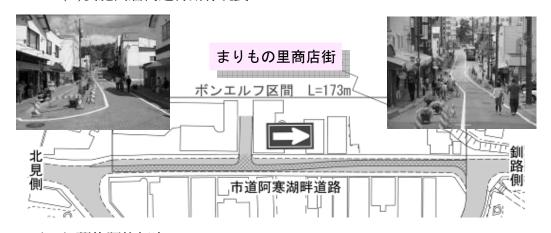


↑ 改造後

(4)對住宿客免費提供旅遊指南及標誌,並可獲得商店優惠



(5)實施商店街通行動線規劃







三、溫泉資源之妥善利用及管理

(一) 時間:7月2日14:00

(二)地點:財團法人國際建設技術協會

(三)講師:財團法人中央溫泉研究所 / 所長 甘露寺泰雄

(四)陪同人員:財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授摘要:

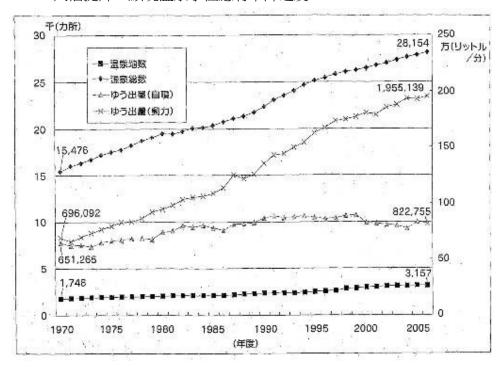
1、日本溫泉資源概述:

(1) 日本溫泉法針對「溫泉定義」,參考德國溫泉法項目訂定,指從地裡所 湧出的溫水、礦水以及水蒸氣或其他的氣體(碳化氫爲主成分的天然 瓦斯除外),符合附表一之溫度或成分之一者,其中溫度部分採以日本 中部地區夏天平均溫度爲標進。

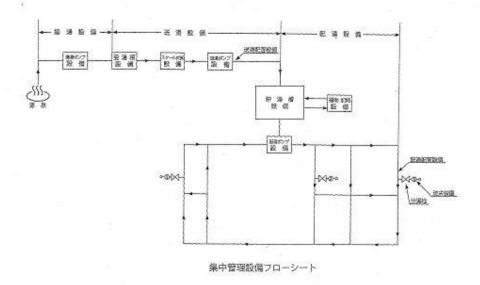
| | 中部地區夏天平均溫度為標準。 | | | | | |
|----|---|--------------|--|--|--|--|
| | 日本溫泉標準 | | | | | |
| 溫度 | 溫度(從泉源採取時的溫度) 攝氏 25 度以上 | | | | | |
| 物質 | 物質(下面所列物質中之任一項) | | | | | |
| | 溶解物質 | 含量 | | | | |
| 1 | 總溶解物 | 總量 1000 毫克以上 | | | | |
| 2 | 游離碳酸(CO2) | 250 毫克以上 | | | | |
| 3 | 鋰離子(Li) | 1毫克以上 | | | | |
| 4 | 鍶離子(Sr) | 10 毫克以上 | | | | |
| 5 | 鋇離子(Ba) | 5毫克以上 | | | | |
| 6 | 鐵或費里康銅(Fe,Cu) | 10 毫克以上 | | | | |
| 7 | 第1錳離子(Mn) | 10 毫克以上 | | | | |
| 8 | 氫離子(H) | 1 毫克以上 | | | | |
| 9 | 溴離子(Br) | 5毫克以上 | | | | |
| 10 | 碘離子(I) | 1 毫克以上 | | | | |
| 11 | 氟離子(F) | 2毫克以上 | | | | |
| 12 | 氫砷酸離子(HasO4) | 1.3 毫克以上 | | | | |
| 13 | 苯環亞砷酸(HasO₂) | 1 毫克以上 | | | | |
| 14 | 總硫磺(S) [HS+S ₂ O ₃ +H ₂ S] | 1 毫克以上 | | | | |
| 15 | 苯環硼酸(HBO2) | 5 毫克以上 | | | | |
| 16 | 苯環硅酸鹽(H2SiO3) | 50 毫克以上 | | | | |
| 17 | 重碳酸鈉(NaHCO3) | 340 毫克以上 | | | | |
| | | | | | | |

| 18 | 氢(Rn) | 百億分之 20 居里單位以上 |
|----|-------|----------------|
| 19 | 鐳(Ra) | 一億分之1毫克以上 |

- (2) 對於溫泉之理療相關規範,與台灣有相同的問題,受限於醫師法及藥師法規定,日本針對療養泉之定義或療效,並未訴諸於法規或納入健康保險制度。但日本民間協會自訂之療養泉定義(附表二),早已受到日本民間普遍認同。
- (3) 受泡湯休閒觀光風氣盛行影響,日本溫泉開發型式亦有明顯的改變, 自 1970 年至 2005 年統計資料顯示(附圖一),以機械動力取水井比率 大幅提升,顯現溫泉水位應有下降之慮。



2、溫泉集中管理系統:對於溫泉資源的保護對策包含:開發間距、開鑿深度、 口徑及動力等限制以及溫泉保護地域之設定,自部分知名溫泉地區發生溫 泉枯竭,目前推行集中管理系統機制,已有130處,多由縣、市、町、村 等一個公部門結合民間協會組成推動。



- ・補助加熱設備は温泉群の混合温度が42℃以下の場合設けるもので、地球温暖化防止のため化石燃料、電力等を使わない加熱設備です。
 - 温泉の集中管理は漢泉の温泉を効率のよい方法で利用摘設へ供給するのが使命の一つですから、浴槽で一度使った温泉は使用しません。

细多界:温泉。属于坚理,温泉、丁里之绿东、41月(2009)

3、日本溫泉法修法檢討:鑒於 1998 年 10 月焊接火花引燃挖掘時噴出天然瓦斯、1998 年 12 月挖掘狀況時視察人員點燃打火機引燃天然瓦斯,引發爆炸、2003 年 04 月天然瓦斯噴出時,鄰近的事務所因香菸而引起火災,產生爆炸、2005 年 02 月溫泉井套管清洗作業中,天然瓦斯噴出,因石油暖氣機的火焰引發火災、2005 年 12 月鑽孔機啟動開關啟動瞬間,引燃噴出的天然瓦斯,發生爆炸等案例,日本政府著手開始進行法規檢討修正,於2007 年 11 月 30 日發布溫泉法部份修正草案,2008 年 05 月 21 日溫泉法部份修正法案正式實施日期等政令公佈,2008 年 05 月 28 日溫泉法施行細則部份修正並公告各部會,並於2008 年 10 月 1 日起要求溫泉井開發者,應制定可燃性天然瓦斯的相關對策。

4、溫泉法施行細則修正要點:

- (1) 有可燃性天然瓦斯噴出危險性之場所
 - ·挖掘坑口必須距離施工工地界線 8M 以上。
 - 挖掘坑口 8M 以內嚴禁設置用火設備並嚴禁用火,且須設置嚴禁用 火標示。
 - · 挖掘坑口 8M 範圍內,或設置柵欄範圍內嚴禁非相關人員進入。
 - 必須設置防止噴出設備。

- · 必須設置可燃性瓦斯警報設備。
- ·以目視檢測等方法實施檢測有無噴出徵兆,紀錄結果並保存。
- (2) 必須設置攜帶型可燃性瓦斯檢測器以及滅火器
- (3) 每一工作日必須檢測甲烷濃度一次以上,紀錄結果並保存
- (4) 製作災害防止規範,明定事故發生時所採取之必要措施
- (5) 許可申請書,完工申報書等申報書之記載項目以及附錄文件的追加

5、其他訪談重點紀要

- (1) 日本溫泉法 2008 年修法檢討針對可燃性天然瓦斯噴出危險性之場所已 有明確規範,但對於另一種有害氣體硫化氫則尙無規範。
- (2) 日本溫泉法僅針對可燃性天然瓦斯之防範訂定基本原則,至於具體分析或審查程序,則由都道府縣因地制官規範。
- (3) 溫泉法規之檢討修正應認清事實、順應時代潮流變遷。





四、現地視察 Spa La Oua (都市型溫泉設施)

(一) 時間:7月3日11:00

(二)地點:DRICO株式會社

(三)講師:DRICO株式會社 / 管理課課長 田丸幸男

(四)陪同人員:財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

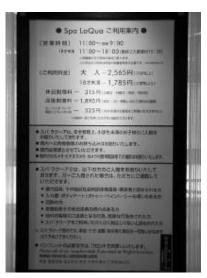
(五)講授(參訪)單位簡介: LA QUA 係位於東京都內之都市型溫泉泡湯場所, 其溫泉來源爲大深度溫泉井。

(六)講授摘要:

- 1、溫泉深井開發係由各都道府縣政府審查管理,自從去年東京發生室內溫泉 井氣爆事件後,目前溫泉井開發的過程需依今年環境省發布之溫泉開發之 可燃性氣體事故防止指導方針辦理;完成開發後亦有維護管理階段之可燃 性氣體事故防止指導方針規定。
- 2、有關可能含有可燃性氣體之溫泉井開發指導方針,包含以井口爲中心八公 尺範圍內不得使用含火器設備、嚴禁用火、噴出防止等。
- 3、至於使用階段之指導方針,可分爲戶外與室內兩種,兩者皆需嚴禁用火並 安置氣水分離器及排氣閥,室內場所尚需裝置換器設備、警報器及防爆設 備,並應注意可燃性氣體之防漏,以確保安全。







五、日本溫泉醫學之利用

(一)時間:7月3日13:00

(二)地點:財團法人國際建設技術協會

(三)講師:財團法人日本健康開發財團 研究調查部 / 矢崎俊樹

(四)陪同人員:財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介:原日本人泡湯多習慣於 1~2 月,因此 JTB 公司研究利用溫泉具療養之特點,以延長國人於溫泉鄉消費的時間,並成立「財團法人日本健康開發財團」,以 SPA 水療設施之開發、普及、利用及相關健康研討會之辦理,爲主要之工作項目。

(六)講授摘要:

1、日本溫泉醫療之歷史

- (1) 自古以來,人民即發現受傷的動物會自然的到溫泉泡湯,在日本文字 出現之前,日本即開始有泡湯的歷史。日本湯治原爲農閒期到溫泉區 停留 5~10 日之現象,現今日本鄉下仍有湯治的文化,但泡湯人口已呈 高齡化,天數亦少。日本湯治已非治療之目的,而是人用以舒緩長期 之疲勞。自明治維新後,近代西洋醫學被引入,如湯治等傳統醫學即 式弱。
- (2) 直到一德國博士被聘請到東京大學講授西洋醫學時,其對日本傳統之 溫泉療養非常感興趣,開始將日本如草津溫泉等介紹到西方。

2、第2次世界大戰後日本溫泉發展

- (1) 於第 2 次世界大戰時,在許多溫泉地都設有醫院,以治療受傷之陸、海軍,惟戰後就沒落。而戰後因景氣之復甦,如熱海等傳統溫泉區,則發展成「遊樂地」之形式,反而失去溫泉療養或紓緩的功能;當時「溫泉旅行」即意味著「宴會、與藝妓同玩」。另,公司之慰問旅行帶來大量的團體客,也造成溫泉區服務型態之轉變,民間開始興建大規模的旅館;如日光鬼怒川,其溫泉量並不多,但因娛樂之需求,該地興建大量之飯店。惟自泡沫經濟後,大型旅館經營困難,紛紛轉手經營或被銀行接管。
- (2) 第 2 次世界大戰前,德國醫學體系於日本許多大學於溫泉區分設有研究所,但日本戰敗被美國統治後,美國醫學體系引入,原東京大學及德國系醫院對於溫泉之研究暫停;另因現代醫學無法證明溫泉之療效,因此美國醫學體系亦屏棄相關溫泉之研究,而德國現在亦未對溫

泉療養進行進一步之研究工作。

3、現代德國的溫泉制度

目前德國溫泉療養之行爲已納入健保之制度,於東西德合倂前,3個禮拜可以泡一次湯,並有溫泉保健醫師,針對個人體質、健康狀況等,指導其泡湯及運動方式等。

4、現代日本溫泉醫療的利用

因日本政府未視泡湯爲醫療行爲且未納入保險制度,因此醫院方面並未積極意願配合,目前有100家左右,惟大部份未利用溫泉進行醫療,頂多當作熱水,或加壓按摩用。溫泉設施已從「歡樂」轉換爲「身心放鬆」。

- 5、以溫泉設施作爲醫學利用之課題:
 - (1) 如何因應及接待重患病人。
 - (2) 健康客人會降低前往之意願。
 - (3) 食宿價錢高,但其所包含豐盛之餐點是否適合病人食用?接受度仍待觀察。
 - (4) 溫泉飯店難以對外佐證其溫泉之療效。
 - (5) 集客方式有困難。
- 6、厚生勞動省對於溫泉之相關制度
 - (1) 以「公眾浴場法」(針對未住宿之泡湯行為)、「旅館業法」作為浴槽衛生管理之準則:原係避免因大腸桿菌發生使入浴者感染而規定,而由地方政府(都、道、府、縣)依其地方特性再另行訂定條例規範之;基本上規定每日換水,但大規模者要求完全換水會有操作上之困難,因此視各地方而定。自95年阿米巴原蟲事件開始,預計相關規定將會更加嚴峻。
 - (2) 由厚生勞動省大臣認定「健康增進設施」制度:

| 項目 | 溫泉利用型 | 溫泉利用課程(program)型 | | |
|------|---|--|--|--|
| 實施日期 | 平成元年 | 平成 15 年 | | |
| 運動設施 | 須包含以下 2 項運動設備: 1. 健身房 2. 運動室 3. 泳池 | 除本身外,其週遭必須有其他 相關可增進民眾健康之設施可 利用。 | | |
| 溫泉設施 | 可供沖身適應溫度之小浴槽 全身及半身浴池 寢湯 | 刺激性強之浴槽:42℃以上 強泉質之溫泉 刺激性弱之浴槽:39℃弱泉 質之溫泉 | | |

| 項目 | 溫泉利用型 | 溫泉利用課程(program)型 |
|-------|---|-------------------------------------|
| | 4. 壓力浴及氣泡浴 5. 蒸氣浴、土耳其浴及桑拿 (以上皆具備) | |
| 指導員需求 | 1. 健康運動指導士 2. 溫泉利用指導員 備註:以上係經國家考試所取 得之體育系、保健師、營養管 理師等,經一定時間之培訓而 取得資格;健康運動指導士需 經12 天培訓,目前有1萬多 名,溫泉利用指導員需經4天 培訓,目前有300多名。 | 溫泉入浴指導員 備註:經2日之培訓講習課程 即可獲得資格。 |
| 申請難易度 | 難 | 易 |





附圖 5-1 日本溫泉利用型健康增進設施-全國分布圖



クアハウス 碁点

[URL] http://www.kur-goten.jp

〒 995-0209

山形県村山市碁点 1034-7

TEL: 0237-56-3351 FAX: 0237-56-3352

<提携医療機関> 鈴木内科医院



<交通>

- · JR山形新幹線村山駅より車で10分
- ・東北中央自動車道「東根 IC」より~R 13~20分

自然を満喫しながら健康づくり

山形県のほぼ中央部の村山市に立地し、山形の母なる川「最上川」 のほとりにたつ、多目的温泉保養館です。

あなたの健康づくりにきっとお役に立つはずです。ヘルスアップ プランで是非、ご利用ください。

泉質

ナトリウム・カルシウム-塩化物温泉(含塩化土 類-食塩泉)

適応症

きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性 婦人病、神経痛、筋肉痛、五十肩、運動麻痺、関 節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器痛、 痔痛、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進



施設の特徴

自然の中での運動や栄養バランスを考えたヘルシー食。そして身体の芯まで温まる温泉入浴。最上川沿いの遊歩道コースでのウォーキングや、屋外の洋風露天風呂SPAブールでのアクアエクササイズ。四季折々の景色の中でリラクゼーション効果もバツグンです。豊かな自然と共に、心も身体もリフレッシュできるはずです。

お客様のヘルスアップのため、一人一人の目的に合わせて、健康運動指導士・温泉利用指導者が心を込めてサポートいたします。





施設一覧

宿泊:本館 28 室 124 名収容、別館 7 室 18 名収容

日帰り入浴:バーデゾーン 250 円、S P A プール (水着着用施設) 500 円

大広間:150 名収容。婚礼・法要・他各種宴会 売店:地元特産品他山形県の名産品を取り揃 えております。

レストラン: 村山そば街道9番店・ラーメン 街道加盟店。他各種定食もございます。

駐車場:無料 150 台収容

施設からの一言

東沢バラ公園・そば打ち体験やいも煮会・さくらんぼ狩り・最上川三難所舟下り・焼物教室等・地元の特産品や、食文化に触れる観光体験もできます。最近人気のグランドゴルフ場も1kmのところにあります。

9

六、神奈川縣十地及建物開發規範概要

(一) 時間:7月4日10:00

(二)地點:神奈川縣小田原土木事務所

(三)講師:神奈川縣小田原土木事務所 / 建築指導課課長 依田貴仁

(四) 陪同人員: 財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介:該事務所為神奈川縣之下屬單位,負責小田原市、 箱根町、真鶴町、湯何原町等 4 區之都市計劃制定及開發審查等工作; 其下包括管理、計畫建築、道路都市及河川砂防等 4 部。

(六)講授摘要:

神奈川縣對於土地使用之規則及誘導如下:

- 1、急傾斜地崩壞災害防止法:1969.8.1施行,該法指定「急傾斜地崩壞危險區域」之條件爲崖高5公尺、坡度30度及保全對象5戶以上(政府機關、學校、醫院及旅館等不在保全對象5戶之限),所劃定區域內之挖填、建築及溫泉井挖掘等之工程行爲,接受一定程度之管制;該法由政府及民意訂之,目前區內只有1處受管制。
- 2、土砂災害防止法:2001.4.1 施行,危險區域之指定分爲以下 2 種:
 - (1) 警戒區域:管制程度尚未嚴格,惟當警報發布時,民眾須配合避難。
 - (2) 特別警戒區域:公共設施(含溫泉)開發時有一定程度之管制。





土砂災害防止法遷襲

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。



基礎調査の実施

部道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

当砂災事警戒区域の指定 《生砂湾のおそれがある区域》

土砂災害特別警戒区域

〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が 区域指定の 対象となります。

がけ崩れ

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象

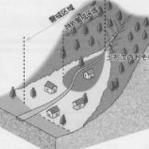
十 石 流

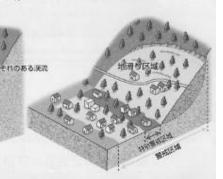
山や川の石や土砂が、大雨などにより 水と一緒になって激しく流れ下る現象

地滑り

爾や雪どけ水が地下にしみこみ、断 続的に斜面が滑り出す現象









監修:国土交通省砂防部 発行:全国地すべりがけ崩れ対策協議会

七、神奈川縣溫泉資源現況概說

(一) 時間:7月4日13:00

(二)地點:神奈川縣溫泉地學研究所

(三)講師:神奈川縣溫泉地學研究所 / 主任研究員 菊川城司

(四)陪同人員:台北駐日經濟文化代表處謝偉馨、財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介:神奈川縣溫泉地學研究所位於神奈川縣箱根國家 公園山腳,隸屬於神奈川縣安全防災局,設立於一九六一年,主要目的 為地震監測與預防、保護地下水及溫泉資源,目前也進行溫泉泉質及甲 烷氣體之檢測工作及研究計畫。

(六)講授摘要:

- 1、目前日本既有溫泉地區,近二十年陸續有超過一千米以上深度之大深度溫泉井出現,至去年三月調查已有約七十處,大多位於非火山地區,甚至都會地區,因爲深度大所獲得之溫泉及礦物質,可符合溫泉定義,但其生成因素及是否會有深層地下水源枯竭或造成地盤下陷等問題,目前神奈川縣溫泉地學研究所正辦理此類之非火山溫泉研究。
- 2、現階段神奈川縣溫泉地學研究所尚未進行溫泉資源之定點自動,自一九六 七年起大約數年會進行數處之詳細項目泉質檢測,以建立溫泉長期資料, 以1970年神奈川縣發生過一次嚴重的地震,造成該地區溫泉溫泉略微上 升爲例,這幾年的資料顯示該次影響已漸趨緩。爲了掌握地下水資源,該 地區三處地下水靜水位之量測。
- 3、箱根地區溫泉泉源約每分鐘 22000 公升,其中湯本地區約佔每分鐘 5500 公升,依 1970 年至 2008 年分析資料顯示,湯本地區溫泉泉質可分爲四類, 這樣豐富的泉源自昭和初期起,即由箱根溫泉供給株式會社扮演溫泉取供 事業之角色。
- 4、神奈川縣溫泉地學研究所具另一各特殊的功能,是溫泉代檢機構,日本法規並未似台灣法規以溫泉水權要求水權人需一至二年進行一次檢測,但每約十年需進行一次約三十項之溫泉檢測,並將其揭露於公開場合,今年起並應將甲烷氣體之檢測納入,而地學研究所此規模之檢測報告收費約八至九萬(新台幣),較一般檢測業界的來得低廉。





附件 7-1 日本溫泉分析書(例)

温泉分析書

(神奈川温研 第〇〇〇〇号)

1. 申請者 住所 神奈川県横浜市○○町1丁目2番3号

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

2. 顔泉名 湯本温泉 (顔泉名:○○の湯) 台帳番号 湯本 第○○○号

3. 湧出、揚鴉地 神奈川県足柄下郡箱根町湯本〇〇番地

4. 湧出、揚湯地における調査及び試験成績 現地試験日時 平成○○年○月○日10時00分

73.2 ℃

23. 2 °C

揚湯量

63. ½/min

湧出形態 動力揚湯

動力 電動機 ○○社製 5.5kw、○○型40段 ホ中ポンプ 使用

掘削深度 500. m

海抜標高 100. m

静水位 知覚的試験 50. m (地表面基準)

木位測定日 平成〇〇年〇月〇日

7. 1

無色透明無臭殆ど無味

pН

分析終了日 平成19年7月17日

5. 試験室における試験成績 知覚的試験 無色透明無臭殆ど無味

pН

7. 11

0.9981 g/cm³ (27.6℃) 導電率

2, 670×10° mS/m (25°C)

蒸発残留物 1.832 g/kg (110℃乾燥)

6. 試料1kg中の成分、分量及び組成

成分総計 1.770 g/kg

| 勝イス | ナン | ₹99°5A | ₹9n*# | 331/1/16 | 陰イ | オン | ₹99°74 | 3100 | 37.1% |
|------------|---------------------|--------|-------|----------|----------|----------------------------------|--------|------|--------|
| リチウムイオン | (Li*) | 0, 25 | 0.04 | 0.15 | ファ素イオン | (F-) | 1, 52 | 0.08 | 0.31 |
| ナトリウムイオン | (Na ⁺) | 369. | 16.1 | 61.92 | 塩素イオン | (C1-) | 515. | 14.5 | 56, 57 |
| カリウムイオン | (K ⁺) | 22.4 | 0.57 | 2.19 | 臭素イオン | (Br-) | 1.52 | 0.02 | 0.08 |
| マケーネシウムイオン | (Mg ²⁺) | 1. 18 | 0.10 | 0, 39 | 硫酸イオン | (SO ₄ 3-) | 487. | 10.1 | 39, 41 |
| カルシウムイオン | (Ca2+) | 184. | 9, 18 | 35. 31 | 炭酸水素イオン | (HCO ₃ ⁻) | 56.5 | 0.93 | 3, 63 |
| ストロンチウムイオン | (Sr2*) | 0.48 | 0.01 | 0.04 | 炭酸イオン | (CO ₂ 2-) | 0.07 | 0.00 | |
| 第一鉄イオン | (Fe2+) | 0.00 | | 0.000 | 硝酸イオン | (NO ₉ ⁻) | 0.00 | | |
| アルミニウムイオン | (A1°+) | 0.03 | 0.00 | | メタケイ酸イオン | (HSiOa) | 0.23 | 0.00 | |
| マンカーンイオン | (Mn ²⁺) | 0.02 | 0.00 | | メタホケ酸イオン | (BOz -) | 0, 08 | 0.00 | |
| 亜鉛イオン | (Zn*+) | 0, 01 | 0,00 | | | | | | |
| 腸イオン | 計 | 577. | 26. 0 | 100.00 | 除イオ | ン計 | 1062. | 25.6 | 100.00 |

| 遊離 | 成分 | ミリク・ラム | \$3.7A |
|-----------|----------|--------|--------|
| メタケイ酸 | (H2SiOs) | 114. | 1.46 |
| メタネケ酸 | (HB0:) | 9.69 | 0, 22 |
| 遊雌二酸化 | 炭素 (CO2) | 7.58 | 0.17 |
| | | 17500 | |
| | | | |
| 307 806 6 | 步 公 計 | 131 | 1.85 |

| 微量质 | 2 分 | 359" 7A | ミリモル | |
|------------|--------|---------|------|--|
| 銅イオン | (Cu2+) | 0.00 | | |
| 给付2 (Pb2+) | | 0.00 | | |
| カト" ミウムイオン | (Cd2+) | 0.00 | | |
| 総ヒ素 | (As) | 0.161 | 0.00 | |
| 総水銀 | (Hg) | 0.000 | | |
| 微量成 | 分計 | 0.16 | 0.00 | |

7. 泉質

ナトリウム・カルシウムー塩化物・硫酸塩泉(旧泉質名 含石膏ー食塩泉)

中性 低張性 高温泉

8. 禁忌症、適応症等 温泉分析書別表に記載

9. 調査及び試験者 神奈川県温泉地学研究所 技術吏員 菊川城司、代田寧

10. 登録分析機関の名称及び登録番号 神奈川県温泉地学研究所、神奈川県知事登録第1号

平成〇〇年 〇月〇〇日

神奈川県小田原市入生田586

神奈川県温泉地学研究所長

本 多 久 男

附件 7-2 日本溫泉分析書別表(例)

温泉分析書別表

(神奈川道研 第〇〇〇〇号)

湯本温泉 (源泉名:○○の湯) 1. 源泉名

台帳番号 湯本 第〇〇〇号

2. 湧出、揚湯地

神奈川県足柄下郡箱根町湯本〇〇番地

3. 温泉分析申請者

住所 神奈川県横浜市〇〇町1丁目2番3号

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

4. 泉質

ナトリウム・カルシウムー塩化物・硫酸塩泉(旧泉質名 含石膏ー食塩泉)

中性 低張性 高温泉

5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりです(飲用については、さらに細菌検査等が必要です)。

(1) 禁忌症、適応症

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化 その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困 難であるが、当温泉の禁忌症、適応症はおおむね次のとおりです。

一般的禁忌症(裕用)急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不 全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

イ 泉質別禁忌症(浴用)

(飲用) 腎臓病、高血圧症、下痢の時、その他一般にむくみのあるもの

- ウ 一般的適応症(浴用) 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、 慢性消化器病、痔疾、冷之症、病後回復期、疲労回復、健康増進
- エ 泉質別適応症(浴用)きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病、動脈硬化症 (飲用) 慢性消化器病、慢性便秘、慢性胆囊炎、胆石症、肥満症、糖尿病、痛風
- (2) 裕用、飲用の一般的注意事項

温泉には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞ れの泉質に適する用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。したがって裕用又は飲用上の注意事 項はおおむね次によることとし、特に飲用には新鮮な温泉を用いるとともに源泉及び飲泉施設について十分な公衆 衛生上の配意を行わせること。

裕用上の注意事項

- (ア) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。 その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- (イ) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (ウ) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわりまたは浴湯反応)が現われることがある。 「湯あたり」の間は、入浴回数を滅じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (エ) 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること
 - a 入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - b 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - 入裕後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に裕後真水で 身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)
 - 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る
 - e 次の疾患については、原則として高温裕(42℃以上)を禁忌とする。

- 高度の動脈硬化症 高血圧症 心臓病 f 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
- g 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。 h 飲酒しての3%は低いなかです。
- 飲酒しての入浴は特に注意する。
- イ 飲用上の注意事項
- (ア)飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
- (イ) 湿泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlない。 し1000mlまでとすること。
- (ウ) 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
- (エ)以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - 一般には食前30分ないし1時間がよい。
 - 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。 含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
 - c 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。
- (注) この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものです。 温泉の利用については、温泉法第15条による許可を受けなければなりません。

温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意事項掲示証

1. 温泉利用施設名称

競励症及び入浴上の注意事項

107

2、源泉名

勝本温泉 (源泉名:〇〇の書) 台級番号 勘本 第〇〇〇号

3. 泉質

ナトリウム・カルシウムー塩化物・磁酸塩泉 (旧泉質名 含石膏一食塩泉) 中性 低張性 高温泉

4. 泉温

- (1) 源泉 (2) 使用位置
- 73.2 °C
- 5. 温泉の成分

知覚的試験 無色透明無臭殆ど無味 pН 2. 670×10° mS/m 海電車 蒸発残留物 1.832 成分維計 1.770 g/kg g/kg

| 最 イ オ | 2 | ng/kg |
|--------------|---------------------|-------|
| タクタムイオン | (L1*) | 0.25 |
| ナラリウムイセン | (Na+) | 369. |
| カリサムイオン | (K*) | 22.4 |
| ヤターネシウムイオン | (Ng**) | 1.18 |
| まかいウエイオン | (Ca 2+) | 184. |
| ストロンチウムイオン | (Sr=*) | 0.48 |
| 第一鉄付が | (Fe ²⁺) | 0.00 |
| アルミニタルイオン | (A1**) | 0.03 |
| 454 (544) | (Mn° ") | 0.02 |
| 亚鉛石約 | (Zn =+) | 0.01 |

| 2 | ng/kg |
|-----------------------|--|
| (F") | 1,52 |
| (C1 ⁻) | 515. |
| (Br) | 1.52 |
| (80,77) | 487. |
| (HCO ₂ -3) | 56.5 |
| (00,2-) | 0.07 |
| (X0, 1) | 0.00 |
| (BS10, -) | 0.23 |
| (BO+ -) | 0.08 |
| | (C1 ⁻) (B ₇ ⁻) (S0 ₄ ⁻) (HC0 ₅ ⁻) (C0 ₄ ⁻) (NO ₄ ⁻) (HS10 ₅ ⁻) |

| | 遊 | 推 | 放 | 分 | ng/kg |
|----|-----|----|----|----------|-------|
| 33 | 沙子的 | | | (H:SiOa) | 114. |
| 33 | さり酸 | | | (HBO:) | 9.69 |
| 遊 | 離二 | 酸化 | 炭素 | (CO.) | 7.58 |

| 微 量 成 | 59 | ng/kg |
|-------------|---------|-------|
| 類(お) | (Cu11) | 0.00 |
| 鉛 (オン | (Pb 1+) | 0.00 |
| カト" ミウムイオン・ | (Cd**) | 8.00 |
| 総t裏 | (As) | 0.161 |
| 線水銀 | (Hg) | 0.00 |
| | | |

- 6. 温泉の成分の分析年月日
- 7. 登録分析機関の名称及び登録番号 神奈川県知事登録第1号

1、禁忌症及び適応症

匿泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分 温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他蹉敗の総 。 国来現の相等、本語、利用者の生活状態の変化での組織度の終 合作用に対する生体反応によるもので、 国泉の成分のみによって 各国泉の効用を確定することは困難であるが、当温泉の紫沿症、 適応症はおおむね衣のとおりです。

(1) 一般的禁忌症(洛用)

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、 重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、そ の性一般に病勢道行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

- (3) 一般的適応症(智用)

神経痛、筋肉痛、関節者、五十肩、運動麻痹、関節のこわば り、うちみ、くじき、慢性術化器病、痔疾、冷え症、病後回復 期、疲労回復、健康増進

(4) 泉質別適応症(路用)

きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚影児童、慢性婦人病、動 腺硬化症

2、 入浴の方法及び注意

■単には老化現象が認められ、地中から第出した直後の新鮮な 個果が最も効用があるといわれているが、それぞれの来質に適す る用い方をしなければかえって疾病に不利に働く場合がある。し たがって裕用上の往居事項はおおむね次によることとする。

- (1) 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入路回数を1日当た り1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回ま でとすること
- (2) 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適 当とすること。
- (3) 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり (鍋さわりまたは溶湯反応)が張われることがある。「湯あたり。 り」の間は、入浴巨数を練じまたは入浴を中止し、湯あたり症状の回復を得つこと。
- (4) 以上のほか、入俗には次の諸点について注意すること ア. 人格時間は、人格性度により異なるが、初めは3分ないし 10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - イ、入路中は、運動器の場合は別として一般には安静を守る。 ウ、入路後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない (湯ただれを起こしやすい人は逆に入俗後真水で身体を洗う か、温泉成分を拭き取るのがよい)。 エ、入裕後は満冷めに注意して一定時間の安静を守る。

 - オ、次の疾患については、原則として高温粉(42℃以上)を 禁忌とする。

- 高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病 カ、類い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十 分往意をする。
- キ、食事の直前、直後の入俗は避けることが望ましい。 タ、飲酒しての入俗は特に注意する。
- 3. 禁忌症、適応症の決定年月日 平成〇〇年〇月〇〇日
- 4。决定者

〇〇保健福祉事務所長

八、有馬溫泉資源現況概說

(一)時間:7月7日10:00

(二)地點:京都自然史研究所

(三)講師:京都自然史研究所 / 理事長 西村進

(四) 陪同人員: 財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介:

1、地下水調查:包含地下水位之連續觀測、水質分析及污染物質調查防止等。

- 2、環境調查:包含學術資料之收集,地質、各種物理、河川生物及水文等調查,岩石、化石、植物及火山灰等鑑定與分析。
- 3、古堆積環境之判定。
- 4、地下水、溫泉探查、斷層調查。
- 5、鑿井及溫泉井戶之管理監督。
- 6、相關學術書籍之出版、企劃及販售。

(六)講授摘要:

- 1、近畿地區非火山區,自古以來城崎、有馬及白濱等 3 大溫泉區,約略有88 處泉源,泉質屬塩化泉,往地下挖鑿 15M 之泉溫有 40℃。
- 2、日本溫泉法制訂之緣始:日本傳統泡湯方式,不在旅館內部而是集中至外 湯使用。在有馬地區於戰前有一大型旅館設立,自己鑿井而取用大量之溫 泉,導致溫泉區泉源減少,因此該區域之其他業者聯合起來對該大型旅館 提起訴訟,但因大戰開始而暫停。日本於1945年戰敗後,關東地區亦發 生一起類似之爭端,因此日本政府開始溫泉法之制定。日本溫泉法制定之 目的主要係管制以人工方式挖掘溫泉之行為;該法施行至今修正不多,已 與現況發展有所差異,且該法中亦無有效之裁罰機制。
- 3、有馬溫泉:泉質主要分金泉(紅褐色)及銀泉(無色透明,鹽份高)2種, 目前溫泉區所遭遇的問題,東京、名古屋及大阪等地之大財團紛紛於有馬 收購土地,興建大型飯店,惟其開發審查僅注重相關建築技術規則,並未 考量當地溫泉資源之含量。當地人即要求,對有馬未來資源造成威脅之建 設,必須立即停止開發;因其資源面上之判斷須從地球物理專業面上,因 此有馬地區成立一協議會,由專家、神戶市政府及建商所組成,相關更改 及調查之費用則由建商負擔。
- 4、白濱溫泉:位於和歌山縣內臨太平洋,該地區溫泉多爲私人企業開發後, 再轉賣給其他溫泉旅館,而該地區目前有漁港計畫整修,但因有影響泉源

之虞,因此取供事業反對。日本傳統的溫泉地目前都面對更新的問題,也 因更新,而導致是否影響泉源之議題;且現代鑿井技術提升,日本越來越 多大深度的鑿井行爲,因爲日本溫泉法所訂溫泉成份低,所以只要挖掘深 度夠,大多可以成爲溫泉。

註:白濱溫泉(Shirahama Onsen)位於日本和歌山縣紀伊半島南端(南紀)的白良濱海濱,是日本著名三大古泉(有馬溫泉、道後溫泉、白濱溫泉)之一。白濱溫泉三面環海,碧海白沙灘,自然環境優美,是日本著名渡假地。白濱溫泉附近旅遊景點眾多,既有有千疊敷、三段壁、白良濱等自然景點,又有冒險樂園、白濱海中展望塔等其他一些大型渡假設施,還可在海上觀賞鯨魚游弋的壯觀場面,即可享受海濱渡假的樂趣又可浸泡溫泉的理想渡假地。

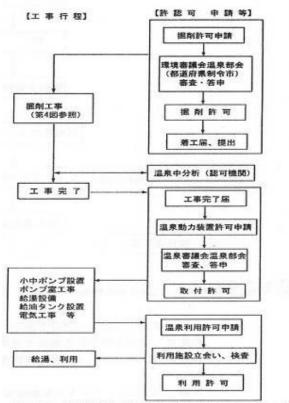
5、近畿地區主要溫泉區概要:

| 項目 | 城崎溫泉 | 有馬溫泉 | 白濱溫泉 | |
|--------|----------------------------------|--|--------------------------------|--|
| 目前的源泉數 | 3 源泉,由豊岡市湯 島財產區所有,採 集中管理方式 | 約60源泉,其中神 戶市所有8源泉佔 大部分泉量 | 約35源泉,白濱町擁有2源泉,大部分之泉量由民間溫泉會社所有 | |
| 計量方式 | 以量計 | 以管徑大小計 | 以浴池面積計 | |
| 目前遭遇課題 | | 大規模開發的影響 | 港灣改建的影響 | |
| 審議機制 | 湯島區溫泉審議會 (9名組成,全部爲 當地民間人士) | 有馬溫泉泉源保護協議會(10以內組成,其中2名專家,8名爲包含神戶市及有馬町之官員) | 泉源保護協議會(3 名,全爲專家學者) | |



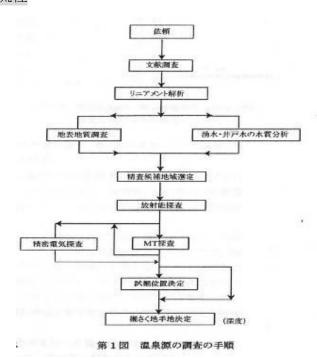


附表 8-1 有馬地區溫泉開鑿申請流程



第3図 温泉掘削の流れ (環境審議会温泉部会の名称 は都道府県政令市で異なるが扱う内容はほ ぼ同じ)

附表 8-2 溫泉資源調查流程



- 30 -

九、有馬溫泉產業振興經驗

(一)時間:7月8日13:00

(二)地點:銀水莊別館-召樂

(三)講師:有馬溫泉觀光協會 / 當谷正幸

(四)陪同人員:財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介(如後摘要)

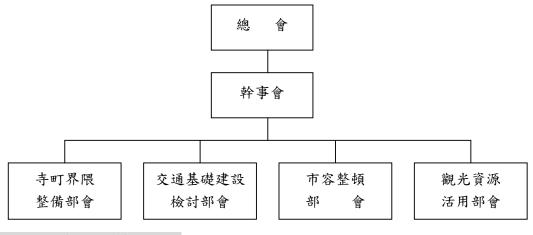
(六)講授摘要:

- 1、有馬溫泉(Arima Onsen)位於神戶市北部,歷史悠久,素有「神戶之腹地」之稱,是日本三大名泉(下呂、草津)之一。有馬溫泉中含有約爲海水2倍濃度的鐵鹽,泉色似鐵秀紅的「金泉」和無色透明炭酸泉「銀泉」尤爲著名,對風濕病和神經痛具有一定療效。
- 2、有馬溫泉地區發展現況:
 - (1) 面積:8.3km²。
 - (2) 人口數:1479人(男637人、女842人)。
 - (3) 事業所數及從業員數:事業所數 302、從業員數 4502 人。
 - (4) 宿泊設施:旅館28間、會員制保養所23間。
 - (5) 觀光客數:神戶地震前(平成7年)年遊客數皆在180~190萬人之譜, 當年之後因受地震影響,年遊客數銳減為102萬人,平成10年間受經 濟衰退亦影響到訪遊客數。
- 3、有馬溫泉產業推展主要由「有馬町活性化委員會組織」進行,其分工及任務如下:寺町界隈整備部會(針對7古寺廟之遊步道整建)、交通基礎建設檢討部會(對外籍區內交通之整建)、市容整頓部會(如恢復木構造及市容整頓)、觀光資源活用部會(包括自然環境整理),目前主要之振興策略如下:
 - (1)有關地區景觀之控制,以「有馬地區景觀形成市民協定書」規範之,其屬勸導方式之規定,無補助金。
 - (2) 對於交通阻塞之對策,短期已先設捷徑讓車子通過,不進入有馬,長期對策設置一大型 PASS。
 - (3)增加有馬與其他旅遊地區之連結,如附近之六甲摩耶地區,配合推動 3 天 2 夜遊程,含六甲纜車、醫生診療、歷史解說等活動。

附圖 9-1 有馬溫泉導覽圖



附表 9-1 「有馬町活性化委員會組織」圖



附表 9-2 有馬溫泉年遊客數

| 年(平成) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 萬人 | 172 | 102 | 145 | 141 | 136 | 133 | 128 |
| 年(平成) | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 萬人 | 129 | 131 | 170 | 163 | 159 | 159 | 160 |

附表 9-3 有馬節慶安排

| 月 | 日 | 節慶活動 |
|----|---------|------------------------|
| 1 | 2 日 | 入初式(溫泉寺有馬小學)、新年第1次入湯儀式 |
| | 9 日 | 西宮神社獻湯式 |
| 2 | 18 日 | 「創作料理・物產」匯展(評審) |
| 4 | 8 日 | 櫻花節 品茶會夜櫻 |
| | 15 日 | 品茶會夜櫻 |
| 6 | 17~18 日 | 梭羅樹-弦琴鑑賞會 |
| 7 | | 葫蘆節 |
| | 29 日 | 有馬涼風節觀賞 |
| 8 | 19 日 | 有馬涼風河觀賞 |
| | 5~6 日 | 有馬夏日節 |
| 10 | | 溫泉神社秋日節 |
| | | 有馬溫泉問題搶答賽 |
| 11 | 2~3 日 | 有馬品茶會 |
| | 13 日 | 六甲有馬楓葉觀賞游 |
| | | 運湯儀式 |
| | | 有馬溫泉問題搶答賽 |

(七)研修照片紀實:



↑ 有馬地區相關溫泉標示牌









↑ 參訪兆樂溫泉旅館-每一溫泉池皆依規定領取並標示天然溫泉使用證 ↑



↑ 有馬地區新興旅館建案



☆ 金之湯-公共浴池



↑ 太閣飲泉場



↑ 「有馬地區景觀形成市民協定書」標示牌





⇔ 太閣足湯

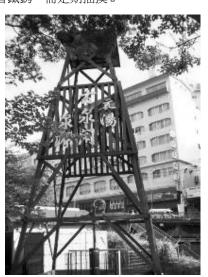




↑ 有馬溫泉之「金泉」富含鐵質,輸水管線皆附著鐵銹,需定期抽換↑



☆ 有馬元湯







↑ 御所泉源





↑ 妬泉源



↑ 天神泉源





↑ 於泉源處遊客可利用手機條碼掃描功能,獲得相關資訊。



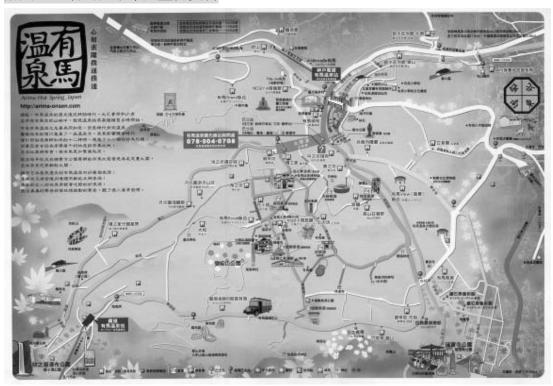


↑ 神戶六甲山之水所釀啤酒



☆ 有馬特產碳酸水

附圖 9-2 有馬溫泉中文宣傳資料





十、神戶市役所溫泉管理作爲

(一)時間:7月9日10:00

(二)地點:神戶市役所

(三)講師:神戶市國際文化觀光局文化觀光部觀光交流課係長 /天王寺谷慶

吾

(四) 陪同人員: 財團法人國際建設技術協會高橋靖之、翻譯林正子

(五)講授摘要:

1、神戶市有泉源

| 名稱 | 泉質 | 挖掘年 | 深度 m | 溫度 ℃ | 湧出量 1/min | 性質 |
|-----|--------------------|---------|-----------|---------|--------------|-----|
| 天神泉 | 含鐵塩化物強塩 高溫泉(金泉) | S25 | 206 | 98.2 | 28 | 弱酸性 |
| 御所泉 | | S26/S41 | 170/182 | 83.5 | 20 | 中性 |
| 妬泉 | | S30/S48 | 187/192.5 | 93.8 | 28 | 中性 |
| 極樂泉 | | S28 | 240 | 94.3 | 30 | 中性 |
| 銀泉 | 塩化物高溫泉 | S22 | 67.4 | 42.3 | 20 | 弱酸性 |
| 碳酸泉 | 單純二酸化碳冷 泉 | 幫浦抽水 | 35~40 | 18.6 | 20 | 弱酸性 |
| 鐳泉 | 單純放射能溫泉 | 自然湧出 | | 29.4 | 7 | 中性 |

- 2、自湯本坡起進行區域循序之整建工作,使遊客在泡湯之餘,亦可享受遊街 之趣。街道整建工作於3年前完成,而去年遊客數即增加到160萬人。
- 3、神戶市町所與地區觀光協會一起爲增加遊客數而努力。
- 4、包含天神泉、御所泉、妬泉及極樂泉等 4 公有泉源,乃由神戶市町所與神戶電鐵公司各出資一半成立公司管理之;神戶電鐵公司因有設置鐵路直達有馬地區,且與神戶市町所之關係密切,因此出資經營有馬地區之取供事業。另外成立公司之理由爲,有馬町與神戶市進行行政區域整併後,有馬溫泉地區即劃歸神戶市町所管理,但無相關溫泉技術人員。
- 5、取供事業之收入以賣水及政府委託費爲主,目前該公司人員多以神戶市町 所與神戶電鐵公司原有員工兼任,專聘者只有1人,成立至今收支尚可平 衡。政府委託費1年2000萬元,賣水收入約1年1000萬元,每年神戶市 町所尚可分配到營收,但總結而言,政府對於此地區之支出仍大於收入。

政府委託費是最近 2~3 年才增加的,因爲管線結垢堵塞,使溫泉量減少, 所以每個禮拜都需要抽換新管。

- 6、目前溫泉使用以「神戶市有馬溫泉設施條例」、「神戶市有馬溫泉設施條 例施行細則」規範,許可使用需每年更新乙次。
- 7、目前有馬地區仍有大規模之開發行為在進行中,其並未考量當地含溫泉等 自然資源之容受力,雖依地方自治法規定,民眾有提出設施建設之權利, 但因爲目前由神戶市町所與神戶電鐵公司所合營之取供事業所供應之泉 量已近飽和,所以新開發業者申請溫泉使用將無法提供。
- 8、對於業者自行鑿井之態度:依法並未制止,惟需依兵庫縣規定,須取得鑿井處半徑 500m 內其他泉源者之同意後始得鑿井。
- 9、所有於有馬地區欲新設「溫泉設施」之業者,依據『神戶市有馬溫泉設施 使用許可要綱』規定,須滿足以下條件:
 - (1) 依據『旅館業法』規定取得旅館業之設立許可。
 - (2) 依據『溫泉法』規定取得溫泉利用之許可。
 - (3) 營業處所需位於有馬町內。
 - (4) 需加入「有馬溫泉旅館組合」。
 - (5) 須取得既有溫泉使用者之同意。
 - (6) 需按規定繳納相關稅款。

(七)研修照片紀實:





十一、草津溫泉產業振興經驗

(一) 時間:7月10日14:00

(二)地點:草津溫泉旅館協同組合

(三)講師:中澤一裕

(四)陪同人員:台北駐日經濟文化代表處謝偉馨、財團法人國際建設技術協 會伊藤不二夫、翻譯林正子

(五)講授(參訪)單位簡介(如後摘要)

(六)講授摘要:

- 1、中澤家族於草津地區發展之歷程:中澤家族於江戶地區即開始經營溫泉旅館,於明治時期時,德國貝爾斯教授造訪草津後,認爲此處之溫泉比歐洲的溫泉區優良,十分讚賞,中澤家族亦購買10萬平方公尺之土地,並於1968年開始增建旅館,至今開發面積已擴展至30萬平方公尺。
- 2、草津溫泉於江戶時代即爲一大聚落,規模爲日本最大,其泉質可治病,且 因強酸之故,殺菌力亦強,在當時醫學不發達之年代,聚集很多民眾前往 尋求治療,尤其包含性病患者,是江戶時期支援京都之醫療後盾,也是日 本第1個以溫泉醫療爲目的而成之聚落。
- 3、草津溫泉之殺菌力強,尤其是針對大腸桿菌,在當時即有「定時浴」之觀念,號稱浸泡45℃之溫泉,一天4次,1次3分鐘的話,則百病即消。
- 4、惟近代西洋醫學發達後,到訪草津以醫療爲目的之遊客日漸減少,因此轉以冬季滑雪活動爲號召來吸引遊客。
- 5、目前草津會以四季之季節特色來吸引遊客,如春季賞花、夏季避暑、秋季 賞楓、冬季滑雪。
- 6、草津溫泉之泉源皆屬自湧,總量約估爲每分鐘 33,000 公升,大部份之泉 源爲公所所有,自 400 公尺高之萬代地區湧出(每分鐘 7000 公升,96℃), 利用地勢之高低差自然彙流至市中心(及目前之湯佃)後,經過熱交換處 理機制,使溫泉降溫至 55℃左右後供給各業者使用。
- 7、因草津溫泉酸度太高,因此目前輸水管線接改成鈦,較穩定且不易腐蝕。
- 8、目前草津地區主要之協會及其功能如下:
 - (1) 草津溫泉觀光協會:接受政府部門補助款而運作,主要由行政層面, 協助宣傳之工作。
 - (2) 草津溫泉旅館協同組合:收入以會員會費、向遊客轉介旅館之介紹費 及入湯費爲主,其任務包括會員旅館備品之統一採購、協助推薦水質

檢測機構、針對不同類型之會員營業型態進行分類宣傳、向國外宣傳、 即向政府提出建言等。

(七)研修照片紀實:





↑ 展覽文件:草津溫泉於日本歷史上排名皆最優 ↑



↑ 草津溫泉之後端生成物:湯花



↑ 草津溫泉強酸之影響-混凝土構造物腐蝕



↑ 草津溫泉輸水設施展示



↑ 草津溫泉旅館協同組合





û 草津中心意象-湯佃,爲發展之核心,週遭公共設施包含公共澡堂、泡腳池等 û



☆ 統一意象之建築景觀



↑ 連 7-11 都融入當地之色彩規則



↑ 公共泡腳池



↑ 具特色之觀光巡迴巴士





↑ 周邊之景點-西之河原,其溫泉露頭保護完善,無過多之公共設施 ↑



↑ 依四季特色宣傳草津溫泉





↑ 包含公共澡堂等溫泉設施皆有認證標示



↑ 草津溫泉宣傳新主張-『泉質主義』

十二、草津溫泉景觀暨資源管理機制

(一)時間:7月11日10:00

(二)地點:財團法人國際建設技術協會

(三)講師:草津町役場 溫泉課課長 / 吉田秀男

(四)陪同人員:台北駐日經濟文化代表處謝偉馨、財團法人國際建設技術協 會伊藤不二夫、翻譯林正子

(五)講授摘要:

- 1、草津溫泉之特色係皆自湧而非鑿取,泉性屬強酸(PH1.6~2.1),湧出量每分鐘32,000公升,爲日本溫泉湧出量最大之地區。
- 2、當地充分利用溫泉熱交換之機制,將源頭處(萬代地區)約94.5℃之溫泉水,透過熱交換機,把自來水溫度提高至60℃,而溫泉則降至54℃可直接使用之溫度。整套熱交換機制採重力自然流方式,以電腦系統控制流量,分配給旅館、公共浴場及民舍等,另外亦供暖氣、道路融雪及游泳池溫泉之用,初估每年可節省約32,000桶之石油。供水管線材質爲FRP,熱交換器主要爲172片鍍鈦片,共4套機器以輪休清理。
- 3、有關景觀控制部份,草津地區私有地少,多爲公有地或國家公園土地;於平成5年前,草津地區之大型開發案較多,而景觀規範方面只有要綱而已,約束力較弱,因此參考熊本縣之經驗後,訂定草津地區景觀條例,規定於湯佃中心區域,須保持原本傳統建築格局及風貌,其周邊劃爲古典傳統區,以恢復傳統風貌爲主,其外高原地區,則維持清爽乾淨之建築型態,另外亦劃設藝術、文化、運動及須與大自然融合之區塊。
- 4、草津景觀指導基準純屬協議性,而非具強制性之法律規定,於進行開發構思規劃階段時(即進行法定建築許可作業前),業者須提出相關開發之藍圖向草津町進行協調工作。其細部基準摘要如下:
 - (1) 材料:需採用抗酸性強、不易腐蝕且與自然色調融合之元素。
 - (2) 屋頂形式:以斜屋頂為主。
 - (3) 停車位數量:住宅部分需闢建二分之一以上,旅館則爲三分之一客房 數以上之停車空間。
 - (4) 色彩及外觀形式:禁止使用具反射及螢光之色調,外觀形式則須由景 觀審議會審查核可。另,取得草津町之景觀審查後,即可免去送群馬 縣審之程序。
 - (5) 爲因應冬季之枯水期,需增設可儲水2日之儲水槽。

- (6) 建築地基以不損及地盤及泉源爲原則。
- 5、維護管理機制:草津町役場溫泉課共12名職員,供水及熱交換設備之施工及維修工作委外進行,公共浴場委由各街廓自治會管理,每年給予42萬日幣之管理費,而街區打掃工作由各自治會負責。

(六)研修照片紀實:





十三、草津地區溫泉中和事業簡介

(一) 時間:7月11日13:30

(二)地點:國土交通省關東地整局 / 品木水庫水質管理所

(三)陪同人員:台北駐日經濟文化代表處謝偉馨、財團法人國際建設技術協會伊藤不二夫、翻譯林正子

(四)講授摘要:

- 1、爲處理草津溫泉之強酸(PH1.6~2.1)造成下游河川生物死亡及混凝土構造物腐蝕等現象,國土交通省關東地整局於吾妻川流域進行水質中和工作,流程如下:
- (1) 於群馬與琦玉縣交界地區開採石灰礦。
- (2) 於谷澤川及湯川設置香草及草津等 2 中和工場,抽取河水與石灰粉混合後,再分別投入谷澤川、湯川及大澤川等 3 河川。
- (3) 因酸鹼中和後會有中性沉澱物之產生,因此於上開3河川彙流處建造品川水庫,以暫淤沉澱物,避免繼續影響下游河川。
- (4) 中和之目標值,以進入品川水庫前之水質酸鹼度達 5.5PH。
- (5) 品川水庫需定期針對中性沉澱物進行浚堞工作,其撈取之沉澱物再經過 脫水工場處理。
- 2、品木水庫水質管理所每年編列預算 6~8 億日圓(含設備及人事等),其中 石灰開採及中和約花費 2 億日圓,浚堞工作則花費 1 億日圓。

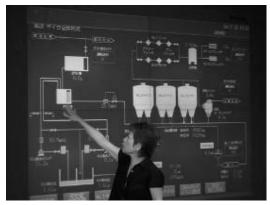
(五)研修照片紀實:



☆ 品木水庫水質管理所外觀



☆ 品木水庫水質管理所監控室



↑ 石灰水投料監控畫面



↑ 中和工場內部混合設備



☆ 石灰水注入河川



↑ 酸鹼中和後

附圖 13-1 品木水庫水質管理所中和事業簡介(1/2)





附圖 13-2 品木水庫水質管理所中和事業簡介(2/2)





參、心得與建議

- 一、溫泉區土地建物合理使用
- (一)日本溫泉區之狀況,此次參訪中詢問相關溫泉機關,對於溫泉區開發之審議,均無任何放寬之規定,以箱根町爲例(詳參附件 3-箱根町開發審查表),均須經過嚴謹之審查過程,而日本業者之守法及公部門之嚴格執法,在維護溫泉區的同時,也使溫泉產業得以永續經營。
- (二)反觀近期辛樂克颱風重創南投縣仁愛鄉廬山溫泉,塔羅灣溪與支流馬海 僕溪溪水爆漲及大面積坡地崩塌,造成 7 層樓高的綺麗飯店倒撲於塔羅 灣溪,緊臨的公主小妹民宿亦傾斜於湍急的溪水中,塔羅灣溪沿岸的民 宿飯店亦無一倖免,當地觀光產業損失慘重;台灣溫泉區普遍存在之土 地、建築物未合法使用之問題再次浮出檯面。
- (三)台灣溫泉區多位於山區地質脆弱之處,業者違建、河川爭地或超限開發等問題由來已久。據南投縣府統計,廬山溫泉區內27家溫泉業中,只有4家核發建照,廬山溫泉區旅館區用地有限,業者爲蓋樓,各憑本事取得土地使用權,有買斷原住民保留地,有以承租、合作或人頭戶方式取得土地;縣府指出,倒塌的綺麗飯店根本沒有建照,業者爲避免溪流侵蝕,還自行興築堤防擋水,結果還是倒了。從廬山風景特定區計畫發布後陸續進駐的飯店,有百分之九十以上都是無照,這些飯店所占用的土地從河川用地、保護區、道路用地、綠地、停車場,甚至連污水處理廠用地也被佔用。縣府長期縱容違建、業者肆無忌憚超限開發,都是造成這次災害之主因。
- (四)為避免類似事件再次發生,建議地方政府應儘速檢討評估溫泉區合理之土地及建築物使用強度,並對於違法超限之開發行為嚴格取締拆除;倘有相關法令對於溫泉開發造成限制,依現行「溫泉法」規定,建議地方政府應儘速落實溫泉區之劃設工作,以確定合理安全之發展區塊,並透過「溫泉區土地及建築物使用管理辦法」所賦予之機制,經由會商中央各目的主管機關檢討若干法令之限制,並配合變更溫泉區相關土地之使用分區或用地別,以符合地用管制。

二、溫泉設施安全管理問題

(一)96年6月份於日本東京澀谷鬧區一家女性專用溫泉會館「SHIESPA」發生 爆炸事件,共造成三名女性死亡,六人受傷,爆炸之起因係供應溫泉水 給溫泉會館內部管線滲漏。

- (二)日本爲因應溫泉取用可能伴隨之天然氣所帶來之危機此一事件,於今(97) 年溫泉法之修正中,增列對溫泉挖掘設施之位置、構造及設備訂定基準, 並對可燃性天然氣體災害防止。
- (三)台灣溫泉區密度大,且因深層鑿井,都市型溫泉設施或溫泉公寓也日益增多,相關伴隨溫泉之可能性氣體之防治工作,建議早日進行。
- 三、依台灣水文地質條件,溫泉井位於如含有煤氣層或背斜構造地區或鄰近油 氣生產區或火山地區等,均有產生可燃性氣體或有毒氣體之可能性,宜納 入溫泉開發階段之審查。(目前已納入水利署溫泉開發及使用計畫書、溫 泉使用現況報告書編制參考手冊檢討修正中)
- 四、日本溫泉取用費之徵收方式與台灣不同,日本採入湯稅方式與台灣採計量 徵收相較,雖較不科學、較不公平,但似較爲單純執行容易,對於台灣目 前各地業者拒繳溫泉取用費及計量設備成本大等瓶頸,有待溫泉法實施相 當時日後,審慎綜觀之。
- 五、台灣目前僅溫泉法之溫泉標準作爲認定溫泉之依據,並未如日本除溫泉法 具一最低標準,另訂有療養泉之成份標準,可提供地方溫泉協會團體及業 者主張宣稱其溫泉療效,未來台灣在溫泉法修法檢討納入溫泉醫療養生方 面,應可有所借鏡。
- 六、落實溫泉集中統一取供之機制,需很多條件,例如溫泉產出型式、產出量的大小,在日本的箱根、草津地區,或者是台灣的北投地區,皆是溫泉露頭處之溫泉水量大,並非一般鑿井取得之地區皆可採行之方式;另外,從日本草津地區、有馬地區及箱根地區來看,其歷史背景也是重要因素,畢竟統一取供事業的主體,無論由公部門或私部門組成,皆須投入大量人力、物力,台灣各地方政府如何能形塑成立統一溫泉取供事業的契機,在溫泉區管理計畫擬定之初,即應有深入思考。

肆、參訪相關附件

- 一、日本溫泉利用現況表(財團法人中央溫泉研究所所長 甘露寺泰雄 提供)
- 二、神奈川縣溫泉保護對策要綱(神奈川縣小田原土木事務所 提供)
- 三、箱根町開發審查表(神奈川縣小田原土木事務所 提供)
- 四、有馬地區溫泉分析表(神奈川縣溫泉地學研究所)
- 五、神戶市入湯稅款(神戶市國際文化觀光局文化觀光部觀光交流課 提供)
- 六、神戶市溫泉設施條例(神戶市國際文化觀光局文化觀光部觀光交流課 提供)

附件1-日本溫泉利用現況表(1/2)

| 平成1 | 8年度温泉利用状态 | 9 |
|-----|-----------|---|
|-----|-----------|---|

| | 4 | æ | 1 | MX. | 4000 | | 未利用 | | | 8L 3 | | | 9 5 | 出意 | 8 | rix | (平成19年) | | |
|--------------|-------|----------|---------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|-------------------------|---------|--------|----------|-------------|--------|-----------|---------------|-------------------------|------------------------------|
| | 相供餘所款 | 市 村 教 | R STATE | A M | 0 | 10 | t | ti | 25.RC | 源 总 25度 以上 42度 | 4219(| 水质気 | n | 11/分 | 推致 | 推 | 中途旅游的 | 議 条利 用の 公余符 番数 | 国民保養 型資納 作皮助育 否利用人員 |
| | NV. | | | AMT D | 帽 | л | 明 | h | 未換 | 米第 | 以上 | #2 | 啦 | . 25 | Di | R | | 32.00 | - 10000 |
| 海道 | 30 | 361 | 247 | 2, 353 | 447 | 921 | 410 | 486 | 185 | 672 | 1,105 | 20 | 104, 590 | 156, 189 | 750 | 181, 113 | 12, 636, 615 | 479 | 768, 67 |
| 作品 | 7 | .39 | 144 | 1,063 | 100 | 823 | 173 | 266 | 40 | 248 | 776 | 0 | 16, 501 | 154, 121 | 305 | 26, 463 | 2, 664, 685 | 234 | 16, 46 |
| 計手 | 10 | 29 | 80 | 384 | 76 | 151. | 59 | 103 | 30 | 96 | 227 | 38 | 60,760 | 47,222 | 249 | 28, 626 | 2, 609, 908 | 31 | 73, 12 |
| 百枚 | 10 | 35 | 53 | 770 | 271 | 259 | 137 | 112 | 26 | 122 | 319 | 155 | 16,815 | 36, 564 | 266 | 33, 721 | 2, 903, 864 | 141 | 181, 9 |
| 秋日 | 9 | 25 | 121 | 005 | 193 | 205 | 132 | 36 | 66 | 118 | 238 | 60 | 53, 596 | 59, 144 | 296 | 27,742 | 2,000,305 | 218 | 661, 9 |
| 自形 | 4 | 35 | 94 | 413 | 146 | 172 | 40 | 88 | 78 | 124 | 216 | 0 | \$5,079 | 29, 963 | 417 | 36,500 | 5, 123, 259 | 149 | 852, 83 |
| a.u | 8 | 52 | 134 | 791 | 155 | 314 | 110 | 212 | 76 | 146 | 260 | 33 | 28, 786 | 56, 660 | 668 | 65,610 | 5, 356, 705 | 215 | 878, 1 |
| 流址 | 12 | 31 | 44 | 131 | 20 | 74 | 12 | 24 | 71 | 58 | 11 | 0 | 10, 975 | 15, 101 | 97 | 7,307 | 788, 585 | 135 | |
| 粉木 | 6. | 24 | 31 | 815 | 160 | 272 | 1.10 | 15 | 35 | 160 | 281 | - 4 | 21, 107 | 41, 421 | 485 | 59,498 | 6, 197, 936 | 234 | E01, S4 |
| 即兵 | 11: | 30 | 90 | 461 | 174 | 205 | 41 | 21 | 96 | 166 | 209 | 0 | 22,010 | 32, 454 | 662 | 61,844 | 6, 697, 381 | 203 | 575, 8 |
| 埼玉 | 15 | 49 | .18 | 81 | 18 | - 68 | - 0 | 14 | 22 | 46 | 12 | 0 | 2,100 | 38, 139 | 26 | 8,684 | 269, 896 | 59 | |
| TE | 14 | 37 | .86 | 151 | 32 | 113 | - 4 | 8 | 121 | 26 | 4 | 0 | 2,072 | 30,042 | 166 | 26, 609 | 2, 368, 303 | 131 | |
| enes | 31 | 42 | 23 | 144 | .7 | 118 | - 1 | 18 | 62 | 42 | 35 | 4 | 27 | 23, 236 | 36 | 2, 622 | 194, 634 | 112 | |
| 电数 30 | 32 | 28 | 36 | 621 | 80 | 357 | 91 | 60 | 100 | 122 | 270 | - 6 | 6, 337 | 30, 366 | 717 | 68, 451 | 6, 197, 892 | 177 | |
| 京島 | 13 | 33 | 160 | 474 | 166 | 212 | 31 | 63 | 131 | 178 | 143 | 2 | 29, 669 | 49, 072 | 606 | 67, 801 | 4, 648, 307 | 206 | \$26, 4 |
| TR | 9 | 14 | 72 | 180 | 83 | 76 | 22 | 29 | 42 | 68 | 75 | 0 | 20, 660 | 12, 171 | 140 | 16, 477 | 1, 508, 713 | 68 | |
| 布用 | 5 | 29 | 61 | 324 | 20 | 179 | 13 | 138 | 26 | 96 | 79 | 0 | 1,050 | 30, 427 | 239 | 36, 235 | 4, 145, 803 | 106 | 58, 42 |
| 85/9 | - 4 | 14 | 42 | 153 | - 5 | 102 | - 5 | 46. | 33 | 67 | 39 | 0 | 107 | 8, 822 | 103 | 14, 518 | 1, 203, 459 | 45 | |
| 自製 | 6. | 29 | 20 | 467 | 131 | 194 | 91 | 51 | 110 | 242 | 95 | 0 | 22, 561 | 35, 319 | 263 | 26,455 | 4, 215, 833 | 153 | 204, 93 |
| 與新 | 11 | 72 | 202 | 1,025 | 293 | 409 | 134 | 127 | 197 | 383 | 426 | 7 | 46, 836 | 81,544 | 1,260 | 107, 561 | 8, 436, 738 | 409 | 989, 58 |
| 校车 | 8 | 12 | 67 | 517 | 52 | 299 | 110 | 106 | 152 | 170 | 178 | 17 | 12, 796 | 68, 525 | 341 | 81,689 | 2, 605, 423 | 94 | 539, 25 |
| 8-FQ | | 24 | 120 | 2,299 | 112 | 1,124 | 52 | 1,011 | 76 | \$10 | 780 | 3 | 12, 563 | 366, 386 | 2,425 | 161, 567 | 12, 906, 909 | 606 | |
| 爱物 | 34. | 35 | 36 | 122 | 15 | 81 | | 18 | 40 | - 60 | 22 | . 0 | 148 | 16, 196 | 107 | 15, 801 | 2, 002, 867 | 87 | |
| 思慮 | 9 | .16 | 60 | 231 | 17 | 147 | 23 | 13 | 113 | 77 | 49 | 0 | 1,000 | 47,682 | 237 | 12, 525 | 3, 507, 665 | 10 | 359, 21 |
| BR | - 7 | 18 | 22 | 81 | - 3 | 36 | 30 | 80 | 30 | - 41 | 1 | 0 | 1,452 | T, 481 | -93 | 8,965 | 1, 181, 607 | 24 | |
| N 48 N | T | 15 | 24 | 186 | 1.0 | 14 | 21 | 83 | 85 | 62 | 19 | | 339 | 19, 855 | 195 | 8, 810 | 993, 270 | 62 | 293, 8 |
| 大阪府 | 18 | 34 | 31 | 169 | 7 | 150 | 6 | 97 | 38 | 93. | 58 | | 926 | 31, 143 | 39 | 8, 307 | 1,094,382 | 81 | |
| 兵庫 | 17 | 37 | 73 | 441 | 34 | 346 | 67 | 101 | 150 | 198 | 84 | | 6,652 | 44,000 | 372 | 35, 805 | 4, 380, 429 | 189 | 35,81 |
| 杂席 | 6 | 30 | 36 | 90 | 16 | 12 | 0 | - 6 | 21 | 55 | 17 | | 1,361 | 9, 833 | 27 | 5,316 | 415,307 | 60 | 23, 93 |
| Religiosis | . 8 | 28 | 45 | 498 | 54 | 200 | 60 | 151 | 62 | 315 | 121 | 0 | 17,696 | 43,054 | 268 | 35, 373 | 1, 671, 003 | 22 | 211,30 |
| AR | . 6 | 15 | 94 | 319 | 29 | 168 | 24 | 93 | 12 | 50: | 125 | 0 | 135 | 20, 234 | 161 | 16, 174 | 1, 363, 543 | 56 | 23,61 |
| 品租 | 7 | 19 | 47 | 288 | 68 | 74 | 100 | -44 | 125 | 208 | 15 | 0 | 17, 205 | 12,681 | 122 | 11,912 | 1,764,001 | 96 | 64, 33 |
| ma | 11 | 31 | 42 | 216 | 49 | - 84 | 40 | 42 | UST | 10 | 7 | 0 | 6, 442 | 15,931 | 120 | 11, 190 | 961,061 | 125 | 168, 00 |
| 原 | 10 | 22 | 68 | 322 | 30 | 197 | 6 | 126 | 2002 | 29 | 2 | 0 | 2,606 | 26, 823 | 85 | 6,600 | 674,541 | 100 | 33, 71 |
| an | 9 | 20 | 61 | 394 | 34 | 181 | 37 | 162 | 246 | 16 | 27 | 0 | 4, 604 | 21, 572 | 198 | 17, 377 | 2,079,754 | 131 | 150, 41 |
| 他無 | 8 | 311 | 85 | 30 | 18 | 36 | 16 | 10 | 00 | 18 | a | 0 | 1, 476 | 4,548 | 24 | 8,960 | 502,842 | 57 | 100, 41 |
| 10 M | 5 | 16 | 36 | 199 | 10 | 99 | 3 | 81 | 175 | 13 | 2 | 0 | 1, 416 | 13, 631 | 68 | | - | | 20.7 |
| 90.00 | 3 | | | 251 | 2.77 | | | - | No. | | | | 7000 | | | 10,686 | 903, 584 | 73 | 60, 3 |
| 20.30 | - 6 | 19 | 34 | | 32 | 98 | 42 | 39 | 123 | 70 | 17 | 0 | 5,741 | 14,750 | 86 | 12, 667 | 1, 664, 088 | 117 | 47, 4 |
| - | - | 26 AT | 38 | 109 | | 110 | 20 | 100 | 81 | 17 | 2 | 0 | 172 | 3,603 | 50 | 5, 126 | 566, 438 | 51 | - |
| 祖司 | 26 | 47 | - 68 | 359 | 1 | 229 | | 152 | 87 | 203 | 91 | 0 | 1,078 | 36, 558 | 102 | 11,668 | 990, 316 | 100 | 49, 0 |
| 化質 | 1 | 18 | 26 | 381 | 1 | 38 | , | 71 | 50 | 72 | 53 | 0 | 610 | 21, 586 | 120 | 9, 613 | 940, 906 | 197 | 118.0 |
| 長崎 | 10 | 20 | 35 | 198 | 30 | 18 | 18 | 12 | 29 | 55 | 113 | 4 | 4, 391 | 19, 778 | 111 | 14,411 | 1, 672, 204 | 121 | 738,9 |
| 製水 | 11 | 62 | 76 | 1, 431 | 226 | 727 | 83 | 395 | 23 | 510 | 175 | 25 | 25, 50) | 121, 198 | 472 | 35,841 | 3,933,468 | 500 | 453, 1 |
| 大分 | 11 | 17 | 77 | 5, 063 | 1, 146 | 8, 254 | 256 | 597 | 78 | 743 | 3, 748 | 524 | 146, 189 | 170, 206 | 197 | 46,610 | 6,783,141 | 102 | 4,281,4 |
| 穿稿 | - 0 | 36 | - 49 | 169 | 38 | 127 | 31 | 19 | 35 | 58 | 83 | 6 | 4, 218 | 18,639 | 85 | 8,896 | 927, 366 | 126 | |
| 电界角 | 12 | .35 | 99 | 2,858 | 506 | 1, 308 | 353 | 701 | -61 | 395 | 1,503 | 258 | 55,079 | 145, 429 | 452 | 36,278 | 3,496,137 | 968 | 659, 6 |
| 神縄 | - 1 | - 1 | 4 | D | 2 | E. | . 0 | - 1 | - 1 | 5 | 2 | 0 | 2,020 | 891 | -4 | 2,427 | 622, 508 | 8 | |
| ANIB | 506 | 1,489 | 3, 057 | 28, 154 | 5, 122 | 16, 115 | 3, 665 | 5,802 | 3, 885 | 6,962 | 18, 276 | 1, 147 | 822,755 | 1, 955, 139 | 15,004 | 1,431,504 | 137, 610, 906 | 7,748 | 14, 416, 0 |
| 1988 | 511 | 1,402 | 3, 162 | 27,866 | 5, 140 | 13, 975 | 2,966 | 5,776 | 3, 841 | 6, 857 | 18, 296 | 1, 162 | 891, 641 | 1, 929, 663 | 15,624 | 1,412,038 | 136,413,954 | 7, 431 | 14, 785, 6 |
| INTERES | -6 | -3 | -5 | 288 | -27 | 140 | 89 | 34 | 44 | 95 | -19 | -15 | -8,885 | 25, 478 | | 18, 414 | 475, 912 | 317 | -306, 0 |
| esvan. | 98.8 | 99.8 | 99.8 | 101.0 | 99.5 | 101.0 | 103, 0 | 181.5 | 101.1 | 101, 4 | 99, 9 | 96. T | 99 | 191.3 | 100, 6 | 101.3 | 100.5 | 104.3 | 90 |

⁽性) 1. 整発地数は耐泊施設のある施安を計上 2. 容符利用人長は参考数値

附件 1-日本溫泉利用現況表(2/2)

| | 7 15 | th | a | 100. | 100,000 | 原帛歌 A | 未利用 | 3000000 | | 旗 | 度 9 | H R | 9.5 | 出量 L/分 | Si . | DI. | 中原矮家的 | 255.6 | 友任) |
|----------|-------|--------|--------|-----------|----------------|----------|--------|---------|--------|------------------------|---------|--------|----------|-------------|---|---|---------------|-----------------|---------------------|
| | 促健所数 | 町村数 | 数数 | # # # A+B | 自用 | Tio Ito | n en | 動力 | 25度 未満 | 25度 以上 42度 未摘 | 42度 | 水蒸気 | a di | fi) 力 | 加田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 8 2 A | AUHAM | 用の公 素額等 数 | 来的年度的 宿客時間 人員 |
| 242 | | | - | - | _ | _ | - | - | _ | _ | _ | | | | 7,566 | 302, 641 | 40,701,812 | - | - |
| 3 S + E | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | | 7, 728 | 329, 699 | 47, 619, 270 | - | |
| 349.0 | _ | 1 | - | 2 | _ | - | _ | - | - | - | - | | | | 7, 915 | 358,605 | 49, 471, 915 | - | |
| 8.6年度 | - | - | 4 | _ | _ | 60 | 12 | 4 | + | - | 1 | 2 | 12 | 12 | 8, 276 | 383, 608 | 55, 251, 305 | - | - |
| 3 6 FE | - | - | - | _ | - | 1 | 1 | - | -00 | - | - | 3 | 3 | - | 8, 744 | 495, 228 | 17, 551, 490 | 1 | |
| 3.74E | 446 | 108 | 1,518 | 12,079 | - | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | 9, 264 | 990, 445 | 80,743,797 | - | - |
| 2.0年度 | 647 | 133 | 1, 207 | 10,595 | 5,757 | 4, 638 | 196 | - | - | | - | - | 990, | 110 | 10, 310 | 962, 634 | 85, 675, 421 | 1, 589 | - |
| 948 | (69) | 100 | 1, 557 | 31,300 | 5,485 | 4,741 | - | - | 1,165 | 1,060 | 7,480 | - | 901, | 131 | 10, 423 | 591, 605 | #7, 313, 636 | 1, 620 | - |
| 4.045 | 489 | 100 | 1, 231 | 11,913 | 5,963 | 5,875 | | 15 | - | - | - | - | 1,100, | 633 | 10,004 | 660, 429 | 81, 211, 422 | 1, 629 | - |
| 4.1年度 | 538- | 1,005 | 1, 290 | 12, 100 | 1,008 | 5,836 | | 11 | - | - | - | - | 1, 143, | 788 | 11,411 | 764, 620 | | 1, 686 | - |
| 4.2年度 | 518 | 1,060 | 1, 479 | 11,568 | 3,631 | 6,067 | 1. | 965 | 1,556 | 2,236 | 8,350 | TER | 1,307, | 194 | 12,686 | 751, 138 | 96, 061, 329 | 1,194 | - |
| 4358 | 688 | 1, 110 | 1, 590 | 14,221 | 5,400 | 6,525 | 2 | 257 | 1,090 | 2, 429 | 9,703 | 601 | 1,258 | | 13, 563 | 774, 369 | 100, 581, 432 | 1,588 | - |
| 4.448 | 686 | | 1, 599 | 14,827 | 5,427 | 6,844 | 2 | 111 | 1,766 | 2,411 | 9,000 | 771 | 1,334, | 160 | 13, 252 | 805, 118 | 101, 201, 143 | P.Sec. | |
| 4.54% | 552 | 1, 197 | 1, 740 | 15,436 | 1,354 | 7,008 | 1,319 | 014.6 | 1,830 | 2,634 | 9.274 | 807 | 651,395 | 1296, 092 | 13, 219 | 100000000000000000000000000000000000000 | 104,063,002 | 1, 805 | - |
| 4.0年校 | 500 | | 1, 102 | 16,602 | 3900197 | 7, 388 | 316333 | 3.27(0) | 2,007 | 2,801 | 9,462 | 850 | 434, 100 | 650, 394 | 13,004 | 100 | 109, 616, 365 | 1, 746 | 1 |
| 4.7458 | 508 | 1, 283 | 1, 845 | 16,308 | | | 1, 518 | 100 | 2,002 | 1,053 | 9, 491 | 704 | 601, 202 | 701, 682 | | 1 | 117, 915, 469 | 1, 749 | 1 |
| 4.848 | 508 | | 1, 801 | 16,481 | | 7,889 | | 2,262 | | 1,132 | 9, 681 | 813 | 613, 176 | 784, 778 | | A CONTRACTOR | 121, 465, 272 | 1, 105 | |
| 4948 | 509 | | 1, 316 | | | 3,066 | | | 2,105 | 1,038 | 9,960 | 717 | 652,500 | 770, 967 | | 1, 023, 450 | | | |
| s a sign | 570 | 1, 561 | 1, 179 | 11,491 | 1,181 | 0.597 | | 2,558 | | 1,356 | 10,000 | 762 | 663, 109 | 799, 772 | 14.000 | 993, 904 | 114, 239, 798 | 1, 100 | |
| 6144 | 580 | 1,286 | 1, 388 | 17,733 | 19496 | 8,262 | 167903 | 2,452 | 100 | 1200 | | - | | | | | | | |
| 5 Z * 4E | 568 | 1,423 | 1, 990 | 10, 100 | 5,108 | 9,558 | 1,673 | 300837 | 10000 | 3,274 | 16,440 | 775 | 675,886 | 834, 294 | 1 | 983, 547 | 108,745,832 | | 3,665,6 |
| 5346 | 575 | 15703 | 2,112 | 18,478 | 200 | 3,662 | 23300 | 32379 | 2,273 | 3, 43T | 10, 264 | 747 | 683,448 | 338, 147 | 14,768 | 1, 801, 543 | 108, 585, 166 | 0.52403 | 3, 410, 21 |
| 5 4 B R | 578 | 1,433 | s,in | 16,452 | 1000 | 1000 | 9000 | 8,146 | 2, 124 | 100000 | 16, 185 | 818 | 693,879 | 866, 424 | 15, 200 | 1, 022, 680 | 107, 269, 376 | 1000 | 9, 175, 9 |
| 5500 | 506 | 1,461 | 3,133 | 19,500 | 4,956 5,019 | 8,721 | 55883 | 3,491 | 2, 330 | 1,955 | 16, 903 | 861 | 681,009 | 925, 859 | 15,619 | 1, 056, 043 | 111, 296, 210 | | 1,370,00 |
| 5646 | 564 | 1,470 | 3,104 | 19, 470 | 1 | 8,884 | D.J. | 3,664 | | 4,000 | | 801 | 741,216 | 948,511 | 16, 112 | 1,062,607 | 101, 010, 659 | 100 | 0.111,3 |
| 5.7年校 | SST | | | 15,768 | 1,112 | 2,008 | | 0,629 | | 4,107 | 16, 295 | | 197,276 | 384, 601 | 18, 141 | 1, 079, 367 | 100, 757, 430 | | 1,306,81 |
| 6846 | 572 | 1,407 | 2,116 | | 1,009 | 9,217 | | | | | 10, 491 | 964 | 865, 404 | 1,038,790 | 15, 126 | 1, 073, 806 | 100, 382, 651 | | 1,900,24 |
| 694E | 676 | -10 | 1000 | 20,103 | 1,005 | | | 2, 170 | | 4,272 | 10, 437 | 964 | 190, 201 | 1,055,863 | 15,014 | 1, 874, 788 | 107, 315, 584 | | 1,960,46 |
| 60#E | 678 | 1,622 | 2, 127 | 20, 151 | | 9,503 | 2003 | | 2,439 | | 10, 500 | 9(5 | 897,609 | 1,095,785 | 14,883 | 1,086,620 | 111, 090, 000 | | 18,386,8 |
| 1000 | 177.1 | 1,648 | 2,145 | 20,395 | 133 | 9,364 | 40033 | 3,897 | 18533 | 4,334 | 10, 757 | 941 | 783, 119 | 1,089,414 | 15,000 | 1, 094, 005 | 115, 890, 641 | 188768 | 11, 310, 40 |
| 61年度 | 502 | 1,574 | 2,155 | 10,759 | | 30000 | 2.106 | | 2,713 | 4,159 | 10, 842 | 961 | 10.00 | 1,135,155 | 18, 413 | 1, 185, 901 | 121, 780, 644 | 57.00 | 12, 264, 37 |
| 6.2 学院 | 504 | 1,503 | 2,199 | 21,695 | 0.55 | 3,507 | 2,216 | 4.153 | SUL | 3/2/3 | 10, 540 | 963 | B16, TV5 | | 15, 333 | L 126, SKD | 126, 907, 775 | | 12, 601, 2 |
| 619次 | \$94 | 1,635 | 2,354 | 21, 230 | 0.5 | 1,759 | 1,250 | 4,237 | 2, 870 | 6,612 | 10,000 | 945 | R15,360 | 1,218,043 | 14,977 | 1,146,375 | 180, 945, 439 | 2,001 | 12,943,8 |
| 海甲度 | 603 | 1,686 | 2,808 | 21, 168 | 6,012 | 6,988 | 1,300 | 4,871 | 3, 658 | 6,787 | 11, 136 | 893 | 881, 150 | August 100 | 15, 386 | 1, 168, 167 | 134, 870, 598 | 1,112 | 12, 964, 64 |
| 248 | 403 | 1,782 | 2,366 | 23, 863 | | 10,277 | | 4,637 | 3,165 | 5,448 | 11, 481 | 931 | 8TE, 367 | 1,254,206 | 18, 119 | 1,102,383 | 100, 138, 473 | | 14, 623, 74 |
| 198 | | | | | | 10,839 | | | | | | | | | | | 162, 583, 123 | | |
| 4年度 | | | | | | 16,901 | | | | | 11,613 | 190 | | | | | 113, 244, 264 | | |
| 148 | 100 | | 1653 | | 100016 | 11, 291 | 16.07 | ESPANY. | E077 | 12372 | PLOSS | 1,040 | 134000 | 7.5 | | | 199,728,475 | | 16,101,0 |
| 198 | 363 | | 103323 | 34,619 | PER SE | TOWNS ST | 10000 | 003553 | 1000 | 100000 | 12,318 | J, 096 | 1000000 | | 100000 | | 138, 179, 606 | 11830 | 13, 587, 98 |
| 7 W.W. | 100 | 100 m | 03333 | 25, 120 | 5883 | 11, 949 | 10000 | 1200 | 12.3 | 1000 | 12,368 | 1,060 | 12.30 | 12000 | 15 10 3 | | 141,672,876 | 100 | 13,791,3 |
| FFE | 200 | | | 28, 355 | 10000 | 25300 | 2,891 | 2000 | | 133.5 | 12,515 | 1, 100 | 880, 842 | | 23.23 | 1, 238, 183 | 141,164,496 | CO. | 2200000 |
| 0年度 | 606 | 2, 132 | 2, 615 | 15, 822 | 5,048 | 12,341 | 2,814 | 5, 518 | 3,466 | 6,040 | 12,677 | L-001 | 868, 100 | 1,735,112 | 15,643 | 1, 332, 588 | 145,301,988 | 5,061 | 13, 301, 3 |
| 1008 | 563 | 2, 184 | 2, 830 | 26, 377 | 5,000 | 12,606 | 2,865 | 5, 126 | 2, 391 | 6, 172 | 12,916 | L.119 | 888,006 | 1,750,869 | 15.638 | 1, 371, 708 | 135,711,747 | 5,685 | 12,000, 3 |
| 1100 | 550 | 2, 211 | 2, 993 | 26, 270 | 5,143 | 12,714 | 2, 194 | 5, 623 | 2, 481 | 6, 391 | 12,957 | 1,057 | 694,006 | 1,773,844 | 15,518 | 1, 257, 069 | 185, 377, 318 | 5,805 | 16,716,8 |
| 1248 | 561 | 2,398 | 2, 988 | 26,595 | 6,164 | 12,878 | 2,868 | 6,601 | 3, 505 | 6,48 | 18,000 | 1,057 | 827, 918 | 1, 999, 182 | 15,512 | 1,261,017 | 127, 525, 610 | 6,004 | 15,594,9 |
| 1350 | 836 | 2,280 | 3, (2) | 26,799 | 6,186 | 13,068 | 3,000 | 5,562 | 3, 590 | 6, 685 | 18, 236 | 1,077 | 619, 338 | 1, 791, 210 | 18,650 | 1,000,000 | 137, 897, 634 | 4,400 | 15, 121, 0 |
| 1408 | 518 | 2,295 | 3,162 | 27, 643 | 5,180 | 13,828 | 2,056 | 8,579 | 3, 628 | 6,543 | 18, 144 | 1,086 | 813,025 | 1,855,457 | 15,300 | 1,364,502 | 137, 935, 719 | 4,730 | 14,953, 4 |
| 1590 | 511 | 2,280 | 3, 127 | 27, 247 | 6,189 | 12,550 | 2,969 | 5,629 | 3, 590 | 6, 173 | 13, 693 | 1,196 | 800,931 | 1,880.267 | 15, 290 | 1,387,931 | 136, 285, 634 | 7,006 | 15, 229, 4 |
| 1492 | 495 | 1,000 | 3.114 | 27, 644 | 5, 120 | 13, 505 | 2,939 | 5,730 | 3, 119 | 6,713 | 13, 269 | 1,106 | 775, 643 | 1, 696, 600 | 16, 322 | 1,406,483 | 135, 867, 119 | T, 291 | 15, 498, 6 |
| 1.7年度 | 511 | 1,492 | 3,162 | 27,868 | 5, 149 | 15,975 | 2,966 | 5,776 | 3, 841 | 6, 157 | 13,294 | 1, 162 | 831, 640 | 1, 929, 660 | 15, 651 | 1,412,483 | 196,611,964 | T, 431 | 14,725.0 |
| 1.890 | 595 | 1,489 | 1,157 | 20, 114 | 5,122 | 14, 115 | 3,035 | 1,002 | 3.885 | 0,002 | 13, 275 | 1, 147 | 800, 755 | 1,068,180 | 15, 121 | 1, 631, 635 | 137, 088, 966 | T, 748 | 15,415,6 |

神奈川県温泉保護対策要綱

1 目的

この要綱は、温泉の枯渇、減少及び温度等の低下の防止に必要な事項を定め、もって積極的に温泉源の保護と適正な利用を恒久的に確保することを目的とする。

2 定義

この要綱でいう用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)源泉 温泉法(昭和23年7月10日法律第125号。以下「法」という。)第3条の規定 に基づく掘削の許可を受け工事を終了したもの及び自然湧出のもの(以下「源泉」という。) をいう。
- (2) 付近既存源泉 掘削、増掘及び動力装置の許可申請地点を中心とした水平距離が200メ ートル以内にある源泉をいう。

ただし、源泉分布密度が特に高い地域については距離を拡大して定めた範囲内とする。

- (3) 休止源泉 法施行後において5年以上温泉の揚湯を行わなかった源泉及び5年以上湧出を みなかった湧泉をいう。ただし、係争期間を除く。
- (4) 増掘 深度の増加、口径の拡張(自噴泉に限る)、湧出口の切り下げ、水止め位置の変更をいう。
- (5) 代替掘削及び代替井 井孔のしゅんせつ、増掘等によっては揚湯量の回復が困難である場合に、既存温泉に代え新たな源泉を掘削することを「代替掘削」といい、また、この源泉を「代替井」という。
- (6) 一定量 個々の源泉について、昭和33年から昭和53年までに行われた実態調査時の揚 湯量の平均をもって凍結した量をいい、また、昭和33年以降において新たに動力装置の 変更許可を受けたものについては、当該許可時の揚湯量及び実態調査時の平均をもって凍結 した量をいう。

ただし、揚湯量の平均が当該動力許可時の揚湯量を超えている場合には、許可時の揚湯量 をもって凍結した量をいう。

- (7) 暫定量 一定量から5%減じた量をいう。
- (8) 最高限度量 それぞれの源泉が所在する地域の実態調査時の源泉当りの平均揚湯量等を勘案のうえ地域ごとに決定される量をいう。箱根町は1分間70リットル、湯河原町は1分間60リットルとする。
- (9) 地方公共団体等 次のものをいう。

ア県、市町村

イ 公社、公団等の特殊法人

ウ 公益法人

3 地域の設定

以下の基準により、温泉特別保護地域、温泉保護地域、温泉準保護地域及び一般地域を設定し、各地域については別表のとおりとする。

(1) 温泉特別保護地域の設定基準

地域の温泉源を特に積極的に保護しなければならないと認められる次の条件に該当する地域は、温泉特別保護地域とする。

- ア 過去において、源泉相互間の影響が顕著に現れている地域
- イ 過去数年間、温泉の水位又は泉温の低下が顕著であり、揚湯量が減少した地域
- ウ 源泉分布密度が特に高い地域
- (2) 温泉保護地域の設定基準

次の条件に該当する地域は、温泉保護地域とする。

- ア 過去において、源泉相互間の影響が現れている地域
- イ 最近、水位の低下が現れている地域
- ウ 湧泉を温存しなければならない地域

附件 2-神奈川縣溫泉保護對策要綱(2/6)

(3) 温泉準保護地域の設定基準

次の条件に該当する地域は、温泉準保護地域とする。

- ア 最近、源泉相互間に影響が認められる地域
- イ 源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域
- ウ 今後、温泉の水位の低下が予想される地域
- エ 蒸気の噴出を主とする地域
- (4) 一般地域の設定基準
 - (1)~(3)以外の地域

4 地域別措置

(1) 温泉特別保護地域

ア 掘削の取扱

この地域は、新規の掘削を認めない。

- (7) 掘削の例外措置
 - a 既存の源泉が不可抗力による災害及び国又は地方公共団体が行う公共事業により 埋没を余儀なくされた場合は、付近既存源泉との関連を充分勘案のうえ新規の掘削を 認める。

ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径、深度及び揚湯量を超えてはな ちない。

b 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が温泉を整理統合し、地域全体の温泉利用 の効率化を図るための掘削及び地方公共団体が行う温泉利用のためのテストボーリン グは認める。

ただし、整理統合するために廃止する既存源泉(休止源泉を含む。)は、原則として 完全に埋没することを条件とする。また、整理統合する源泉数は、既存源泉との関連 を勘案のうえ定める。

イ 既存源泉に対する措置

- (7) 増掘の取扱
 - a 揚湯量等の回復が動力装置の変更では困難と認められる源泉の増掘については、ロ 径及び深度を勘案のうえこれを認める。

ただし、増掘工事終了後の揚湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ暫定量以内とする。

- b 掘削許可を地域指定前に受け、許可深度内では温泉が揚湯できなかった場合の増掘 については、口径及び深度を勘案のうえこれを認める。
- (イ) 動力装置の取扱

 - b 掘削(引き続き実施する増掘を含む。)工事終了後に伴う動力装置の設置許可申請については、最高限度量以内とし、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で認める。
- (ウ) 少量揚湯泉の取扱

既存源泉で揚湯量が1分間30リットル以下のものについては、一定量までの回復を認める。また、一定量が1分間30リットルをわずかに超えているが、暫定量では1分間30リットルを下回るものについては、許可量を1分間30リットルとする。

- (エ) 休止源泉の取扱
 - a 休止源泉の復活は、原則として認めない。

ただし、地域の発展を図る目的で地方公共団体等が、適正な利用計画に基づき休止 源泉を整理統合する場合はこの限りではない。

- b 整理統合を条件とする休止源泉の復活及び工事終了後の揚湯量については、付近既 存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- c 休止源泉を廃止するときは、原則として完全に埋没することを条件とする。

(2) 温泉保護地域

ア 掘削の取扱

この地域は、新規の掘削を認めない。

(7) 掘削の例外措置

a 既存の利用源泉が不可抗力による災害及び国又は地方公共団体が行う公共事業により埋没を余儀なくされた場合は、付近既存源泉との関連を充分勘案のうえ新規の掘削を認める。

ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径、深度及び揚湯量を超えてはならない。

b 地域の発展を図る目的で地方公共団体等が温泉を整理統合し、地域全体の温泉利用 の効率化を図るための掘削及び地方公共団体等が行う温泉利用のためのテストボーリ ングは認める。

ただし、整理統合するために廃止する既存源泉(休止源泉を含む。)は、原則として 完全に埋没することを条件とする。また、整理統合する源泉数は、既存源泉との関連 を勘案のうえ定める。

イ 既存源泉に対する措置

(7) 増掘の取扱

a 揚湯量の回復が動力装置の変更では困難と認められる源泉の増掘については、口径 及び深度を勘案のうえこれを認める。

ただし、増掘工事終了後の楊湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ一定量以内とする。

b 掘削許可を地域指定前に受け、許可深度内では温泉が揚湯できなかった場合の増掘 については、口径及び深度を勘案のうえこれを認める。

(イ) 動力装置の取扱

- a 揚湯量等の回復を目的とした動力装置の変更許可申請については、一定量以内をもって許可量とする。
- b 掘削 (引き続き実施する増掘を含む。) 工事終了に伴う動力装置の設置許可申請については、最高限度量以内とし、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲で認める。
- c 中川温泉保護地域内における動力装置による揚湯量は、1分間100リットル以内 に制限する。また、この地域は湧泉が主なことから特に水位の低下を防止するため、 原則として空気圧縮機装置の使用を認めない。

(ウ) 休止源泉の取扱

a 休止源泉の復活は、原則として認めない。

ただし、地域の発展を図る目的で地方公共団体等が適正な利用計画に基づき休止源 泉を整理統合する場合はこの限りでない。

- b 整理統合を条件とする休止源泉の復活及び工事終了後の揚湯量については、付近既 存源泉に影響を及ぼさない範囲で認める。
- c 休止源泉を廃止するときは、原則として完全に埋没することを条件とする。

(3) 温泉準保護地域

ア 掘削の取扱

この地域は、既存源泉(既許可地点を含む。)から原則として水平距離が150メートル以上ある場合に限り、新規の掘削を認める。

(7) 掘削の例外措置

- a 既存の利用源泉が不可抗力による災害及び国又は地方公共団体が行う公共事業によ り埋没を余儀なくされた場合は、距離制限の規定にかかわらずこれを認めることがあ る。ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径、深度及び揚湯量を超えては ならない。
- b 地方公共団体が行う温泉利用のためのテストボーリングについては、距離制限の規 定にかかわらずこれを認める。

イ 既存源泉に対する措置

(7) 増掘の取扱

a 揚湯量等の回復が動力装置の変更では困難と認められる源泉の増掘については、 口径及び深度を勘案のうえこれを認める。

ただし、増掘工事終了後の揚湯量については、付近既存源泉に対して影響調査を 実施し、影響を及ぼさない範囲で、かつ既許可動力装置の許可時の揚湯量以内とす る。

なお、許可時の揚湯量が最高限度量に達しない源泉については、最高限度量まで の増量を認める。

b 掘削許可を距離制限強化前に受け、許可深度内では温泉が揚湯できなかった場合の増組については、口径及び深度を勘案のうえこれを認める。

(イ) 動力装置の取扱

a 揚湯量等の回復を目的とした動力装置の変更許可申請については、既許可動力装 置の許可動力装置の許可時の揚湯量以内をもって許可量とする。

なお、許可時の揚湯量が最高限度量に達しない源泉については、付近既存源泉に 対して影響調査を実施し、影響がない場合は、最高限度量までの増量を認める。

- b 掘削(引き続き実施する増掘を含む。)工事終了に伴う動力装置の設置許可申請 については、最高限度量以内とし、かつ付近既存源泉に対して影響調査を実施し、 影響を及ぼさない範囲で認める。
- (ウ) 休止源泉の取扱

休止源泉の復活は、既存源泉(既許可地点を含む。)から水平距離が110メートル 以上あるものについて、付近既存源泉に影響を及ぼすおそれのない限り復活を認める。

(4) 一般地域

この要綱を適用しない。

- 5 工法の制限
- (1) 工法の制限

据削工事の方法については、原則として垂直堀りとし、坑道及び傾斜堀りの工法は、これを認めない。

(2) 温泉利用の制限

ア 温泉の利用は、温泉特別保護地域及び温泉保護地域については、飲用及び浴用のみとし、 温泉準保護地域については、飲用、浴用及びプール用とする。

ただし、本要綱を適用する日以前から現に温泉をそれぞれの目的に従い利用中のものについては、この限りでない。

- イ 硫化水素含有温泉の利用については、温泉利用施設の所有者又は管理者と協議のうえ、 「温泉の利用基準」(昭和50年7月12日環境庁通知)に基づき必要な対策を講ずるよう 指導する。
- (3) その他の措置
 - ア 代替掘削の取扱

代替掘削については、これを認めない。

イ 温泉を採取する目的以外の掘削の取扱

温泉特別保護地域、温泉保護地域及び温泉準保護地域における井戸堀りについては、市 町村条例等の制定を勧奨することとする。また、ガス及び鉱物等の掘削については、関係 部局と協議し、温泉源の保護を図る措置を講ずる。

ウ 影響調査の方法

付近既存源泉に対する影響調査の方法については、別途定めるものとする。

- エ 源泉を完全に埋没させるための工法は、地表より孔底部にいたるまでコンクリート等を 完全に注入する方法とする。
- 6 蒸気利用等の取扱

蒸気利用及び災害防止のための取扱いについては、この要綱 (4並びに5の(1)及び(3)のアを 除く。)に定めるほか別途定めるところによる。

附件 2-神奈川縣溫泉保護對策要綱(5/6)

附則

- 1 この要綱は、昭和42年9月1日から適用する。
- 2 従前適用の「箱根(湯本、塔之沢)湯河原温泉特別保護地区の設定並びに取扱要綱」及び「中 川温泉特別保護地域の設定及び規則内規」は、昭和42年8月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱を適用する日以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各申請(処分保留中の ものを含む。)の取扱いについては、従前の要綱を適用する。
- 4 この要綱を適用する日以前に掘削及び増掘の許可を受けて工事を終了したものの動力装置許可申請の取扱いについては、この要綱を適用する。

附則

この要綱は、昭和45年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和47年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和47年6月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和48年10月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、昭和54年10月1日から6カ月を経過した日から適用する。
- 2 この要綱を適用する日以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各許可申請(処分保留 中のものを含む。)の取扱いについては従前の要綱を適用する。

附則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から6ヵ月を経過した日から適用する。
- 2 この要綱を適用する日の前日までに受理した許可申請(処分保留中のものを含む。)の取扱いについては従前の要綱を適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱を適用する以前に受理した温泉掘削、増掘及び動力装置の各許可申請は(処分保留 中のものを含む。)の取扱いについては、従前の要綱を適用する。

附件 2-神奈川縣溫泉保護對策要綱(6/6)

温泉特別保護地域等の範囲

| 区分 | 宇名 |
|------------------|--------------------------|
| 1 温泉特別保護地域 | |
| (1) 箱根町のうち右表の地域 | 湯本、湯本茶屋、塔之沢、須雲川の一部 |
| (2) 湯河原町のうち右表の地域 | 官上の一部 |
| 2 温泉保護地域 | |
| (1) 箱根町のうち右表の地域 | 湯本、湯本茶屋、大平台、宮ノ下、底倉、 |
| | 小涌谷、二ノ平、元箱根の一部 |
| (2) 湯河原町のうち右表の地域 | 宮上の一部 |
| (3) 山北町のうち右表の地域 | 中川の一部 |
| 3 温泉準保護地域 | |
| (1) 箱根町のうち右表の地域 | 湿泉特別保護地域、温泉保護地域を除いた地域の一部 |
| (2) 湯河原町のうち右表の地域 | 温泉特別保護地域、温泉保護地域を除いた地域の一部 |
| (3) 山北町のうち右表の地域 | 温泉保護地域を除いた地域の一部 |
| (4) 小田原市のうち右表の地域 | 久野の一部 |
| (5) 秦野市のうち右表の地域 | 鶴巻の一部 |

偏老

別表に定める地域の詳細は、別図のとおり

附件 3-箱根町開發審查表(1/3)

| - 41 | CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR | | - 1017 000 | | | | 注意してく R5-0566 % | | L政総合センターム | | - | n465-3 | 2-300 |
|---|---|---|---|---|---|--|--|---|--|---|---|---|--|
| | 都市計画区域・用: 都市計画区域内 非 | WINDOWS CO. | | #J-6 | bilb 36 antik | MT:0400 | -00-3000 × | CO ES VIBRILIDADES | REAL DE LAY-1 | Limpene | age of the co | 0400-0 | 2-000 |
| DEL E | BENEFIT IN SERVICE OF | | | T | | | 高さ規制 | | SELLIE S | 日影 | 規制 | - | |
| | 用途地域名 (※1-※2) | 2000年 (36.3) | 高さ期限 | 最低數地面積 | 外壁の 後退距離 | 道路 | #1:09 | 関地 (30.4) | 制限を受ける 建築物 | 日影を 例定する 水平面 | 注別表 祭4 (に) 機 | FailE. | 13nž |
| | 第一種低層 住居専用地域 | 50 30 | 10m | 200ml | 1.5m | | 5m+ | - | 軒高>7m または | 1.5m | (1) | 3h | 2h |
| | 第二種低層 住居専用地域 | 40 | 12m | 150ml | 2.0 | 如配 | 勾配1.25 | | 地上階数 ≥3階 | | | | |
| | 第一種中高層 住居専用地域 | 150 60 | | | | 1.25 | | 20m+ | 建築物 | | (2) | 4h | 2.5 |
| | 第一種住居地域 | 60 | 10-10 | | | | | 勾配1.25 | の高さ >10m | 4m | (2) | 5h | 3h |
| | 近隣裔葉地域 | 200 or 300 80 or 80 | | | | 如配 1.5 | | 31m+ 勾配2.5 | AND DESCRIPTION OF | - | | | NOTE: |
| | 商業地域 | 300 or 400 80 so 80 | | | - | 勾配 | | 20m+ | | | | | 39 |
| □ ※1 | 用途地域の指定 のない区域(※5) | 30 0 50 50 法に基づく規制が | | No. | | 1.25 | 10. 30 | 勾配1.25 | | 1000 | litte. | 1 | 1 |
| 自 | 準防火地域 1然公園法(富士 | | | 加州 | CONTRACT. | PARRIES C | #1/ U | | □区域外 | - | 200 200 | 0.000-0 | |
| 면 | 特別地域(許可申記 □ A 区域 □ B | 区域 □ B′区均 | 普通地域 | 度(届出が:)区域 [| 必要)] D 区域 | □区域外 | 1. (温本山紅 見特別福舎E | らける建築*(の一部) | 発省箱根自然: 外の審査基準 | | | 10000 | |
| PE ※ 解 | 特別地域(許可申 □ A 区域 □ B 区域等については 特別用途地区(箱 | 講が必要) 区域 □ B'区域 とず所管の環境省 根町都市計画特 第一種低層住局 | 普通地域 g () () () () () () () () () () () () () | 度(届出が: で区域 [環境事務所 を区建築条 | 必要)] D区域 frで確認し 例) 住宅(一戸 | □区域9 □旧湖I てくださ 建て及び | ト(湯本山崎 民特別福舎E い。 2戸以下の長 | らける建築等 (の一部) 区域 (屋) または | 物の審査基準 別(別任管理事務 | 」を参照 都市整備! | ILT< | ださい :0460-8 | 15-95 |
| 면 ※ | 特別地域(許可申記 □A区域 □B 区域等については | 講が必要) □ 区域 □ B' 区域 とす所管の環境省 根町都市計画特 | 日普通地域 ・ | は(属出が に区域 [環境事務形 に区建築条 制 専用 | 必要)] D区域 frで確認し 例) 住宅(一戸 | □区域が □旧湖が てくださ 端で及び ゅつ事務所 | * (湯本山崎 見特別宿舎E い。 2 戸以下の長 f部分50㎡以 | らける建築等 (の一部) 区域 (屋) または | 物の審査基準 | 」を参照 都市整備! | ILT< | ださい :0460-8 | \. 15-95 |
| 면 ** | 特別地域(許可申 □ A 区域 □ B 区域等については 特別用途地区(箱 第1種観光地区 | 請於必要) 区域 8 区域 8 区域 8 区域 8 下降 の環境省 接町都市計画特 第一種低層企 第一種低層企 第一種中高層 | 日普通地域 「□ C に に に に に に に に に に に に に | は(属出が:) では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 必要) D区域 Fで確認し 例) 住宅(一戸 1/2以上で ・ホテルが | □区域ケ □旧湖川 てくださ 建て及び ゆつ事務所 建てられ その用途 | * (湯本山崎 元特別福舎E い。 2 戸以下の長 がか50㎡以 る に供する部分 | おける建築性 (の一部) 区域 (歴)または 内)以外は到 (国性部分) | 物の審査基準 別(別任管理事務 | 」を参照 都市整備 所を兼ね べ面積が | ILでく 課 TEL る併用 | (ださい :0460-8 住宅(f | 5-95 |
| # P | 特別地域(許可申 □A区域 □B 区域等については4 特別用途地区(箱 第1種観光地区 第2種観光地区 | 請が必要) □ 区域 □ 8 ′ 医3 接町都市計画特 第一種低層住は 専用地域(原及) 第一種中高層 居専用地域の一 第一種住居 | 普通地域 変数 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 及(区域 下 所) (区域 下 所) | 必要) D 区域 Fで確認し 供宅(一戸 1/2以上で ・ホテルが ・ホテルで られる 細工を営む | □区域期に でくださ 建て及び下 連て及び下 連てるれ もの用理店 工場るため | * (湯本山崎 民特別福舎日 ・ 2戸以下の長 ・ 6部分50ml以 ・ 6 ・ 6 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 | おける建築年 (の一部) 区域 (屋) または 内) 以外は 別 会 経 会 が 会 は を を は る で る で る で る で る を は る で る り る り る り る り る り る り る り る り る り | 外の審査基準 用に 部社管理事務 まてられない は除く)の延 | 」を参判 都市整備 所を競ね べ間積がも べまで緩緩 | 限 TE る併用 3000㎡の)を ロする | (ださい :0460-8 住宅 (f を超える | N. 95-95 性宅を るもの7 |
| | 特別地域(許可申 □ A 区域 □ B 区域等についてはが 特別用途地区(箱 第1種観光地区 第2種観光地区 第3種観光地区 特別工業地区 | 請が必要) [□ は 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | 普通地域 変数 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 及(区域 下 所) (区域 下 所) | 必要) D 区域 Fで確認 (例) は主(一戸で 1/2以上で ・ホテル ・ホテル ・ホテル ・ホテル ・ホース ・細細 田を製造 | □区域期に でくださ 建て及び下 連て及び下 連てるれ もの用理店 工場るため | * (湯本山崎 民特別福舎日 ・ 2戸以下の長 ・ 6部分50ml以 ・ 6 ・ 6 ・ 6 ・ 6 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 ・ 9 | おける建築年 (の一部) 区域 (屋) または 内) 以外は 別 会 経 会 が 会 は を を は る で る で る で る で る を は る で る り る り る り る り る り る り る り る り る り | 外の審査基準 利託任管理事務 まてられない は除く)の延 は降く)の延 はながれなが はなかんな削り | 」を参照 都市整備 所を競ね べ間積がも べまで振動 | ILでく 課 TEL る併用 3900㎡ の)を 19する 機の出 | (ださい :0460-8 住宅(f を超え カの合) | 15-95 注宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申 □A区域 □B 区域等についてはが ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 普通地域の 「一般を 一般を には ののでは のでは | 及(属出か) ② 区域 第 第 図域 事務別 図域 事務別 の 数 第 の 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 | 必要) コロ区域 外の は年 (一戸では ・ホテルアル ・ホテルアル ・ホースの ・ボーるの ・ボースの ・ボーる ・ボースの ・ボーるの ・ボーる | □区域別にてくださ 場で で | (温本山崎 民特別報会E 1)。 2戸以下の長 方部分50㎡以 る に供する部分 (建築基準) 動機を使用する 動物を使用する の本材の引着 | おける建築 (の一部) 足域 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (日) は (日) | 外の審査基準 明社管理事務 までられない は除く)の延 は降く)の延 は除く)のに はなのかる。 はない はない はない はない はない はない はない はない | 」を参判 が市整備 が下を競ね べ掲げるで提動 が市を開動 | ILT < Ilt | (ださい (たさい (仕宅 (付 を超える カの合) | No. 35-95 生宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申 □ A 区域 □ B 区域等についてはが 特別用途地区(箱 第1種観光地区 第2種観光地区 第3種観光地区 特別工業地区 | 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 普通地域 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | 及(属出か) ② 区域 第 第 図域 事務別 図域 事務別 の 数 第 の 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 | 必要) D 区域 の | □区域タ □旧語さ でくださ 建て及び事務的 建て多額的 で料理店 で料理店 取場の高さ 物の高さ | ・ (議本山和 民特別組合 2 戸以下の長 2 戸以下の長 がか分50㎡以 る に供する部分 (健築基準) 動機を使用する 13m(最高 | おける建築 (の一部) 足域 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (日) は (日) | 外の審査基準 別は管理事務 まであれない は除く)の程 は降く)の程 はなかんな削り 明 場合は町と車 15m以下 | 」を参判 が市整備 が下を競ね べ掲げるで提動 が市を開動 | ILT < Ilt | (ださい (たさい (仕宅 (付 を超える カの合) | No. 35-95 生宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申) □A区域 □B 区域等についてはが 別用途地区(籍 第1種観光地区 第2種観光地区 第3種観光地区 第3種観光地区 特別工業地区 発酵係 精複町開発事業 開発区域面積1,000 | 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 普変 情 別 目 成 グ 生 部 物 頭 近 自 強 大 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 製 | 夏(区理 (区域 事務 条 中が 原 一部 を 事分が 原 一部 を 事から 原 ー ・ | 必要) コロ 域域 プロ 域域 の は で (一戸で が) 中で (一戸 が) 中で (一戸 が) ・ホテルテル ・旅台 4 エを 類和す ・ は 3 で 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 は 3 | □区域タ □旧語さ でくださ 建て及び事務的 建て多額的 で料理店 で料理店 取場の高さ 物の高さ | ・ (議本山和 民特別組合 2 戸以下の長 2 戸以下の長 がか分50㎡以 る に供する部分 (健築基準) 動機を使用する 13m(最高 | おける建築 (の一部) 足域 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (屋) または 関係 (日) は (日) | 外の審査基準 明社管理事(同社管理事(にないない) は除く)の延に は除く)の延に は原発三号に はなれなりり のはながれながり ではない。 15m以下 15m以下 15m以下 | 」を参到 が市整備 が市を養ね べ間でる では では の市を を がでする がでする がでする ができる がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも | 取 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B | (ださい (たさい (仕宅 (付 を超える カの合) | No. 35-95 生宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申) □ A 区域等についてはが 一 B 区域等についてはが 別用途地区(第 1 種観光地区 第 2 種観光地区 第 3 種観光地区 特別工業地区 特別工業地区 「特別工業地区 「特別工程表現代 「特別工業地区 「特別工程表現代 「特別工 | 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 普変 編 別 | 夏(区域 準務・ | 必要 D D 区域 U D D 区域 U D D 区域 U D D 区域 U D D E W D D D E W D D D D D D D D D D D | □区域対 国区域対 国に で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 等(清本山牟田 民特別権会 2戸以下の長い。 2戸以下の長い 6 に供する部学法 が成本材の引着 13m(最高 も実施 | おける建築 (の一部) (域 (屋) または (屋) または (屋) または (屋) または (屋) または (屋) は (屋) または (屋) またまな (E) またな (E) またな | 外の審査基準 明社管理事務 におれない は降く)の延 は降く)の時 は降く)の時 は降く)の時 はなんな削り 明 はなんな削り 明 15 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 2 全戸数以上 | 」を参到 が市整備 が市を養ね べ間でる では では の市を を がでする がでする がでする ができる がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも | 取 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B | (ださい (たさい (仕宅 (付 を超える カの合) | No. 35-95 生宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申) 日本 (| 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 管変 行列 では、 | 夏(区理 (区域 事務 条 用が に | 必要 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 観 D D 区域 世 / 2 以 L P P P P P P P P P P P P P P P P P P | □区域外 □区域外 □に対して はて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 等 (議本山和 民特別組合 2 戸以下の収 2 戸以下の収 2 戸以下の収 (建築 基準 が動機を使用する 13 m (最高 13 m (最高 14 m (最高 | おける建築 (の一部) (原本部) (原本部) (原本部) (原本部) (原本部分(原本部分) (原本部分(原本部分) (原本部分(原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本の) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本部分) (原本の) (原本) (原本の) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本) (原本 | 外の審査基準 明社管理事務 におれない は降く)の延 は降く)の時 は降く)の時 は降く)の時 はなんな削り 明 はなんな削り 明 15 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 2 全戸数以上 | 」を参到 が市整備 が市を養ね べ間でる では では の市を を がでする がでする がでする ができる がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも がでも | 取 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B | (ださい (たさい (仕宅 (付 を超える カの合) | No. 35-95 生宅自 るものが 計を |
| で *** *** *** *** *** *** *** *** *** * | 特別地域(許可申) □ A 区域等についてはが 一 B 区域等についてはが 別用途地区(第 1 種観光地区 第 2 種観光地区 第 3 種観光地区 特別工業地区 特別工業地区 「特別工業地区 「特別工程表現代 「特別工業地区 「特別工程表現代 「特別工 | 情が必要) □ 以 □ 8 「 収 | 管変 行列 では、 | 夏(区域 単 本 コール | 必要 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 観 D D 区域 世 / 2 以 L P P P P P P P P P P P P P P P P P P | □区域外 □区域外 □に対して はて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 等(通本山和 民特別組合 2 戸以下の収 2 戸以下の収 2 戸以下の収 2 戸以下の収 は一 のま は一 は一 は一 は一 は は を を 使用する 部分 の の は は を を 使用する の の の の の の の の の の の の の | おける建築 (の一部) (現) または別 (原) または別 (原) または別 (原) ない (原) は外 (原) は (原) と (原) は (原) は (度) に (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) と (度) は (度) に (度) は (度) に (度) に (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (度) は (e) 。 | 外の審査基準 明社管理事(い 開社管理事(い は除く)の延に は除く)の延に は除る(150m はかんな削り 明合はする。 15m以下 15m以下 15m以下 13m以下 15m以下 15m以下 15m以下 15m以下 15m以下 15m以下 2000 20 | 」を参到 が市を競争 不面積が で振動 が高い が高い が高い が高い が高い が高い が高い があい があい があい があい があい がい がい がい がい がい がい がい がい がい が | はしてく 取 取 取 取 取 取 取 取 の か する 出 機 の 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 | ださい :0460-8 住宅(付 を超える 力の合 :0460-6 となり: | 15-95 陸宅省 るものが おちを55-95 ます。 |
| | 特別地域(許可申) 日本区域 (許可由 B と | 請が必要) [JB / B / B / B / B / B / B / B / B / B / | 善変 籍別 音変 (全部 物 第近自強大旅共開ま排車 地口() 地 規 緩 緩 緩 緩 緩 緩 | 夏(区理 (区域 事務 事分 が 解析 事か 事が また 事が 事が また また 事が 事が また | 必要 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 域 D D 区域 域 D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D D E M D E | □区域分割と □区域分割と でて、 は、である。 は、である。 は、である。 は、である。 での料理でである。 での料理である。 でのが、は、である。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でのいる。 でい。 でいる。 | 等(通本山和会社 に | おける建築 (の一部) (現) または別 (原) または別 (原) または別 (原) は外 (原) は外 (原) は (原) と (原) は (原) に (原) は (原) は (度) に (度) に (e) に | 外の審査基準 明社管理事務 におれない は降く)の延 は降く)の時 は降く)の時 は降く)の時 はなんな削り 明 はなんな削り 明 15 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 13 m以下 2 全戸数以上 | 」を参到 が市を競争 不面積が で振動 が高い が高い が高い が高い が高い が高い が高い があい があい があい があい があい がい がい がい がい がい がい がい がい がい が | はしてく 取 取 取 取 取 取 取 取 の か する 出 機 の 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 取 | ださい :0460-8 住宅(付 を超える 力の合 :0460-6 となり: | 15-95 陸宅省 るものが おちを55-95 ます。 |
| # BOV | 特別地域(許可申) 日本区域 日本 | 語が必要) [2] 8 (区域 日本 | 善変 籍別 書表 『生都 物第近自強大麻共開ま排 申 確 地口 然 地 規 緩 緩 緩 | 夏(区域車等 中間 を 中間 | 必要 D D 区域 U D D D 区域 U D D D D D D D D D D D D D D D D D D | □区域外間でである。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 できまる。 できまる。 できまなる。 できまなる。 できなる。 できなる。 できなる。 できるる。 できるる。 できるる。 できるる。 できる。 できる。 できる。 できるる。 できるる。 できるる。 できるる。 できる。 できるる。 できる | (清無 | は (原) または (原) または (原) または (原) または (原) は | 外の審査基準 明社管理本(い) の延に は除く() の延に は除く() の延に は原係を150のほこかんな例り 15m以下 15mur 15 | 」を参照 が市を競争 である である である である である である である である | はしてく 取る併用 3000㎡を 3000㎡を 10世界 取る出 取る出 取る出 に 取る出 に に に に に に に に に に に に に | ださい :0460-8 住宅((在報える カの合) :0460-8 :0465-1 :0465-1 | 15-96 注号 るもの 計を 55-95 ます。 |

附件 3-箱根町開發審查表(2/3)

| 〇 道路 | | 小田原土木事務) | 所まちづくり建築指導課 | TE: 0465-34-4141 | 町都市整備課 | TEL: 0460-85-9566 |
|--|---|--|--|--|--|--|
| 建築基準法第429 | 条各号いずれかの道 | 路に最低2m接しているか。 | | | | |
| | | 録、認定幅員等は町都市整 | | | | |
| | | は小田原土木事務所まちづ | | | | |
| + 1. 8m以上4m未 | 満の福員で建築基準 | 法第42条2項道路として特別 | を行政庁(小田原土木) | が指定したものに扱 | する場合は、 | 直路後近 (原則) |
| | (注) か必要となりま | す。町道(町有道)の場合 | は頭路後越用型の貝以 | | | |
| 〇 排水 | - Carlotte | | | | 展課下水道班 | TEL:0460-85-956 |
| | | □公共下水道認可区域内 | | | | |
| | | 水系統に分け、汚水、雑排 | | 「のため無水は接続」 | Cさまぜん。 | |
| | | 道に取り込める場合があり 雨水及び温泉水を道路側溝 | | けその管理者の条 | 生が必要!! ない | 安宁. |
| | | 用小及い温泉小を短船60円 組合の同意書が必要となり | | THE COMMENT OF STREET | min-scratcieses y | 671 |
| mentger 12 act - coll | | 同組合・水利組合や下流域 | Control of the contro | ください。 | | |
| 〇 水道 | N. C. H. YELF WILLIAM | | 局籍根営業所 TE:0460- | | 温泉原水道班 | TEL: 0460-85-956 |
| おおよその地区 | 100 本 20 20 本 20 | . 17 407 179 44100 7 17 1461 | | | | |
| | 石原・宮城野・連覇 | () | | | | |
| | | ・大平台・宮ノ下・小涌谷 | ・ニノ平・芦之湯・箱 | B·元箱根) | | |
| | 沢・須雲川など) | | | | | |
| O 温泉 | | 上下水道温泉課温泉班 | 18:0460-85-9569 神子 | 护川県小田原保健福祉 | 事務所温泉課 | TB.: 0465-32-800 |
| - | 区域 (箱框・元箱板 | () 芦之湯) …上下水道温泉 | 課温泉班 | | 19 19 2 | |
| | | 健福祉事務所温泉課で確認 | | | | |
| n 1 14 m-n / 400 1 n | cometant a design | | 企画部土地水資源対策課 | WI-04E 010 0103 | 2-95 to 95,0019 | TR - 0.460_95_956 |
| 力 土地取引(国土利) | | The state of the s | | and the second second second second second | | |
| 國土利用計画法 | 5,000㎡以上の | The second secon | 結日から2週間以内に属 | | The state of the s | して県に提出 |
| 公有地拡大法 | 10,000m以上の |)土地取引 契約等 | 結の3週間前までに届出 | | A STATE OF THE PARTY OF THE PAR | して県に提出 |
| つ みどりの協定 | | | | 西湘地域県政総合62 | | |
| 10,000㎡以上を開す | をする場合、西湘地 | 域県政総合もケー環境部環境制 | 簡整課と協定を締結し、 | 緑地を一定規模、一 | -定期間設ける | |
| 〇 環境アセスメン | - | | | 神奈川県環境農政 | 強環境計画課 | TR - 0.85-210-111 |
| | | | the second second second second | 14 Mesulation Seattle | THE REAL PROPERTY. | 14.040 510 111 |
| | | 、特別地域では10,000㎡以。 | 上の開発は対象となりま | The state of the s | The Control of the Co | undergrande and regarded between the contract of |
| 自然公園法普通地域 | をでは30,000㎡以上 | 、特別地域では10,000㎡以 | | The state of the s | 環境計画課に確 | 認してください。 |
| 自然公園法普通地域 〇 神奈川県福祉の名 | なでは30,000㎡以上 好づくり条例 | | 小田印 | す。県環境農政部印 東土木事務所まちづく | 環境計画課に確 り建築指導課 | 認してください。 TE:0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 の 神奈川県福祉の智 対象施設の事業者に | なでは30,000㎡以上 ガづくり条例 1、障害者、高齢者・ | その他の者で日常生活またに | 小田! は社会生活に身体等の概 | す。県環境農政部印 東土木事務所まちづく | 環境計画課に確 り建築指導課 | 認してください。 TB:0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 〇 神奈川県福祉の教 対象施設の事業者に きるように配慮し、 | なでは30,000㎡以上 新づくり条例 1、障害者、高齢者・ 整備に努めなけれ | その他の者で日常生活また!! ばならず、手続きが必要にな | 小田! は社会生活に身体等の機 なります。 | す。県環境農政部印 東土木事務所まちづく | 環境計画課に確 り建築指導課 | 認してください。 18:0465-34-414 かつ快適に利用 |
| 自然公園法普通地域 の 神奈川県福祉の 対象施設の事業者 があまり、配置を 大同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 | をでは30,000㎡以上 野づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ 、展示施設、事務所 、銀行等、官公庁、 | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にな 、集会施設、工場、複合用途が 数育文化権設、公衆便所、公: | 小田II は社会生活に身体等の機 なります。 連築物 共交通機関略設、地下街・ | す、県環境機政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 | 環境計画課に確 り建築指導課 らものが、安全 | 認してください。 TE:0465-34-414 かつ快適に利用 Iポ以上 |
| 自然公園法普通地域 の 神奈川県福祉の 対象施設の事業者 があまり、配置を 大同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 | をでは30,000㎡以上 野づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ 、展示施設、事務所 、銀行等、官公庁、 | その他の者で日常生活また! ばならず、手続きが必要にな 、集会施設、工場、複合用途! | 小田II は社会生活に身体等の機 なります。 連築物 共交通機関略設、地下街・ | す、県環境機政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 | 環境計画課に確 U建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 | 認してください。 TE:0465-34-414 かつ快適に利用 Iポ以上 |
| 自然公園法普通地域 ○ 神奈川県福祉の8 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 その他・公衆浴場は | 数では30,000m以上 封づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ ・展示施設、事務所、 銀行等、官公庁、 用途面積500m以上。 | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にた 集会施設、工場、複合用途 教育文化施設、公衆便所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 | 小田II は社会生活に身体等の機 なります。 連築物 共交通機関略設、地下街・ | す、県環境機政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 | 環境計画課に確 り建築指導課 らものが、安全 用途顕積1,000 すべて | 認してください。 TE:0465-34-414 かつ快適に利用 Dri以上 |
| 自然公園法普通地域 神奈川県福祉の教 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、福祉施設 医療施設 その他・公衆洛場は 埋蔵文化財包蔵は | 放では30,000m以上 新づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ ・展示施設、事務所、 銀行等、官公庁、 用途面積500m以上。 也・その他の文化 | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にな 集全施設、工場、複合用途) 教育文化施設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 は | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 継筆物 共交近機関略設、地下街 で要なもの(500㎡以上か | す、県環境農政部 別土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) | 環境計画課に確 り建築指導課 らものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 | 認してください。 TE:0465-34-414 かつ快適に利用 Dri以上 |
| 自然公園法普通地域 (神奈川県福祉の教 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 ての他・公衆洛場は (日本) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | をでは30.000m以上 封づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれい。 展示施設、事務所 銀行等。官公庁、 用途面積500m以上。 也・その他の文化が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にた 集会施設、工場、複合用途 教育文化施設、公衆便所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 継筆物 共交近機関略設、地下街 で要なもの(500㎡以上か | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途額積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 | 認してください TE:0465-34-414 かつ快適に利用 の可以上 TE:0460-85-760 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の教 対象施設の事業者に さるように配慮し、 共同性を 医療施設、福祉施設 その他・公衆洛場は 埋蔵文化財包蔵 町教育委員会生涯等 保安林の確認・ | をでは30.000㎡以上 對づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 ・展示施設、事務所、 銀行等。官公庁、 用途面積500㎡以上。 也・その他の文化 を を を を は の の の の の の の の の の の の の | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にな 集会施設、工場、複合用途が 教育文化施設、公奈梗所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 び が が が が が が が が が が が が が | 小田の は社会生活に身体等の機 はります。 理象物 共交通機関称説、地下街 多要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途額積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 | 認してください TE:0465-34-414 かつ快適に利用 の可以上 TE:0460-85-760 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の教 対象施設の事業者に さるように配慮し、 共同住宅・ 医療施設、福祉施設 その他・公衆洛場は 伊要 水の酸酸・ 研教育委員会生涯等 保安林の関係は、 理なない関係は、 活動を | をでは30.000m以上 對づくり条例 は、障害者、高齢者 整種に努めなけれ、 ・展示施設、事務所、 維持等。官公庁、 用途面積500m以上。 也・その他の文化 が智謀文化射保護班 作本の性の文化 が開業を を を を は に の に に に の に の に の に の に の に に の に に の に の に の に の に に に の に の に に の に の に の に の に の に に の に の に の に に に の に に に の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にな、集会施設、工場、接合用途別育文化権設、公衆使所、公駐車場は駐車場法の届出が必 なならず、である場合である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 小田町は社会生活に身体等の機なります。 課金 共交通機関称酸、地下街 共交通機関称酸、地下街 多要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試掘が どざい。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地城県政程 | 環境計画家に練 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生还学習課 ます。 合セパー林務課 | 認してください。 TR:0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR:0460-85-760 TR:0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の会 対象施設の事業者に 吉高ように配慮し、 共同性を、 福祉施設 その他・公衆洛場は ひ埋蔵文化財包蔵 町教育委員会生涯等 保安林の関係は、 ひ地域森林計画に | をでは30.000m以上 對づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ ・展示施設、事務が 期待等。官公介・ 用途面積500m以上・ 也・その他の文化が 能ができるが、 を解析の技探許可 を解析の技探許可 を解析の技探許可 を解析の技術ないない。 | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にな ばならず、手続きが必要によ 集合施設、工場、複合用途が 教育文化権設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 材 で必ず確認してください。 シター林務課で確認してくた | 小田の は社会生活に身体等の機 はります。 理象物 共交通機関称説、地下街 多要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地城県政程 | 環境計画家に練 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生还学習課 ます。 合セパー林務課 | 認してください。 TR:0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR:0460-85-760 TR:0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の参 対条施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 その他・公衆浴場は 〇 埋蔵文化財包蔵が 町教育員会生野 (保安林の関係は、西 10,000㎡以下の供料 | をでは30.000㎡以上 新づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ 、展示施設、事務所 、銀行等、官公庁、 用途面積500㎡以上。 他・その他の文化が 管課文化財保護班 森林の伐採許可 る現地域県政総合セ は、町観光銀に申 | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にか 集会施設、工場、接合用途が 教育文化権設、公衆便所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。 シター林務課で確認してくだ 調してください。 | 小田の は社会生活に身体等の機 なります。 理築物 共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 10:0460-85-7 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地城県政程 | 環境計画家に練 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生还学習課 ます。 合セパー林務課 | 認してください。 TR:0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR:0460-85-760 TR:0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の会 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿台施設 医療施設、福祉施設 その他・公衆治場故 ・前教育委員会生涯等) 保安林の関係は、西 10,000㎡以下の供約 10,000㎡以上の供約 | をでは30.000㎡以上 新づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ 、展示施設、事務所 、銀行等、官公庁、 用途面積500㎡以上。 他・その他の文化が 管課文化財保護班 森林の伐採許可 る現地域県政総合セ は、町観光銀に申 | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にな ばならず、手続きが必要によ 集合施設、工場、複合用途が 教育文化権設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 材 で必ず確認してください。 シター林務課で確認してくた | 小田の は社会生活に身体等の機 なります。 理築物 共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 10:0460-85-7 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地城県政程 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途顕積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 合セゲー林務課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 M以上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の参 対条施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 ての他・公衆治場は の 埋蔵文化財包蔵計 的 探安林の関係は、西 10,000㎡以下の供約 10,000㎡以上の供約 0、農地転用 | をでは30.000m以上 封づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ、 ・展示施設、事務所、 ・銀行等、官公庁、 ・銀行等、官公庁、 ・財行等、官公庁、 ・財行等、官公庁、 ・計算等、官公庁、 ・計算等、官公庁、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にな 、集会施設、工場、接合用途が 教育文化権設、公衆委所、公: 駐車場は駐車場法の届出が必 が で必ず確認してください。 シター林務課で確認してくだ 調してください。 総合センター林務課に申請り | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地城県政程 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途顕積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 合セゲー林務課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 M以上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の会 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 での他・公衆活場は の 埋蔵文化財包蔵が 町教育委員会生涯等) 保安林の関係は、西 10,000㎡以下の代約 10,000㎡以上の代約 の 農地転用 最地の場合は、町倉 | をでは30.000m以上 封づくり条例 は、障害者、高齢者 整備に努めなけれ、 ・展示施設、事務所、 ・銀行等、官公庁、 ・銀行等、官公庁、 ・財行等、官公庁、 ・財行等、官公庁、 ・計算等、官公庁、 ・計算等、官公庁、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | その他の者で日常生活またに ばならず、手続きが必要にか 集会施設、工場、接合用途が 教育文化権設、公衆便所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。 シター林務課で確認してくだ 調してください。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途顕積1,000 すべて 町生涯学習課 (す。 合セケー林務課 町観光課 | 認してください。 TR:0465-34-414 かつ快通に利用 M以上 TR:0460-85-760 TR:0465-32-800 TR:0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の教 対象施設の軍産連し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、福祉施設 医療施設、福祉施設 の他・公衆浴場は の 埋蔵文化財包蔵が 町教育委員会生涯等 〇 保安林の関係は、西 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 10、000㎡以上の代封 20、農地転用 農地の場合は、町画 20、建築協定 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上・ 也・その他の文化が を智謀文化射保護班 森林の伐採許可 温雅地城県政総合セ 基づく民有林 深は、西湘地域県政 条業委員会で農地転 | その他の書で日常生活またにばならず、手続きが必要になり、手続きが必要になり 工場、接合用途3 教育文化権限、公衆使所、公別 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。ま ンター林務課で確認してくだ 調してください。 総合センター林務課に申請し 用の手続きが必要になります | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途顕積1,000 すべて 町生涯学習課 (す。 合セケー林務課 町観光課 | 認してください。 TR:0465-34-414 かつ快通に利用 M以上 TR:0460-85-760 TR:0465-32-800 TR:0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域 (神奈川県福祉の教 対象施設の事業者に きるように配慮し、 共同住宅、宿泊施設 医療施設、確認としての他・公衆活場は での他・公衆活場は の 埋蔵文化財包蔵が 前教育委員会生涯 (保安林の関係は、で 地域森林計画に 10,000㎡以下の伐約 10,000㎡以上の伐約 (農地転用 農地の場合は、町倉 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上・ 也・その他の文化が を智謀文化射保護班 森林の伐採許可 温雅地城県政総合セ 基づく民有林 深は、西湘地域県政 条業委員会で農地転 | その他の書で日常生活またにばならず、手続きが必要になり、手続きが必要になり 工場、接合用途3 教育文化権限、公衆使所、公別 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。ま ンター林務課で確認してくだ 調してください。 総合センター林務課に申請し 用の手続きが必要になります | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 合むケー林務課 町観光課 町観光課 | 認してください。 TB:0465-34-414 かつ快通に利用 TB:0460-85-760 TB:0465-32-800 TB:0465-32-800 TB:0460-85-741 TB:0460-85-741 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の教 対象施設の軍産連し、 共同性定 宿泊施設 医療施設、福祉施設 医療施設、理輸工 宿泊施設 医療施設、理輸工 保安体の間 ・ 保安体の間 ・ 保安体の間 ・ 10,000㎡以上の伐封 10,000㎡、 10,000 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上・ 也・その他の文化が を智謀文化射保護班 森林の伐採許可 温雅地城県政総合セ 基づく民有林 深は、西湘地域県政 条業委員会で農地転 | その他の書で日常生活またにばならず、手続きが必要になり、手続きが必要になり 工場、接合用途3 教育文化権限、公衆使所、公別 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。ま ンター林務課で確認してくだ 調してください。 総合センター林務課に申請し 用の手続きが必要になります | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 合むケー林務課 町観光課 町観光課 | 限してください TB:0465-34-414 かつ快通に利用 IB:0460-85-760 IB:0465-32-800 IB:0465-32-800 IB:0460-85-741 IB:0460-85-741 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の教 対象施設の軍産連し、 共同性定 宿泊施設 医療施設、福祉施設 医療施設、理輸工 宿泊施設 医療施設、理輸工 保安体の間 ・ 保安体の間 ・ 保安体の間 ・ 10,000㎡以上の伐封 10,000㎡、 10,000 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 ・展示施設、事務所、 ・服行等、官公庁、 用途面積500m以上・ ・その他の文化が ・音がないが、 ・音がないが、 ・音がないが、 ・音がないが、 ・音がないが、 ・音がない。 ・音がない | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、複合用途が 教育文化権設、公衆使所、公宗 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。 動してください。 総合センター林機謀に申請し 用の手続きが必要になります。 はありません。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連共交通機関株談、地下街 要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試挺が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 です。 合むケー林務課 町観光課 町観光課 | 認してください。 TB:0465-34-414 かつ快通に利用 TB:0460-85-760 TB:0465-32-800 TB:0465-32-800 TB:0460-85-741 TB:0460-85-741 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の教 対象施設の国際議會に さるように配合施設し、 共同住宅、宿治施設 医療施設、運輸上の総合の他・公案浴場は の理蔵文化財包蔵が 田教育委会を選ぶ。 保安林の関係は、西 ののの呼以上の役割 ののの呼以上の役割 ののの呼以上の役割 ののの場合は、可能 ののの場合は、可能 ののの場合は、可能 ののの場合は、可能 ののの場合は、可能 ののの場合は、可能 ののは のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 ののの。 ののの。 のののののの。 のののののののののの | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上。 电・その他の文化が を習課文化財保護班 事材の伐採許可 近避地域県政総合セ は、西親光環に申 深は、西湖地域県政 発業委員会で最地転 が結ばれている地域 指定されている地域 | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、複合用途が 教育文化権設、公衆使所、公宗 駐車場は駐車場法の届出が必 け で必ず確認してください。 動してください。 総合センター林機謀に申請し 用の手続きが必要になります。 はありません。 | 小田の は社会生活に身体等の機 はります。 建築物 共交通機関称酸、地下節 多要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 町観光課 1位:0460-85-7 してください。 す。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生还学習課 です。 合セケー林務課 町観光課 町都市整備課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の教 対象施設の国産産産し、 共同住宅、宿祉施設 医療施設、福祉施設 医療施設、福祉施設 医療施設、福祉施設 日教育委林の確認は、 「ののの所以上の 農地の場合は、 「の、のの所以上の 健・の場合は、 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれい。 経層に解し、事務所、 銀行等。官公所、 用途面積500m以上。 也・その他の文化が 非常等。官公化財保護班 森林の伐保許可 37番地域県政総合セ 基づく民有林 深は、西親光銀に申 深は、西湖地域県政 主業委員会で農地転 が結ばれている地域 指定されている地域 去 | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、後合用途が 教育文化施設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 関してください。 総合センター林務課に申請り 用の手続きが必要になります はありません。 区はありません。 | 小田の は社会生活に身体等の機 はります。 建築物 共交通機関称酸、地下節 多要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 町観光課 1位:0460-85-7 してください。 す。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生还学習課 です。 合セケー林務課 町観光課 町都市整備課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の教 対象施設の国産が連盟し、 共同住宅、福祉施設 区際施設、福祉施設 での他・公衆が基場は の 埋蔵文化財包蔵が 町教育安林の関係計画では 10,000㎡以上の代封 0,000㎡以上の代封 0,000㎡、上の代封 0,000㎡、上の代 | をでは30.000m以上 動づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれい。 一個に努めなけれい。 一個に努めなけれい。 一個に努めなけれい。 ・個に対しているでは を対している地域 を対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい | その他の者で日常生活またにばならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、接合用途) 教育文化施設、公奈梗所、公・駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 国 シター林務課で確認してください。 国 総合センター林務課に申請り 開の手続きが必要になります。 はありません。 暖はありません。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連集物 共交通機関株設、地下街 が要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 町観光課 1位:0460-85-7 してください。 す。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 も 西湘地域県政総 を の を の の の の の の の の の の の の の | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生盃学習課 で、 合セツー林務課 町観光課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 OHUL上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の会 対象施設の正配が表す。 共同住宅、福祉施設 その他・公外村の会 ・ の 地域音楽がはいる。 ・ の 地域音楽がはいる。 ・ の 地域音楽がはいる。 ・ の 地域森林計画には ・ 10、000㎡以上の代数 ・ 20、000㎡以上の代数 ・ 20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、20、2 | をでは30.000m以上 動づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれい。 ・選択等。官公庁、 用途面積500m以上。 ・・その他の文化が ・・その他の文化が ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をいるが ・・をはないるが ・をはなないるが ・をはないるが ・をはないるが ・をはないるが ・をはなないないるが ・をはないないるが ・をはないないるが ・をはないるが ・をはないないるが ・をはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、複合用途) 教育文化施設、公奈梗所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 関してください。 総合センター林務課で確認してくが におりません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連集物 共交通機関株設、地下街 が要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 町観光課 1位:0460-85-7 してください。 す。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生盃学習課 で、 合セツー林務課 町観光課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 限してください TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の 対象施設のに配合を表す。 共同性を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を | をでは30.000m以上 動づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 ・展示能設、事治所、 用途面積500m以上。 中部課文化射保護班 事材の伐採許可 能潜地域県政総会セ 能がく長有材 深は、町観光線に申 深は、西湖地域県政 経験を表現した。 が結ばれている地域 を を がはばれている地域 を を がはばれている地域 を を がはばれている地域 を を がはばれている地域 を を がはばれている地域 を を がはばれている地域 を を がに、関係した。 を がではまれている区 が を を を がではまれている区 が の を が が が が が に に に に に に に に に に に に に | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要にない。 集合施設、工場、複合用途別 教育文化権設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 動してください。 総合センター林務課で確認してくが に取りません。 はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 最適値所(平成17年11月) してください。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連集物 共交通機関株設、地下街 が要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 町観光課 1位:0460-85-7 してください。 す。 | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 も 西湘地域県政総 を の を の の の の の の の の の の の の の | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 き。 合セパー林務課 向観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 OHUL上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域) 神奈川県福祉の 対象施設のに配合を表す。 共同性を表現の地域のでは、 共同性の を表現である。 の他の公園を表現である。 のの他の公園を表現である。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの | をでは30.000m以上 野づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 ・展示音、高齢者 を確に努めなけれ、 ・展示音、音のか。 用途面積500m以上。 ・中では大きないが、 ・中では大きないが、 ・中では、 ・一では、 | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要になります。 集会施設、工場、接合用途) 教育文化施設、公奈梗所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 動してください。 総合センター林務課で確認してくが におりません。 はありません。 吸はありません。 吸はありません。 吸はありません。 のはありません。 | 小田0 は社会生活に身体等の機 はります。 連歩数 共交通機関株隆、地下街1 多要なもの(500㎡以上が 該当する場合は、試軽が ださい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 小田0 末時点) | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 か の の の の の の の の の の の の の | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の 対象施設の国際連盟を 対象をは、 対象をは、 共同性素の はの他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他の公のでは、 での他ののでは、 でのののでは、 でののでは、 でのでは、 でののでは、 でのでは、 でいるでは、 でいるでは、 | をでは30.000m以上 野づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 ・展示語段、事治所、 用途面積500m以上。 中部課文化射保護班 作品が必要を をは、取観光線に申 には、取観光線に申 には、取観光線に申 には、取観光線に申 には、取観光線に申 には、のははないのも地域 に対した。 が結ばれている地域 と変響に関係した。 にはの性導線で確認 を表した。 を、 を表した。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要になるず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、接合用途) 教育文化施設、公奈梗所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 調してください。 総合センター林務課で確認してくが 認知してください。 総合センター林務課に申請! 用の手続きが必要になります はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 で発達箇所(平成17年11月) してください。 すべり防止区域 2 列警戒区域 | 小田0 は社会生活に身体等の機なります。 連集物 共交通機関核酸、地下値3 要なもの(500㎡以上が 変当する場合は、試軽が どさい。 町観光課 14:0460-85-7 してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 か 原土木事務所まちづく 小田原土木事務所 急傾斜地崩壊危 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉の会 対象施設の正配点施設 対象施設の正配点施設 天田成長の一定の一定を表 天田成長の一定の一定を表 田教育委の他の公共の一定の一定を表 田教育委の他の公共の一定を表 田教育委の他の会 田教育委の一定の一定を表 田教育委の他の一定の一定を表 田教育委の他の一定を表 田教育委の他の一定を表 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会と、 田教育会のの一定を表 田教育会と、 和教育会と、 田教育会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会会と、 田教育会 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整個に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服務施設、事務所、 用途面積500m以上。 电・その他の文化が 管理文化財保護班 森林地域県政総合と 基づく民有材 に、面測地域県政総 主なく民有材 に、面測地域県政総 主なく民有材 に、面測地域県政 に、面別地域県政 に、面別地域県政 に、のも地域 に、のもが に、のもが のもが のもが のもが のもが のもが のもが のもが | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、複合用途別 教育文化権設、公衆使所、公 駐車場は駐車場法の届出が必 がで必ず確認してください。 してください。 総合センター林務課で確認してくが に申請してください。 総合センター林務課に申請しません。 はありません。 はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 域はありません。 でがでいた。 で呼ばればない。 ででは17年11月 してください。 でのは17年11月 してください。 | 小田印ま社会生活に身体等の機なります。 建築物 共交通機関施設、地下街 美交通機関施設、地下街 多要なもの(500㎡以上か 送当する場合は、試擬か どさい。 レてください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合があり3 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 かのから の本土木事務所まちづく 小田原土木事務所 急類斜地崩壊危 小田原土木事務所 所在地 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 課してください。 TE:0465-34-414かつ快適に利用で のイ以上 TE:0460-85-760 TE:0465-32-800 TE:0465-32-800 TE:0460-85-741 TE:0460-85-741 TE:0465-32-800 TE:0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上・ 电・その他の文化が が智謀文化射保護が 事材の伐保許可 近避地域県政総合セ あづく民有材 には、西湖地域県政総合セ はずる地域に申取 には、西湖地域県政 を を が結ばれている地域 を が結ばれている地域 を が結ばれている地域 を がとに関係した。 がはばれている地域 を を がとでに関係した。 を がといるとは を が要に関係した。 を を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 がはばれている地域 を を がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 | その他の書で日常生活またにはならず、手続きが必要になりず、手続きが必要になり乗り変す文化権限、公衆使所、公司駐車場は駐車場法の届出が必けで必ず確認してください。まつかりで必ず確認してください。までは合せンター林務課で確認してください。というでも必要になりますはありません。 「はありません。 「はありません。 「はありません。 「はありません。 「はおりません。 「などださい」 「おりないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 小田印 は社会生活に身体等の機 はります。 建築物 共交追機関称後、地下街 共交追機関称後、地下街 を要なもの (500㎡以上か 変当する場合は、試擬がどさい。 してください。 してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 か田原土木事務所 急傾斜地落境危 小田原土木事務所 湯本茶屋 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 課してください。 TE:0465-34-414かつ快適に利用で のイ以上 TE:0460-85-760 TE:0465-32-800 TE:0465-32-800 TE:0460-85-741 TE:0460-85-741 TE:0465-32-800 TE:0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 神察川県福祉地の 対象施設のは配合の 対象施設のに配合の 共同性能、研究・ 東京 東京 東 | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれれ、 、服行等、官公庁、 用途面積500m以上・ ・その他の文化が ・・その他の文化が ・・をないと、 ・・をないをは保護が のは保護が のは、 をは、 をは、 がはばれている地域 となるとした。 はなっていると をなるとした。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 | その他の者で日常生活またにはならず、手続きが必要にない。 集会施設、工場、接合用途) 教育文化施設、公奈梗所、公う駐車場は駐車場決の届出が必ずを認してください。 1000 で必ず確認してください。 1000 で必ず確認してください。 1000 で必ず確認してください。 1000 でのでは、1000 でのででのででは、1000 でのでは、1000 | 小田0 は社会生活に身体等の機なります。 連集物 共交通機関称酸、地下節・要なもの(500㎡以上か 該当する場合は、試擬が どさい。 可観光課 1位:0460-85-7 してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 410 西湘地域県政総 が、 の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 認してください。 TR: 0465-34-414 かつ快通に利用 OH以上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 TR: 0465-34-414 |
| 自然公園法普通地域 神奈川県福祉地域 神奈川県福祉地域 対象結ように高温地域 対象はように配合に対象は同様では、一方の住宅、電視を設定である。 での他の金融を設定を対象のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | をでは30.000m以上 超づくり条例 は、障害者、高齢者 整幅に努めなけれ、 展示施設、事務所、 服行等。官公庁、 用途面積500m以上・ 电・その他の文化が が智謀文化射保護が 事材の伐保許可 近避地域県政総合セ あづく民有材 には、西湖地域県政総合セ はずる地域に申取 には、西湖地域県政 を を が結ばれている地域 を が結ばれている地域 を が結ばれている地域 を がとに関係した。 がはばれている地域 を を がとでに関係した。 を がといるとは を が要に関係した。 を を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 を がと、 がはばれている地域 を を がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 がと、 | その他の書で日常生活またにはならず、手続きが必要になりず、手続きが必要になり乗り変す文化権限、公衆使所、公司駐車場は駐車場法の届出が必けで必ず確認してください。まつかりで必ず確認してください。までは合せンター林務課で確認してください。というでも必要になりますはありません。 「はありません。 「はありません。 「はありません。 「はありません。 「はおりません。 「などださい」 「おりないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | 小田印 は社会生活に身体等の機 はります。 建築物 共交追機関称後、地下街 共交追機関称後、地下街 を要なもの (500㎡以上か 変当する場合は、試擬がどさい。 してください。 してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す、県環境農政部 原土木事務所まちづく 能上の制限を受ける 等 つ料金徴収) 必要な場合がありま 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 410 西湘地域県政報 か田原土木事務所 急傾斜地落境危 小田原土木事務所 湯本茶屋 | 環境計画家に確 り建築指導課 ものが、安全 用途面積1,000 すべて 町生涯学習課 きたか-林務課 合セケー林務課 町観光課 町観光課 り建築指導課 り建築指導課 | 限してください TR: 0465-34-414 かつ快適に利用 OHU上 TR: 0460-85-760 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0460-85-741 TR: 0465-32-800 TR: 0465-32-800 TR: 0465-34-414 TR: 0465-34-414 |

附件 3-箱根町開發審查表 (3/3)

| 建設リサイクル法 | 小田原土木事務. | 所まちづくり建築指導課 TE:0465-34-414 |
|--|---|--|
| 特定建築資材(コンゲート等)を月 届出が必要になります。 | 別いた建築物などの解体工事、またはこれらを使用する新築工事など | で、基準以上の規模の工事を行う場合に |
| 神奈川県土砂の適正処理に | 関する条例 小田原: | 土木事務所許認可指導課 阻:0465-34-414 |
| | 上)は届出、埋め立てる場合(2,000㎡以上)は許可が必要になります | Control of the Contro |
| 屋外広告物 | 小田原土木事務所許認可指導課 TE: 0465-34-4141 環 | |
| | 5厘外広告物の表示等に関する基準が定められており、許可地域内でに 物の基準が設けられており、特別地域内は許可申請、普通地域内でに | は届出が必要になります。 |
| 積雪量 | | 所まちづくり建築指導課 TEL:0465-34-41≪ |
| | 第12条の2に規定されています。箱根町は積雪量45cm | |
| 凍結深度 | | |
| 指定はありません。) 箱根地区街なみ環境整備事 | W IZ HA | 町都市駐備課 TB:0460-85-954 |
| | 未必率 道 1 号線より山側の一部エリアでは、協定の目的に合致した整備をし | 79.40.0000000000000000000000000000000000 |
| | 題 与様より山間の | ンに場合、指地病及がありよう。 |
| 各種許認可事務の流れ | | |
| 開発関係 | | |
| 環境省 | 箱根町都市塾備課 | 小田原土木事務所 まちづくり建築指導課 |
| ○自然公園法許可申請または届出 | ○箱根町開発事業指導要網 事前相談書の受付 | ○開発行為許可(都市計画法第29条) 該当するかの事前相談 |
| ↓ 許可証の交付 | 1 回答(受付後14日以内) | |
| | 事前鈎銭書の受付 | |
| | 協議会の開催 (受付後14日以内) | |
| | 1 協議事項の提示(協議会開催後14日以内) | |
| | 1 | |
| | 協議事項に係る国答受付 | |
| | 協議書の締結(受付後14日以内) | |
| <i>yz</i> | ※標準的処理日数…事前相談書提出から協議書締結まで56日 | |
| | ○開発行為許可 (都市計画法第29条) 32条協議書の受付 | |
| | 公共施設に関する同意・協議書の締結(受付後14日以内) | |
| | 1 29条許可申請書の受付 | |
| | 1 | ************************************ |
| | 許可申請書の経由 | 許可申請書の受付 |
| | ○建築制限解除の受付 | 許可(処理日数30~45日) |
| | 建築制限解除の経由 | 建築制張解除の受付 |
| | ※承認された場合はこの時点で建築確認申請手続きをする。 | 承認(処理日数14日) |
| | 工事完了届の受付 | |
| | 1 | 丁東京フラの単位 |
| | 工事完了届の経由 | 工事完了届の受付 |
| | | 検査済証の交付 |
| 建築確認申請(特定行政庁が | 間出の場合) | |
| 環境省 | 箱根町都市整備課 | 小田原土木事務所 まちづくり建築指導課 |
| ○自然公園法 | | |
| 許可申請または届出 | 申請書の受付 | |
| 許可証の交付 | 申請書の経由 | 確認申請の受付 |
| | ※申請部数 消防同意あり 4部 消防同意なし 3部 | 確認済証の交付 |
| | AMMAN COMPANY OF THE PROPERTY | |

附件 4-有馬溫泉分析表(1/3)

| | 886 | | | SECTION SECTIONS | 古教-ナナリウム- 協政権条拠条 | 自然吸化土物 物生品 | 報の数数数数数 マックス | ナナシウム 一部代数部等条金 | September 1 Control of the september 1 | | | THUT'S MICHIGAN | 1107-101-1 | ナナリシム後生場・影響水製塩条 | **** | toke sur | | | 書館(サトリウム- 場の機能機能 | **** | SCHOOL S | 古様・アトリウム・福化権権権の | M. Mark | | M M M M M M M M M M M M M M M M M M M | 会談ナトリウム - 福む物効電果 | AL PRICES | 単語士5002-協の物語場象 | SCHEENS OF | | |
|---|--------------|--------|----------------|------------------|------------------|--|--|----------------------|--|---------------|-------------|-----------------|------------|-----------------|------------|------------------|------------------|---------------|------------------|------------------|-------------|---------------------------------------|------------------|--------------|---------------------------------------|------------------|--------------|--|---------------------------------------|----------------------------|--|
| (DE-60) | 88 | | 1 | - | - | ARRE | - AR-7H/94- | L | | | | | | - | 18.80 | | - | #E-11/104 | - | 10-401-401-10-10 | 金額・チャリラム・ | 10000 | の他に上級 油塩等 | | 有様できりなん | 食様がいつる | 本格・チャリラム | Agreement A | - 大でいける | | |
| 東京市と | | 000 | 1 | 325 | 97.4 | | 1920 | 227.0 | 2 04 | 63 | 300 | 6 | | 0830 | 1 | | 1280 | 999 | 37.6 | | 213.0 | 122.6 | | | 81.8 | 47.1 | 609 | 38.9 | 131.0 | 1 | |
| <u>= 577 X 化物理 N 数 X 文 票 信 管 の 温 条 分 桁 表 ま まとめ た もの 2 分 m 8 / 1 </u> | 様なない世 | (me.t) | 2000 | 670.4 | 9156 | 1225.7 | 470.3 | 339.9 | 461.4 | 84911 | 0000 | 7000 | 989 | 16.4 | 1922 | 3844.8 | T N | 3888 | P855.1 | 17 | 4674 | 8705 | 1188.9 | 42800.9 | 534.5 | 697.1 | 1888 | 675.0 | 623.1 | 0.0 | 1000 |
| (me/L) | 27.8 | Fee | 200 | 0 | 00 | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 10 | 00 | 10 | | 3 3 | - | 00 | 0.0 | 3 | 20 | 10 | 00 | 0.2 | 0.0 | 00 | 0.0 | 99 | 9 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | |
| (me/l) | 2000年 | HC03- | 100 | 10 | 200 | 2.9 | 9.7 | 9.7 | 172 | 36.5 | 00 | | | 9 | 8.2 | 486.0 | 2 | 7 | 0.5 | 8 | 46 | 2.6 | 23.2 | 1413.4 | 2 | 570 | 50 | 970 | 2. | 0.0 | 1000 |
| (me/L) | 200 | SD42- | 00 | The same | 0.1 | 000 | 0.0 | 00 | 10 | 00 | 00 | : | 3 : | 7, | /0 | 900 | | 200 | 10 | 0.0 | 000 | 7 | | 11/15 | 90 | 04 | 0.0 | 10 | 0.4 | 0.0 | Const |
| | ** | -04 | 690.6 | | 9009 | 12227 | 465.4 | 3300 | 454.2 | 11428 | 240.8 | 25.0 | 1 | | 7 | or lose | 2000 | D Durce | 384.5 | 0 | 462.6 | 504.9 | 1164.6 | 41284.9 | 2003 | 6388 | 888.6 | 6742 | 830.8 | 000 | P. Control of |
| | 単くすう年 | (Me/L) | 407 | | 548.3 | 1359.1 | 518.3 | 359.0 | 481.5 | 1308.5 | 271.8 | 16.7 | 0.01 | 0 000 | 100.0 | 3 3 | 2000 | | 1048.7 | 12 | 488.5 | 525.6 | | - | 2205 | | 9343 | 717.0 | 5:059 | 0.0 | 100000 |
| U/em | | 21.00 | 44 | | 28 | 6.5 | 10.7 | 0.0 | 1,0 | 08 | 0.4 | 0.4 | 100 | | 7 000 | 9 | 100 | | 7 | 00 | 5 | 2.0 | | | 9 ; | 89 | 9.0 | 2.6 | 3.8 | 0.0 | |
| | | 19.18 | 120.2 | 1 | 228 | 366.1 | 83.0 | 65.7 | 283 | 372.8 | 52.5 | 4.2 | 9.6 | 99 | 0.000 | 44 | 1010 | H | 191 | 0.0 | 212 | 64.2 | 14.0 | | 200 | 6911 | 0.802 | 111.8 | 0.80 | 0.0 | |
| (me/U) | ACREA MANAGE | 20.02 | 0.6 | 1 | 7 | 600 | 90 | 60 | 1.8 | 1.0 | 0.0 | 0.1 | 0.5 | 000 | 1 2 | 10 | 1 | 1 | 7 1 | 20 20 | * | 17 | - | 879 | - | + | 4 | 4 | 0.0 | 0.0 | |
| | 27.72 | 20,10 | 58.1 | 100 | 77 | 930 | 989 | 33.0 | 64.2 | 9.98 | 21.1 | 2.7 | 0.3 | 143 | 1095 | 3.6 | 193.6 | 91.0 | 7.0 | 200 | N Co | 42.5 | 1172 | 2003 | 7 6 | 0 1 | 2 | 186 | 27.5 | 0.0 | |
| イギン | * | 23.00 | 513.0 | 410.4 | | 080.7 | 39902 | 260.0 | 275.2 | 824.7 | 197.0 | 29.3 | 16.3 | 1131 | 2883.0 | 25.1 | 9000 | 0100 | 2 0 | 2000 | - | | B/83 | | | | | | 4348 | 0.0 | |
| 80200 | - | | 38.28 | 30.95 | | | 27.60 | 19.38 | 28.59 | | 18.08 | 1.94 | 1.78 | T | | 1 | 1508 | 27.72 | + | 26.90 | | F F F F F F F F F F F F F F F F F F F | - | 27.20 | 6 | | - | | 28.80 | | |
| | | Н | H11.126 | 858 3.36 | 1000 | 230.13 | H11.26 | новал | 5583.26 | 528.7.10 | 12821 | H11.1.26 | H1 8.20 | 831329 | + | H1373 | 111.26 | \$57.3.26 | 636 0 111 | H11.126 | | 926.3.28 | + | HB 12.27 | | | | | | | |
| SH SH | _ | | 8.4 | 6.1 | - | | 7 P | E 8 | 6.9 | 65 | 7 7 | 59 H | . E | 000 | + | 5.5 H | 2.9 | 6.1 85 | - | 63 H1 | - | 808 | + | 6.6 HB.1 | | - 2 | - | | 114.11.6 | | |
| 湯田休田 | | | 88.0 mg | 報報 新報 | | | M. D. | Me. nu | SM. DR | 80 | 8M 08 | 804. DIR | SR 08 | | | 1155 | 80 | D.W. | 1. | * | 1 | ١, | | 1 | | 1 | : | | 95 | # | |
| 御田藤 | - | | 28.0 | 38.9 | nat | | 100 | 60 20 | 4.7 | 140 | 4.1 | 2.5 | 5.2 | 13.0 | - | 2.2 | 28.0 886 | 17.8 衛発 | 38.0 | - | 26.3 | | - | 46.5 RM | 48.5 1894 | 20.7 MM | 200 | 2.5 | 200 | 21.3 自然選出 | |
| | (30) | 1 | 83.8 | 86.6 | 2 60 | | 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2 | 72.9 | 842 | 98.0 | 73.4 | 453 | 45.8 | 0.95 | | - | 88.2 | 94.7 | | 88.55 | 15 | | | 81.0 | 90.1 | 848 | | | | | |
| 田田田田 | (m) | | | | 285 | | | | | 223 | | | | 19 | | | | | 502 | - | 1 | 182 9 | 6 1 | | 277 90 | 3 | 270 98 | | | 2 150 | |
| | 型條 位 | | 5 有用的1027億46の3 | 5 有馬町1027番地の3 | 長庫区 有氧的1027033 | # William on the Control of the Cont | - | 4 Mart 1039 (8 10) 1 | 作業者1003番目の1 | 兵庫区 南馬町1399の1 | 有属的1008機能の1 | 長馬寺100番巻 | A Militara | 兵庫区 有集件623 | 共順区 有馬町833 | 可能量的 DESTRUCTION | 会局集門口14億2歳の2 | 有馬町美門口14番4602 | 1 有無所第四日402 | 有馬利1609最後の1 | 有機両1003億株の1 | 兵軍区 有無町1010 | 長年区 有氯酐1010 | 有馬斯里門口1401-4 | 有馬町集門口1401の4 | 本典の第四日1401-4 | 有馬の東門口1401の4 | + | 1000000000000000000000000000000000000 | 11.MeV. 40.00.00 150.100.1 | the Mill der Ad 400 CO. or or or or or |
| 施条名 | M | T | 紀 | 和表 北区 | 名表 兵庫 | | | | | が出 | 医療 雑書シーコー | 報報 | 北区 | 11575 | | 東 本区 | 1 H K | 北区 | 国職所 | 2 | おる | 1 | | * | 報報 | 報 | 图非 | 報 | 200 | - | 10 年 10 1 |
| No. | - | | - | 和 | * | の機能を | 10 | | 200 | 2 極楽楽 | 1-1- | 3 60% | · · | 3 編集 | 20 職業 | 太陽泉 | 数 数 数 数 | 新建化 | 光幕集 | 张远园 | 御所乗 | 新遊戲 | 都所表 | 有明寺 | 有限時 | 4.882号 | 有明2号 | - 一日の一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本 | 200 mm | A STATE OF STATE OF | ときる 日の日の日の日の日日 |

附件 4-有馬溫泉分析表(2/3)

| | | 新年を記念が、 ひかりまかか | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | Secretary and Assessment | | BR000-70014 | | *********** | #1004- BRNESS | ARCHI. GENERAL | 2.5 TH ABBOA | - アルクランド・オー海道の第四 | 本 日本 | 2.40七.150.34.0 | | 高級・ナナン県代称・金銭市県 ウム・油化物・原 | 会が数- 服装を | いご園の開発・集を他・後衛衛園 ナナジのム・美 | 本部二部に対象 子供外 | 新闻二個位代表表 | BRIDGER NES | WHITEENS WAS | | | を発性性性であったことでは4 | | 1100年 | 新女・10個の政権・協会は 協議協議 コンパンム・協会は 協議協議 | |
|-------------------------|-----------------------|----------------|---------------------------------------|--------------------------|---------------|----------------|-------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------------|----------------------|--|----------------|-------------|----------------------------|---------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------------|--------------|---|------------------|-----------------|----------------|-------------|---|--|--|
| - | | 1050 | - | | | 4500 | 0.00 | 2000 | 23.3 | 0808 | | 10200 | | | 200 | 270.0 | | 1120.0 #8. | 0.0001 | 1300 mm | 1280.0 | * 00011 | 1 | 8.8 | 1 | | 0.630 | 1217.0 ## | 1 |
| 00 | 90 | 673.8 | KIAN | 100 | 1 | 198 | | 261.2 | 37.6 | 124.4 | 217.8 | 300 | 108.4 | 982.6 | 19548.0 | (39.2 | 8.12 | 12568 | 2.2 | 123 | 2.4 1 | 3.8 | - | 20 | I DS | 0.0 | 794.1 | 10001 | |
| 00 | 00 | 10 | 90 | 101 | - | 0.3 | 10 | 00 | 970 | 0.3 | 00 | 000 | 0.0 | 0.0 | 000 | 00 | 1.0 | 0.0 | 00 | 0.0 | 000 | 0.0 | 00 | 0.3 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | |
| 00 | 00 | 67 | 2.2 | 17 | 9 | | 7.5 | 3.2 | 46 | 13 | 12.8 | 3.5 | 12 | 6.9 | 8081 | 19.5 | 17 | 2 | ¥0 | 1.2 | 60 | 90 | 90 | | 2.0 | 000 | 28.5 | 140 | |
| 0.0 | 00 | 0.4 | 80 | 0.0 | 00 | 10 | 94 | 00 | 0.4 | 63 | 000 | 0.3 | 10 | 00 | 0.0 | 0.5 | 00 | 0.0 | 17 | 0.7 | 80 | 2.0 | 00 | 0.2 | 0.2 | 00 | 0.2 | 1.0 | |
| 00 | 00 | 466.4 | 6869 | 477.3 | up up | 97.7 | 0.60 | 256.1 | 31.9 | 115.8 | 1.6% | 52.5 | 086 | 946.0 | 0.8 | 419.5 | 35.7 | 9.6 | 9'0 | 03 | 9.0 | 01 | 0.0 | | | 0.0 | | | |
| 0.0 | 000 | 113 | 869 | 9 17 | 18 | 18 | | - | 39.5 | 1383 | NE 187.8 | 62.0 | 116.8 | 829.4 54 | 0.85601 2.0 | 447.2 41 | 47.9 | 22 1249.6 | 2.8 | 2.4 | 2.5 | 4.3 | 00 | | 4 1145.3 | 0 00 | 5 767.3 | 7 987.9 | |
| 0.0 | 00 | | | | | | | 2 | | | 100 | | | | 18815.5 | | .51 | 12722 | | | | | | | 11544 | 0 | 827.5 | 1045.7 | |
| 0.0 | 0 00 | | | | | | | | 9 0.2 | 0.4 | 21 | 0.7 | Ŧ | 2.0 | 105 | 9 | 0.2 | FE. | 10 | 0.3 | 0.0 | 10 | 0.0 | 000 | 8.8 | 0.0 | 9.0 | 1.8 | |
| | | 123.5 | | | | 1 | | | 5.8 | 35.5 | 203.3 | 22.9 | 41.8 | 209.2 | 83855 | 57.4 | 10.9 | 242.0 | 8. | 12 | 0.7 | 24 | 0.0 | 1.2 | 186.8 | 0.0 | 111.9 | 184.4 | |
| 000 | 00 | 0.4 | 5.1 | | 9.0 | | 0.3 | 9'0 | 0.2 | 0.7 | 9.5 | 9:0 | 0.2 | 3.6 | 73.0 | 0.8 | 9.0 | 6.3 | 0.1 | 10 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 802 | 0.0 | 7.8 | 11.2 | |
| 000 | 00 | 35.8 | 41.2 | 30.7 | 59.4 | - | 8.8 | | 12 | 65 | 20 | 2.3 | 0.2 | 43.3 | 1693.0 | 9.7 | 3.6 | 442 | 0.1 | 000 | 1.0 | 1.0 | 000 | 90 | 29.4 | 0'0 | 245 | 9 | - |
| 0.0 | 0.0 | 343.5 | 5000 | 400.1 | 1888 | 87.A | 743 | 218.4 | 32.1 | 98.5 | 574.2 | 25.4 | 76.0 | 3720 | 8555.0 | 3778 | 32.7 | 9783 | 0.7 | 0.8 | 1.5 | 1.5 | 8 | 12 | 908.7 | 000 | 682.6 | 0.787 | |
| | | 23.42 | 32.64 | 28.35 | | 2.06 | 61.0 | | 235 | 7.89 | | 429 | | | | 11 82 | | 91.17 | 020 | 0.13 | 91.0 | 0.34 | | 91.0 | 62.46 | | 52.14 | 89.29 | |
| 532.5.25 | 3325.25 | H11.12.15 | HB11.14 | \$62.8.14 | \$28,11.30 | H1.7.22 | \$62.8.15 | \$31.2.10 | H4 10.26 | 568.10.6 | 535.6.15 | H) 11.2 | 530.11.30 | 531,9.12 | | 562.12.21 | 843.89 | H5.4.8 | H10.8.27 | H1.9.20 | 858,10.17 | H14.11.6 | - | 550.11.22 | 10.31 | | H3 9.8 | 381124 | 1000000 |
| | | E 6.6 | 13 | 0.0 | 40 | 29 | 8.4.8 | 601 | 7.3 H | 8.0 | 40 | 95 | 83 | 55 | | 98 89 | 97 | 92 | 4.7 HB | 50 H | 4.9 858 | 49 HI | _ | 7.0 550. | 58 HG. | | 6.7 H | 198 119 | 100 |
| | 事務選出 | 編集 エアリフト語名 | 様なく 後継 | 番稿 エアリフ ト編木 | #5.7M8 | MR 0.0 | 8M 0W | 新院 エアリフト語水 | 編集 エアリフト ト番木 | 単元 学 別職 | 自用なし、エア リフト | NN. DW | 施表件所に向 的条件) | 機能 エアリア ト編木 | | 編集 キアリフ ・雑米 | 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | MR. DW | 機能 かり編 米 | 400, 11/16 A. | 東大大東 桜 | * See 4 | 世帯諸田 | MA. AM | | * | 200 | NV-0 | 明から 現職 |
| 17.0 | 18.0 | 4.5 | 2 10 | 10.8 | | 8.5 | 151 | - | 12.0 | 30.5 | 240 | 17.1 | 1.0 | 18.0 | | 25.9 | 0.0 | 2.9 | iii | 13 13 | 27.5 MR | 47.0 BM. | 63.0 | 1.5 | 0'8E | 8038.0 | 159.0 889 | 報 | - |
| 16.0 | 20.0 | 57.4 | 63.4 | 62.0 | 54.0 | 683 | 63.4 | 38.7 | 28.5 | 30.5 | 38.5 | 26.5 | 18.0 | 48.0 | | 23.6 | 19.0 | 28.7 | 188 | 183 | 64 | 18.4 | 20.0 | 18.8 | 30.0 | 22.0 180 | 1 8119 | 35.6 | |
| | | | | | 237 | 220 | | | 330 | 164 | | | 808 | 300 | | 300 | | | | | 91 | | | | | 5.5 | 988 | 10 | 2 |
| 9 宝泉ラジウム 長鹿区 有馬町地震谷1023 | 有馬温泉地面名兵庫区 有異的地数各1608 | 8 年展町283-2 | 5 作展町269-2 | 5 有属的1253-2 | 兵庫区 有無可1203の2 | 4 馬町市油の駅300番2 | 有単年地の民300番2 | 共庫区 有馬町字池の東300の2 | 将属等年他の展別のの3 | | 区 新馬斯夫羅撒1554有霧川古 区 華 | 有關可學灣協 (582-1 | 14 義僚/ダイハン/信義院 有馬利平道祭198501 | 長曜回 有裁判316章法 | | 有無所つびギ谷1623番地 | 17 番組のカントウェル 発達国 本地西から上手を独立のののだって、 | 無馬四十中/至199章 | 有職幣科协小#1328-1 | 有無可給小袋1225.001 | 有馬町谷ヶ谷1325の1 | 有馬等來份少卷1325-1 | 長庫区 有馬町与ケ谷1323の2 | 有馬利平大陸数1803の2 | 有馬所字孫七1775-1 | 元献区 有馬町1001 | 有歲四年山田山1919 | お馬野谷田田田田田100000000000000000000000000000000 | 2 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 |
| 74 E | 100名兵力 | 北区 | 2 | 北区 | fam. | 1 3 3 | 2000年 | | # # | # | 参 発展区 | 4 区 | 2/6集 | 0.00 | 0000 | 製料 | 事味で | ** | # | 岩図 | 설 | ** | 発展区 | 123 44 40 | 23 | 元業区 | 北国 | 12 | 410 |
| 2000年 日本東ラジ | 9年馬温泉為 | 本古標 | 太古樓 | 太古權 | 本は本 | へんスセンター! 母意 | 四分 建塔爾瓦森 | 申3塩酸以発 紙 | へかえせいかー2 井岡 海崎 | 天电频集曲 | 13 用光開発2本 | がイハン室番 研製部中 大阪 | 義症がイス | 7.9万篇集 | アラゴ原東 | # N III | はないなどは | 龍水匠 | 國公園 | 観り提製 | 数数の面 | 製造を を の を の の の の の の の の の の の の の | 数据证据 | 開始其所組合 兵庫無支部 | 報分で記載所 売回 | 特の特徴 | 24 美國語集發展 北区 | 34 有限偏差施限 计四 | 神田神 |
| | 60 | 10 | 10 | 9 | 10 | Ξ | Ξ | 12 | 2 | 13 | 13 | ÷ | 4 | 15 | 50 | 9 | - | ry ru | 12 | 27 | E. | 26 | | 20 | | 32 | 年 88 | 24 数 | 38 |

附件 4-有馬溫泉分析表(3/3)

| | 4 i | 有中国 北区 有馬町宇建設ケ馬1762-5 | 芦屋市議員互 北区 有馬町宇衛架ヶ尾1750番 執会 | 2011年の日本 1011年 10 | 基内機株首 AR 今馬町藤安ヶ奥1764 | 装匠職様 ルジウム素 水膏図 各版町銀次ト第13字線総名 | 神戸市大道寺 北区 有馬町寺南沿ヶ尾1750番 東管理者 | ラジウム泉 北区 有馬町舗公司部1743 | ラジウム泉 北区 有馬町倉谷ヶ原174番地 | ラジウム条 兵庫区 有馬町権宣告谷 | ランウム泉 長藤区 岩馬町建営舎原方250m大 | 有馬蟹県保険 北区 有馬町字お山1704 保養センター 北区 有馬町字お山1704 | 養政省 長康区 有馬町字杉山1704 | 兵庫区 有机町北姆665(古泉湖) | 有明山谷 北區 有馬町1001有朝山班 | 有馬温泉 兵衛区 中馬町1505番地 | 有馬温泉 長草区 有馬和1606容地 | 兵庫区 有高町率ウンギ谷1883 | 提布小温泉 兵撃区 有馬町1881の2 | 神戸電鉄1号 反康区 有馬町学石倉山林1411の1 | 次汽車振踏 元庫区 古馬町 東部 | 長澤区 有與四1183 | |
|---------------|----------|-----------------------|-------------------------------|---|----------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|-----------------------|-------------------|---|--|---------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|------------------|---------------------|---------------------------|------------------------|-------------|---------|
| | 30.8 | Z. | 16.6 | 18.2 | 961 | | 8.3 | 29.4 | 8 27.B | 29.5 | 300 | 90.5 | 68.0 | 17.0 | 16.8 | 190 | | 15.5 | 19.0 | 23.0 | 21.0 | 24.0 | |
| L | | 37 | | 2 83.0 | 3 40.0 | | 18.0 | 26.0 | 12.6 | 18.0 | 27.0 | 340 | | 38.0 | | 5.0 | | 117.0 | 180.4 | 28.0 | 36078.0 | 902.0 | |
| State Alverte | \$20 m | 37.0 MM. nin | 9.3 8858.4 | A 0 0 0 | の 日本語の | 和影響也 | 世紀日 | 0 88 88 | 6 8883 | O BRIBE | 0 DASSA | - | 画成 エアリフ ト業余 | 報報 | 本質条シン | 1 | | (6000000 | 8.0 | EM DW | 2 | | |
| | 28 | 6.4 | 69 | 77 | 88 | | 90 | 2.0 | 9.0 | | | 1.8 | | | = | | | ** | | 91 | | | |
| | H6.11.18 | \$62.10.12 | H2.9.21 | H8321 | H2.2.20 | 831211 | H24.20 | H11.126 | 562.5.6 | 835.9.9 | \$32.12 | H8.1.25 | \$38.11.2 | | H10.8.27 | \$32.8.4 | | 838.4.20 | | \$11.2.11 | | | |
| | 800 | 53.75 | 90'0 | 0.19 | 0.21 | | 900 | 0.51 | 0.62 | | | 81.53 | | | 0.17 | | | | | | | | |
| | 90 | 782.6 | 03 | 2.0 | 1.6 | 2.4 | 0.2 | 9.0 | 89 | 00 | 90 | 878.3 | 541.3 | 90 | 0.7 | 0.2 | 2 | 812.0 | 0.0 | 2184 | 00 | 000 | |
| 1 | 0.0 | 46.5 | 000 | 000 | 00 | 00 | 0.0 | 170 | 02 | 00 | 00 | 1253 | 74.7 | 00 | 0.1 | 000 | 6.0 | 80 | 0.0 | 3.6 | 000 | 0.0 | |
| | 0.0 | 8.6 | 0.0 | 00 | 8 | 00 | 00 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 13 | 20 | 00 | 0.1 | 0.1 | 2 | 4.6 | 0.0 | 9.0 | 00 | 90 | |
| | 12 | 104.5 | 0.2 | - | 4 | 1.2 | 0.2 | 23 | 3.0 | 000 | 00 | 284.8 | 412.8 | 00 | 73 | 60 | 37.5 | 331.7 | 00 | 2.00 | 00 | 00 | |
| | 0.0 | 170 | 90 | 00 | 00 | 00 | 0.0 | 00 | 0.0 | 00 | 00 | 25 | 40 | 00 | 0.1 | 0.2 | 11.4 | 17 | 0.0 | d. | 00 | 00 | 200 |
| | 1.9 | 942.9 | 9.0 | 3.4 | | 0 0 | 90 | 11.5 | 1.6 | 00 | 00 | 22,000 | - | 00 | 22 | 7 | 55.4 | 1153.2 | 00 | 3040 | 00 | 00 | 200 |
| | 0.1 | 898.5 | 0.7 | 1.7 | The same of | | 10 | 72 | 8.3 | 00 | 0.0 | 1190.4 | 70 | 00 | 90 | 0.2 | 17 | 1005.2 | 00 | 1 345 | 00 | 00 | T. W.W. |
| | 10 | 0.0 | 8 | 10 | | 0 | 3 6 | 10 | 0.0 | 00 | 99 | 00 | 8.0 | 00 | 0 | 90 | 1.89 | 00 | 90 | 00 | 000 | 00 | |
| | 60 | 28.8 | 63 | 1.0 | | 9 : | y 60 | 2.6 | 2.3 | 0.0 | 04 | 1.4 | 8.0 | | 30 | - | 64.5 | 17.8 | 00 | 3 5 | 700 | 00 | 9 |
| | 0.3 | 10 | 10 | 10 | | 60 00 | 00 | 0.5 | 0.3 | 00 | 00 | 0.3 | 000 | 200 | 00 | 00 | 00 | 00 | 00 | 3 9 | 3 6 | 0.0 | 200 |
| | 1.4 | 2012 | 0.5 | 2.9 | | 7 | 90 | 10.6 | 98 | 00 | 00 | 11401 | | | 0 0 | | 1213 | 100 | 3 | 3 : | 2002 | 1 8 | 000 |
| | 1.2 | 971.0 | 8.2 | 4.7 | | 200 | 24.0 | 9 83 | 386 | | | 41.40 | | | 1000 | | | 1845.0 | | | | | |
| | - | おおおおおおお 一下で1六十 | * | 2400000000 | | SHEET SHE | STERN | *************************************** | 665120 | ***** | Name of the state | SECTION SCHOOLS | | | | - | | 4 円面 中土 中二 | | The same of the same | ARREST TRACES | | |

1/1 ページ 神戸市市税条例

> 第3章 目的税 第1節 入湯税

- (入湯税の課税客体等) 第177条 環境衛生施設,鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施 設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉 浴場における入湯に対し、浴場の所在地において、入湯客に入湯税を課する。 (入湯税の課税免除)
- 第177条の2 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 年齢7歳未満の者

(2) 共同浴場又は公衆浴場に入湯する者

- (3) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業に基づいて設置された施設に入湯 する者
- (4) 自炊用の簡素な施設、専ら日帰り客の利用に供される施設その他これらに類する 施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して著しく低いも のとして規則で定める金額未満のものに入湯する者
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)に就学 し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに当該行 事における引率者及び介添者

(入湯税の税率)

第177条の3 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の徴収の方法等)

第177条の4 入湯税の徴収は、特別徴収の方法による。

- 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 前項の特別徴収義務者は、入湯客の納付すべき入湯税を徴収しなければならない。 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営報告)
- 第177条の5 入湯税の特別徴収義務者となつた者は、その日から7日以内に、次に掲げる 事項その他必要な事項を市長に報告しなければならない。その報告した事項について異 動があつた場合においても、また、同様とする。
 - 住所及び氏名又は名称 (1)
 - 鉱泉浴場施設の所在地 (2)

(入湯税の特別徴収義務者の申告等)

- 第177条の6 前条の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月中の入湯客の数、税額その 他市長において必要があると認める事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びそ の納入金を納入書によつて納入しなければならない。
- (入湯税に係る更正及び決定) 第177条の7 前条の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告書 に係る課税標準額又は税額が市長の調査したところと異なるときは、これを更正する。
- 特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、市長の調査に よつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。
- 3 前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを 更正する。
- 前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴 収義務者に通知するものとする。

(入湯税に係る不足金額等の納入)

- 第177条の7の2 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10,第701条の12又は第701条 の13の規定に基づく不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金 額の納入の告知を受けたときは、これらの金額を当該告知書で指定する期限までに、納 入書によつて納入しなければならない。
- 前項の規定により不足金額を納入する場合においては、その不足金額に法第701条の10 に規定するところにより計算した延滞金額を加算しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者の帳簿記載の義務)

第177条の8 入湯税の特別徴収義務者は、入湯客の数その他必要な事項を、毎日帳簿に記載しなければならない。

○神戸市有馬温泉施設条例

昭和 36 年 4 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、神戸市有馬温泉施設(以下「温泉施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 温泉施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 温泉施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (使用料)

第4条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の使用に係る温泉施設の使用料の額は、1立方メートルにつき350円とする。

(使用料の納付)

第5条 前条の使用料は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特にやむを得ない事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、温泉施設を使用しようとし、又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可せず、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 温泉施設の使用者は、故意又は過失によりその施設又は設備を損傷し、又は 減失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、市長の定める日から施行する。

(昭和36年4月1日規則第7号により昭和36年4月1日から施行)

附 則(昭和 39年 3月 31 日条例第 102号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年6月5日条例第7号)

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月5日条例第30号)

この条例は、神戸市区設置条例の一部を改正する条例(昭和 47 年 4 月条例第 19 号) の施行の日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日条例第125号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日条例第14号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第56号)

附件 6-神戶市溫泉設施條例(2/7)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日条例第62号)

この条例は、平成4年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後の 使用に係る温泉施設の使用料から適用する。

附 則(平成12年3月31日条例第68号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称

位置

銀泉

神戸市北区有馬町 833 番地

天神泉

神戸市北区有馬町東門口 14番地の 2

御所泉

神戸市北区有馬町 1,009 番地の1

妬泉

神戸市北区有馬町 1,027 番地の 3

極楽泉

神戸市北区有馬町 1,039 番地の 1

ラジウム泉

神戸市北区有馬町歯朶毛尾 1,749 番地

○神戸市有馬温泉施設条例施行規則

昭和36年4月1日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>神戸市有馬温泉施設条例(昭和36年4月条例第5号。以下「条例」という。</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 神戸市有馬温泉施設(以下「温泉施設」という。)を使用しようとする者は、 様式第1号による有馬温泉施設使用許可申請書により市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、温泉施設の使用を許可したときは、<u>様式第2号</u>による有馬温泉施設使用許可書を当該申請者に交付する。

(使用料の納付)

第3条 条例第4条の使用料は、月ごとに納付しなければならない。

2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の10日とする。 (施行の細目)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和38年3月14日規則第81号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月31日規則第111号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年6月5日規則第30号)

この規則は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日規則第10号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日規則第21号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第81号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 15 日規則第 50 号)抄 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附件 6-神戶市溫泉設施條例(4/7)

様式第1号(第2条関係)

有馬温泉施設使用許可申請書

年 月 日

神戸市長 様

申請者 住所

氏名

神戸市有馬温泉施設条例(昭和 36 年 4 月条例第 5 号), 神戸市有馬温泉施設 条例施行規則(昭和 36 年 4 月規則第 6 号)及びこれに基づく指示に従いますか ら, 温泉施設の使用を許可くださるよう, 申請します。

1 使用施設 名称

位置

2 使用する期間

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

B5 縦なが

附件 6-神戶市溫泉設施條例(5/7)

様式第2号(第2条関係)

(表)

有馬温泉施設使用許可書

号

年 月 日

住所

氏名

様

神戸市長

印

次のとおり有馬温泉施設の使用を許可する。

記

- 1 使用施設
- 2 許可期間 年 月 日から

年 月 日まで

3 使用料 1立方メートルにつき

00

ただし、神戸市有馬温泉施設条例(昭和36年4月条例第5号。以下「条例」 という。)の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。

4 使用料算定の基礎となる使用量の認定は、当事者立会いのうえ随時測定した量に基づき市長が認定する。

B5 縦なが

(裏)

5 経費の負担等

- (1) 使用者は、自己の負担において温泉の引込装置その他施設を使用する に必要な設備の取付工事を施行しなければならない。
- (2) 温泉引込装置の新設,増設,構造変更などの工事施行は,あらかじめ設計書を市長に提出して,その承認を得なければならない。
- (3) 許可期間が満了し、又は許可の取消しがあつたときは、使用者は、自己の負担において、直ちに、当事者立会いのうえ温泉引込装置を完全に切断しなければならない。

6 厳守事項

- (1) 使用者は、条例、神戸市有馬温泉施設条例施行規則(昭和 36 年 4 月規 則第 6 号)及びこの許可事項を厳守しなければならない。
- (2) 使用者は、この許可によつて得た権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

7 その他

- (1) 天災地変、泉源の涸渇、泉源湧出装置の破損その他不可抗力による事故が発生したとき及び公益上必要があると認めたときは、市長は、一時、施設の使用を停止させることができる。
- (2) 使用者が厳守事項を厳守しないときは、市長は許可を取り消すことができる。

B5 縦なが

神戸市有馬温泉施設の使用許可に関する要綱

(平成19年4月1日 国際文化観光局長·観光監決定)

(目的)

第1条 この要編は、有馬温泉施設条例施行規則(以下「規則」という。)第4条に基づき、有馬温泉 施設(以下「温泉施設」という。)の使用許可に関する基準及び手続を定め、許可事務の適正な執行 を図ることを目的とする。

(使用許可の基準)

- 第2条 規則第2条により、市長が温泉施設の使用を許可する一般的基準は、次の各号に定めるとおり とする。
 - (1) 旅館業法に基づく、旅館業の許可を受けていること。
 - (2) 温泉法に基づく、温泉の利用の許可を受けること。
- (3) 神戸市北区有馬町内に事業所を有し、その事業所においてのみ温泉を利用すること。で考し、竹家在有限 (4) 有馬温泉旅館組合への加入など、地元と協力して有馬温泉の観光振興に資することができること。 ゆびの
- (5) 既給湯先の給湯量に影響しないこと、または既給湯先の給湯量が減少する場合、既給湯先すべての承諾を得ること。 案が使用者 需取得 改有使用者 え 同ま
 - (6) 国税(法人税、消費税)、地方消費税および本市が賦課する税について未納が無いこと。お名利之を終える
 - (7) 使用料金を安定的に納入できること。

(使用期間)

第3条 使用期間は、許可をする日の属する当該年度から2年度内とする。ただし、引き続き使用しよ うとするときは、使用期間満了前1ヶ月までに、規則に定める有馬温泉施設使用許可申請書(以下「申 請書」という。)を提出しなければならない。

(施行の細目)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、国際文化観光局長が定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。